

工 3M-88



經濟學大意

杉

程次郎

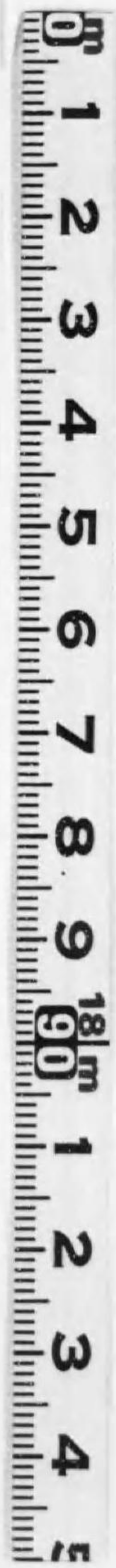
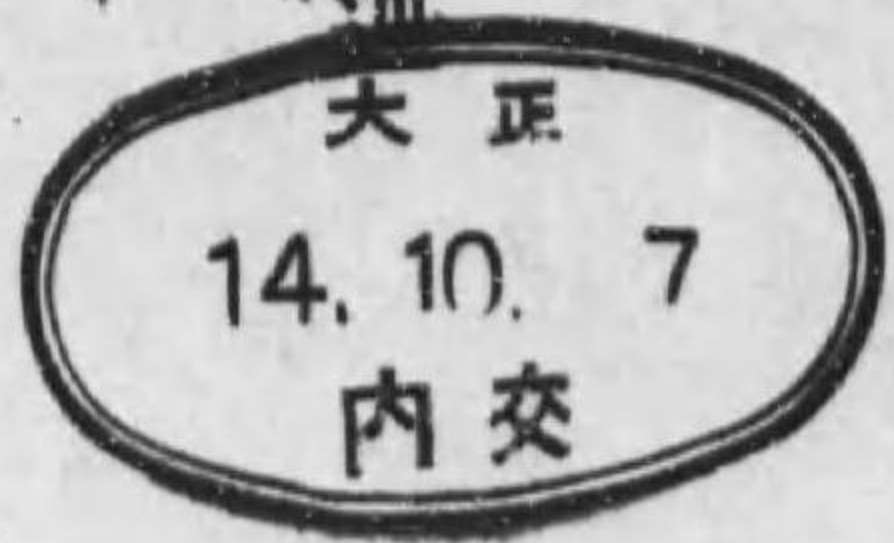
講

述

大正

14. 10. 7

内交



始



## 自序

經濟學に關する書籍は世上に隨分澤山あるが、何れも餘りに六ヶ敷い議論を列べ平易に説述したものは甚だ乏しく、初學者に採つては判り難いものが多い實狀である。今各種の經濟上の原理、原則を成るべく通俗且平易に説明し一讀して一般的智識を了得せしめんとするのが本書發刊の主眼である。

專賣協會誌上に搭載せられつゝある經濟上の諸議論は頗る豊富ではあるが學研的に根本的觀念の説明せられたもの無きは甚だ遺憾とする所である。豫て協會編輯員よりの切なる懇懇に依り淺學菲才自ら揣らず講話掲載の計劃に賛助し貴重なる紙面を汚しつゝ、漸く一段落を附けて通讀に便ならしむる様一小冊子として本書を剞劂に附することになつたのであるが、若し本書に依り讀者が多少なりとも吾々の實生活に最深の關係ある經濟學上の根本觀念の一端を了得せられたものあらば甚だ幸榮とする。

本書の不備缺點は固より多々あるべきも其の點は敢て大方識者の叱正高教

を仰ぐ所である。

尙本書の編纂上に於ては元專賣協會員渡邊憲氏及現編輯員春田伊久藏氏の援助を受けたものが甚だ多い茲に兩氏に對して深く感謝の意を表する次第である。

大正十四年九月吉日

著 者 識

### 經濟學大意掲載に就て

專賣協會編輯部

所謂雜誌學問ばかりでなく、科學的に系統立つた確實な知識を得ることの大切なことは今更暇々を要しないところである。本會に於ては豫てより何か會員諸君の参考となるものを講義録體にして毎號協會誌の附録とし掲載したい希望から種々考慮した結果、最近發刊されました法學士杉程次郎先生の最新經濟學を摘録し、同先生の校閲を経て本誌に掲載することに致しました。最初に經濟學を選んだ理由は吾人の實生活に直接密接な關係を有する經濟に關するものこそ最も適當なものであらう殊に歐洲大戰後經濟問題の愈々緊切を加へつゝある事情に鑑み、極めて相應しきものなりと認められたからであります。次に著者の自序の一節を引用して御参考に供する。

今や國際間の經濟競争は益々激甚の程度を加へ寸毫の偷安を貪る者は、忽ち世界の競争場裡より落伍せんとするの狀態にして、列強の經濟的方面に於ける國運發展上の施設は瞬時も怠ること無く寔に顯著なるものあり。此の間に處して吾人の共同生存を策するや、各種の社會現象は頗る複雑多端なりと雖其の由來する所を尋ねれば多くは經濟問題に存し經濟は社會現象の源泉たりと謂ふを得べし。古今東西に亘る幾多の大戰争も、各種の國際的競争も、政治上の紛議も將た又人種間の闘争も多くは經濟問題に胚胎し又近來世上に紛々たる社會問題、勞働問題、社會主義、社會政策其他幾多

の重大問題は何れも經濟的見地より之が研究を要すべきもの頗る多し。  
 惟ふに各種の經濟現象は畢竟各人の日常生活に直接間接の大關係あり其の原理、原則を知悉して後  
 始めて社會上の地位を昂上し、各種の對人關係を調和し、國民の義務を知得して諸種の方針を定め  
 人類生活の必須條件たる經濟的活動に確固たる基礎を築き得べきもの多し、國民全般に對する經濟  
 思想普及の緊要知るべきのみ。云々

本講話は成るべく簡單に經濟學の眞髓を拔萃して要點を摘録したものであります。尙本講話の原本  
 たる杉先生著最新經濟學を併せ御閱讀あらんことを希望致します。

### 經濟學大意目次

#### 第一編 總論

第一章 緒言.....一

第二章 經濟學上の根本觀念.....三

第一節、欲 望.....四

第二節 財 貨.....六

第三節 財貨及富.....八

第四節 效 用.....一三

第五節 價 值.....一八

第六節 經 濟.....二〇

第三章 經濟的活動の前提.....二三

第一節 社 會.....二三

第二節 國 家.....二三

第三節 土地、資本の私有制度.....二四

第四節 契約の自由制度..... 三〇

第四章 國民經濟發達の順序..... 三二

第五章 經濟學の定義及部門..... 三三

第一節 經濟學の定義..... 三三

第二節 經濟學の部門..... 三五

第二編 生産論

第一章 生産の意義、種類及要素..... 三七

第一節 生産の意義..... 三七

第二節 生産の種類..... 三八

第三節 生産の要素..... 三九

第二章 自然..... 四〇

第一節 自然の意義及狀況..... 四〇

第二節 土地..... 四〇

第三節 土地收益遞減法..... 四一

第三章 勞力..... 四三

第一節 勞力の意義..... 四三

第二節 勞力の種類..... 四四

第三節 勞力の效果及人口増加..... 四五

第四章 資本..... 四七

第一節 資本の意義..... 四七

第二節 資本の必要..... 四八

第三節 資本の種類..... 四九

第四節 機械..... 五二

第五節 資本の成立..... 五四

第五章 産業..... 五五

第一節 産業の意義..... 五五

第二節 企業の種類並利害..... 五六

第三編 交易論

第一章 交易の意義、起原及種類..... 六九

第一節 交易の意義..... 六九

第二節 交易の起原……………七〇  
第三節 交易の種類……………七〇

第一章 需要供給及其の法則……………七一

第一節 需要供給の意義……………七一  
第二節 需要供給の法則……………七二  
第三節 需要供給の法則適用の範圍……………七六

第二章 貨幣……………七七

第一節 貨幣の起原……………七七  
第二節 貨幣の職分及定義……………七八  
第三節 貨増の性質……………七九  
第四節 本位貨幣及補助貨幣……………八〇  
第五節 貨幣流通の法則……………八一  
第六節 貨幣の本位……………八三

第三章 紙幣……………八六

第一節 紙幣の起原及性質……………八六

第二節 紙幣の種類並利害……………八七

第三節 兌換紙幣……………八八

第四節 不換紙幣……………九〇

第五章 信用……………九三

第一節 經濟時代の區分……………九三

第二節 信用の性質及本分……………九三

第三節 信用の種類……………九五

第四節 信用の利害……………九六

第五節 信用證券……………九七

第六章 信用機關……………一〇一

第一節 信用機關の意義及種類……………一〇一

第二節 倉庫……………一〇三

第三節 質屋業及貸金業……………一〇四

第四節 銀行の沿革……………一〇五

第五節 銀行の意義並效能……………一〇六

第六節 銀行の資金……………一〇八

第七節 銀行業務の種類 ..... 一四〇

第八節 銀行の種類 ..... 一四四

第九節 手形交換所 ..... 一四六

第七章 爲替

第一節 爲替の性質及種類 ..... 一四八

第二節 爲替相場の變動 ..... 一四九

第三節 爲替計算法 ..... 一五〇

第八章 商業

第一節 商業の性質並種類 ..... 一五三

第二節 保護貿易主義及自由貿易主義 ..... 一五八

第三節 市場 ..... 一六〇

第四節 取引所 ..... 一六三

第九章 交通機關

第一節 總説 ..... 一六四

第二節 運輸機關 ..... 一六五

### 第四編 分配論

#### 第一章 總論

第三節 通信機關 ..... 一三九

第一節 分配の意義 ..... 一四三

第二節 財貨分配諸要素の關係 ..... 一四四

第三節 分配の方法に關する主義 ..... 一四五

第四節 所得の種類 ..... 一四八

#### 第二章 地代

第一節 地代の觀念及起因 ..... 一四九

第二節 地代の高低を決定する原因 ..... 一五〇

第三節 地代の種類 ..... 一五一

第四節 地代に關する諸原則 ..... 一五一

#### 第三章 賃銀

第一節 賃銀の觀念 ..... 一五三

第二節 賃銀の種類 ..... 一五四

第三節 貨銀の高低を決定する原因 ..... 一五八

第四節 貨銀の鐵則 ..... 一六二

第五節 貨金基金説 ..... 一六四

第六節 一般に貨銀を決定する眞原因 ..... 一六八

第四章 利息

第一節 利息の觀念及要素 ..... 一七〇

第二節 利息の起因 ..... 一七一

第三節 利息の種類 ..... 一七四

第四節 利息發生の沿革及利息制限法の利害 ..... 一七五

第五節 利息決定の原因 ..... 一七六

第六節 利息に關する諸法則 ..... 一八〇

第五章 利潤

第一節 利潤の觀念及要素 ..... 一八四

第二節 利潤の多少を決定する原因 ..... 一八七

第三節 利潤の平均及低落の傾向 ..... 一九〇

### 第五編 消費論

第一章 總論 ..... 一九三

第二章 消費の意義種類及範圍 ..... 一九五

第一節 消費の意義 ..... 一九五

第二節 消費の種類 ..... 一九六

第三節 消費の範圍 ..... 一九九

第四節 奢侈吝嗇及節儉 ..... 二〇二

第三章 恐慌

第一節 恐慌の意義及種類 ..... 二〇七

第二節 恐慌の起因 ..... 二〇九

第三節 恐慌の豫防及救済 ..... 二一五

第四章 保險

第一節 保險の意義及起因 ..... 二一九

第二節 保險の利益及條件 ..... 二二二



第三節 保險の種類 ..... 三三

第四節 保險の經營 ..... 三七

第六節 勞働保險 ..... 三九

第五章 人口論 ..... 三一

第一節 總說 ..... 三一

第二節 人口増減の起因並増加の大勢 ..... 三三

第三節 人口問題に關する學說並政策の發展 ..... 三六

第四節 人口増減の可否 ..... 四二

第五節 結論 ..... 四四

經濟學大意目次終

經濟學大意

杉 程次郎講話

第一編 總論

第一章 緒言

并三吹吹州大最は二の理論を根本的とし

人類の共同生存を爲すに必要なる各種の社會現象は極めて複雑多端ではあるが、其の根本たり、源泉たるところを尋ねれば、要するに經濟問題に歸着すると云つても敢て過言ではない。現今我が國が戦時を於て最も憂はるべきものは兵力の點にあらずして、寧ろ財政經濟の方面である。而して此の缺陷を補はんには平時に於て國民の經濟力の發達に埃たねばならぬ。今や歐洲大戦局を結び世は平和を樂しむ一面戦後の經濟戦は非常の勢を以て起り互に鎬を削りつゝある状態である。爾て我が國民經濟思想の發達如何を觀るに遺憾ながら決して満足すべき程度でない。近時經濟學が法制と共に師範學校中學校等の教科目の中に加へらるゝに至れるは固より當然の事ではあるが、其の國民教育上如何に必要なるかを知るに足るべく、延びては士農工商何れの階級にも經濟思想の進歩發達を期せねばならぬ。斯く國民一般に此の思想普及し進歩するに至らば、如上の國家的缺陷を補ふこと敢て至難の事ではある

まい。

斯く吾人々類に密接の關係を有する經濟學はいつ頃から起つたかと云ふに西曆一七七六年米國獨立戰爭宣言の當時英人アダム・スミス氏(Adam Smith)が彼の有名なる富國論(The Wealth of Nations)を著はしたるに始まる。同氏は實に經濟學の鼻祖と云ふべく、今を去る百四十八年前である。

然るに此の一世紀半に亘る經濟學の發達の跡を觀るに他學に比し比較的幼稚であつた。それは一體何故であるかと云ふに

①(一)學問の年齢として百四十餘年は極めて短い、何となれば學問には死期がないからである。

②(二)經濟學の關係する一般社會及人類の事情は其の研究極めて困難なることである。夫の自然科學の如き所謂形而下の學問が政治、哲學、法律、經濟等の所謂形而上の學問より進歩の迅速なりしは固より、經濟學が法律學より更に進歩の遅かりしは社會狀態の複雑なる爲め其の研究事項の頗る錯綜するものがあるからである。

③(三)外部の妨害大なること。經濟學にありては偶々新説を唱ふるものがあれば忽ち邪説なりとして外部よりの批難攻撃を蒙ることが多い爲に自然學理の進歩を阻礙せらるゝことが尠くない。

④(四)實驗の不可能なること。等である。

以上述べたる如く、經濟學の研究は頗る困難ではあるがそれだけ必要も亦大きい譯で、要するに人

類の共同生活上物質的方面の現象及理法を知らしむるもの即ち經濟學で、其の研究の必要なるは固より喋々を要しない、殊に現今の我が國の現狀に於て痛切に其の必要を感ぜざるを得ないのである。

## 第二章 經濟學上の根本觀念

凡そ社會は共同生活であつて人類は決して孤立的に生存し得るものではない。其社會の發達して組織的となつたものが國家である。而して今日文明國の人民は何れも皆國家組織の下に於て共同生活を營むものである。即ち國家は種々の機關を備へて吾人の身體及財産を保護し、安寧幸福の増進を圖つて居るのである。吾人は常に是等の國家機關、國家制度の下に活動して物質的共同生活を營むものである。

吾人の共同生活は常に國家組織の下に於て營まるゝばかりでなく、更に又國際關係に依て保持せらるゝものである。例へば我國に生産する茶、生絲、羽二重の如き其の大部分を外國に輸出し、砂糖、鐵材、羊毛其の他の品物を外國より輸入し相互に有無相通じて其の需要を満たすが如き、要するに人生の福利を増進する爲には國際的關係に於て共同生活を營まざるを得ざる次第である。

此の共同生活の狀態の下に於て人類が物質的生活を爲す所以の道を經濟と云ふのである。但し野蠻時代と文明時代との間には共同生活の狀態に於て繁簡、完否の差こそあれ經濟が人類の物質的生活を爲す所以の道たるに於ては敢て異なる所はない。

茲に物質的生活をなす所以の道と云ふのは結局人類の慾望を満足せしむる活動に外ならない。而して人類の慾望を満足せしむる宇宙の萬物を稱して財貨と謂ひ、宇宙の萬物が財貨たること得るは夫々効用を有するからである。故に經濟の概念を説明せんとするには先以て慾望、財貨、効用等のことを論究しなければならぬ。

第一節 欲 望

第一、欲望の意義

欲望 (Wants) とは不足の感覺と其の感覺を排除せんとする願望とを包含する意思の作用を謂ふのである。例へば飢えて食を欲し、渴して水を求め、凍えて衣を尋ねるが如き何れも皆一の欲望である。

ブレンタノー氏 (Brentano) は「總ての經濟の出發點は欲望である。人は欲望を感じ、經濟行爲は茲に起る。經濟行爲の目的は欲望の充足に在り」と言ふて居る。

第二、欲望の種類

獨逸のロッシエル氏 (Roscher) の分類 (人類生活上の關係の連)

- 一、自然的 (必要的) 欲望 (人類生存の上は自然に生ずる絶對的必要な衣食住の欲望の如きもの)
- 二、應分的 (地位的) 欲望 (其の社會上の地位を保つに必要なる欲望例へば身分相應の衣食を求むるが如きもの)

三、奢侈的欲望 (全く分限を超越したる身分不相應の欲望)

以上述ぶるが如く欲望は之を三種に區別するが、之は固より相對的 (關係的) のものであつて決して絶對的標準より按出したものではない、従て時代に依り又人に依りて自ら異ならざるを得ない、例へば履物をはくは野蠻人には奢侈的欲望かも知れないが、文明人に取ては自然的欲望である。又自動車に乗るのは通常人に取ては奢侈的欲望かも知れないが貴顯紳士に取ては應分的欲望である。

此の欲望は野蠻時代には頗る簡單であるが、文明の程度が進むに従て次第に其の種類を増し、其の品位も亦自ら高尚となるべきものである。そして欲望の發達に従つて之を満足すべき活動が益々敏捷となるに依り、人類社會は次第に進歩發達するものであるから、欲望の増加は概して文明進歩の良標準と言ひ得るのである。然るに欲望の増進に従て經濟上又諸種の弊害を惹起することがある即ち

- 一、不道德の欲望を増加すること。
- 二、經濟上の事情に先じて欲望のみ増加すること。
- 三、肉體的欲望のみ増加して精神的欲望の増加しないこと。
- 四、欲望の増加と共に各人の勞働力、思考力等衰へ進取的氣象の振はないやうになること。
- 五、欲望が單に浪費奢侈の一方に偏するに至ること。

是等の欲望は努めて之を避けねばならぬは勿論、殊に近時の我が國に於て痛切に其の必要を認むるのである。

尙右の外欲望を諸種の方面より觀察したる區別がないではないが今は之を省くことにする。

第二節 財貨

第一 財貨の意義

財貨 (Goods) 貨物とは之を廣義に解釋すれば「總て人類の欲望を満足するに適當なる宇宙の萬物」を謂ふのである。故に或物が實際上に於ては敢て欲望を満足することが出来ないでも、之を満足するに適當なる性質を有すれば即ち財貨たることを得るのである。例へば米麥が暴風雨の爲めに鳥有に歸するも、亦米麥を搭載せる船舶が沈没するも、米麥の財貨たることに至ては何等變るところが無い、併し空氣の如き又日光の如きものは吾人々類の欲望を満足せしむるに相違なきも其の分量無限に多く何人と雖も何等勞する所なく自由に之を得らるゝが故に欲望満足の點より觀察すれば左程深く研究の必要なく、又人の健康、才能、知識、道德の如きものも人類の欲望を満足せしむることは勿論であるが、是等は人身の内部に存する無形のものであるから經濟上交換の目的物とすることが出来ない故に茲に詳論するの必要を認めない。

經濟上最必要なるものは即ち「人類の欲望を満足し且人の身外に在りて交換し得べき財貨」である而して其の交換し得る爲には

- 第一、分量に限度あること。
- 第二、人の所有し得ること。
- 第三、之を得るに多少の勞力を要すること。

の三條件を必要とする。以上の如き性質を有するものを稱して經濟的財貨といふ。人類の經濟的活動は斯の經濟的財貨を獲得して自己の欲望を満足せしむることを目的とするものである。

- 一 人類の欲望を満足せしむるに有用なものでなければならぬ。此所有性を稱して効用と謂ふのである、故に經濟的財貨は必ず或効用を持たなければならぬ。
- 二 人の身外に在りて交換し得べきものでなければならぬ。故に人の健康、才能、光線、空氣の如きものは交換することが不可能であるから之を經濟的財貨と稱することは出来ない。

第二 財貨の種類



以上表示するが如く財貨の種類には種々あるけれども、一般普通に了解せらるゝものは所謂經濟的財貨中の有形の財貨である。有形、無形悉くの財貨を經濟學講究の範圍内に入るときは經濟學は極

めて難駁なものになるから、有形財貨のみに就て研究するのが普通である。  
 「経済的財貨は人類の欲望を満足せしむるの能力を有して後に財貨となるを得るものであるから、財貨の種類も亦欲望の種類増加に伴ひ漸次増加するものである、野蠻時代には雑草として一顧の價なかりし煙草が今日變じて一種の財貨となるに至れるが如き、又廢物として顧みられなかつたものが利用せられて有用な財貨となることもある。

第三節 財産及富

第一 財産の意義

財産 (Property) は之を二個の異なりたる方面より觀察して其の意義を定むることが出来る。即ち一は純然たる経済的觀察で、二は法律的觀察である。

(一) 経済的觀察

「財産とは欲望満足の基本として一定の期間に存在する経済的財貨の一定額である」  
 此の觀念は極めて一般的のもので凡そ人類の欲望満足に適當なる一定の存在額として財産を構成する所の経済的財貨の效用のみを見て或特定の人が其の財産に對して有する各種の權利を眼中に置かないものである。従つて此の財産其れ自身に直接に欲望を満足すべき享樂手段 (享樂的財産) としても、將又間接に之を満足すべき生産手段 (生産的財産) 即ち資本としても、確實なる經濟狀態の前提として必要なものと認められる。

(二) 法律的觀察

「財産とは或人格者の所有する経済的財貨の一定額で、特に之を稱して所有財産又は屬人的 (個別的) 財産と謂ふ」  
 此の觀念に於ては財産は (一) 所有者と財産其の物との間に存在する法律關係及 (二) 財産を構成する経済的財貨の存在を必要條件とし、法律は此の意義に於ける財産並其の経済的作用に對し三個の重要關係を認める。即ち

- 一 所有權の主體たる人格との關係
  - 二 所有權の客體たる経済的財貨其の物との關係
  - 三 所有權の包含する経済的財貨に對する使用、收益、處分等の各種の權利
- が是である。

經濟學に於ては財産に關する以上二種の觀念は之を併せ取扱ふべきもので、決して偏重偏輕すべきものではない。

第二 財産の分類

財産を其の主體たる人格者の法律上に於ける地位を標準として分類すれば

- 一 公有財産 *公物 財政*
- 二 私有財産

の二種類とすることが出来る。

公有財産とは所謂公共團體即ち國、府、縣、市、町、村其他公法上の總ての團體に屬する財産を謂ひ、更に之を分ちて左の二種とする。

甲 一般國民若は公民の利用を目的とし、單に國家其の他の公共團體に代表者として財産所有の權利を附與せらるゝに過ぎざるもの。例へば道路及河川等の如きもの

乙 國家其の他の公共團體の占有財産。例へば諸官署の建築物、國有森林、礦山、土地等の如きもの

私有財産とは一個人若くは私法人の所有する財産を謂ふ。

次に又財産を其の經濟上に於ける目的と使用方法とを標準として分類すれば左の通りとなる。

財産

- 享樂的財産
  - 消耗品 (一回の消費に依て目的を達し、經濟的財貨として消滅するもの)
  - 使用品 (同一の欲望滿足の爲に數回使用せらるゝもの)
- 生産的財産 (資本)
  - (新なる生産の目的に供せらるゝもの)

第三 財産取得の方法

財産を取得する方法には左の通り種々なる方法がある。

- 先占及強制取得
  - (未開の時代には屢々起る)
  - (今日では其の例が少い)
- 受贈及相續
  - (現今の社會制度の下に於て屢々起る)
- 偶然利得
  - (抽籤に當りたるが如き場合と只自然に所有財産の價格騰貴するが如き場合……例へば人口増加の爲生産物の價格騰貴し又は都市膨脹等の爲土地又は家屋の價格騰貴するが如し)
- 生産及營利
  - (共に個人の勤勉の結果に依るもので財産取得の方法中最も重要な源泉である)

富 (Wealth)

第一 富の意義 (經濟上の解釋)

「富とは通常單に財産主體 (一個人、私法人又は公共團體) 等が有する巨大なる財産即ち經濟財貨の一大存在額を謂ふ」

巨大なるも、巨大ならざるも同じく富であつて、財産といへば稍法律的で幾分狹義に感せられ、富といへば通俗で其の意味稍廣い感があるが、大體異名同體と看做して差支ない様である。

(法律的解釋)

「富とは通常巨大なる所有財産を意味し其の巨大なりとは單に之が所有者に對し欲望の満足に必要なる充分の所得を生ずることを謂ふ」

此の意義に於ける富は一方には土地及資本の所有權を認め他方には所有權より生ずる所得殊に地代並利子等の存在を正當なりとする法制を前提とする。吾人が個人の富を語るは畢竟此の意義に於てするのである。

第二 個人の富と國富との關係

國富は國家が有する財産を謂ふのみでなく國家全體の富を指稱する。従て個人の富と國富との間には差異の存するものがある。國富は大體一個人、私法人及公法人の財産を集合したるものであるが、之を正確に言ふときは是等個人の富の中には國富でないものがあると同時に、是等個人の富以外にも國富中に包含せらるべきものがある。例へば夫の有價證券の如きは之を一個人より見れば一の財産たるに相違ないが、國全體より見れば必ずしも國富ではない。何となれば一方に債權者あると同時に他方に債務者があるからである。而して有價證券が存在するも之に依りて何等の生産をも爲し得ないで只生産物の分配を變ずることがあるのみである。従て有價證券の價格が騰貴することがあつても之に

依り直に國富は増加せりと言ふことは出來ない。但し有價證券で證明せらるゝ權利に關係するところの財産で、生産力を増加したるが爲に有價證券の價格も自然騰貴するが如き場合には、其の後の財産の騰貴に付ては之を國富の増加と見ることが出来る。例へば或會社が事業改善の爲に利益を多くし従て株券に對する利益配當を多からしむるときは、其の株券の價格は騰貴するも、是れは國富の増加ではないが、其の會社事業の収益を大にしたる財産其の他の力は之を國富と證することが出来る。

かやうに有價證券は大體に於て國富とならないが外國の公債、社債又は株券等を所有すればそれは外國の財産を取得する權利を表明するものであるから之を國富と稱することが出来るのは勿論である。歐洲中古時代に起つた重商主義論者 (Mercantilist) の如く國富は單に貨幣のみより成立するものであると解釋するのは大なる誤謬である。一國に存在する貨幣は其の實價に於て國富と見ることが出来るが併し總ての貨幣は國富ではない。即ち政府紙幣、兌換銀行券等の如きは一種の信用證券に過ぎないから之を國富と爲すことは出來ない。國富の中心を爲すものは有形的財産殊に土地、資本等の所謂生産的財産であらねばならぬ。若し是等の生産的財産が多ければ假令現に消費すべき直接貨物は無くとも敢て憂ふるには足らない。何故ならば直に之を生産することが出来るからである。

國富は現に存在する財産のみでなく、之を生産する力をも包含せしめなければならぬとせば、人の勞力の如きも亦確に國富組成の一分子たるを失はない。是れ勞力の效程及分量の大なる國に於ては多額の富を作り得るからである。従て勞力の效程に大關係ある智力、體力、德義心、學問技藝の如きも

亦之を國富と見ることが出来る、從て是等の養成機關たる學校、圖書館、博物館等の如きもの及公園病院、上下水道等の保健機關も亦國富である。又國家全體、社會全體に大關係ある氣候、風土、道路河川、港灣等も亦進んで社會及國家の制度等も或意味に於ては國富の一分子と看做すことが出来る、何となれば其の組織如何に依り社會全體の生産上に大差を生ずるものがあるからである。之を要するに個人の富と國富とは其の範圍を同じくするものと、然らざるものとあることが分る。而して個人は自己の富を増加すると同時に國富の増進をも計らねばならぬものである。

#### 第四節 效用

##### 第一 效用の意義

或物が財貨たるには必ず效用 (Utility) を有しなければならぬ。效用とは人の欲望を満足せしむる能力を謂ふ。物と效用とは離るべからざる關係を有してゐる。故に米穀の如き人の生活を維持すべき物品が大なる效用を有することは勿論人の娛樂に供する酒、煙草の如きも夫々效用を有し其他金銀寶石類も亦相當の效用を有するものである。

經濟學上所謂效用なるものは物の内部に固有する本然の性質 (Intrinsic Nature) ではなくて人の欲望に對して客觀的 (關係的) に發生するものである。從て夫の倫理學者が或貨物は虚飾物で何等の效用は無いと云ひ、又生理學者が酒、煙草を人體に有害なりとして毫も其の效用を認めないのと異なり經濟學上の見地より論ずれば以上の貨物何れも皆人類の欲望を満足せしむるに適當なる效用ありと言

ひ得るのである。

セニオル (Senior) 氏は

「效用とは或物が人の痛苦及愉快に對して有する關係を謂ひ物の内部に存する本然の性質を指すものではない」と言ふて居る。

夫の鑛床に在る鑛石、人の未だ發見せざる金剛石、未收穫の米穀の如きは、未だ吾人の欲望を満たすの狀況になつてゐないから全く效用を發揮しないものである。

同一財貨の各部分は常に同一の平均した效用を有するものではない。例へば水は人類の生活上必要なくべからざるものではあるが、或程度以上に至ては分量の増加すると共に效用は漸次減少し遂に全數斗の水は料理、洗濯等に必要である。其の他火災豫防にも水の相当分量を必要とする。併も既に適當な分量が是等の用途に充分に供給せられた以上は其の餘は有ても無くても可い。かやうに效用は分量の増加と共に次第に減少するものである。要するに效用なるものは財貨の分量と正比例的に存在するものではない。最初の部分に最大で最後の部分に最小である。此の原則を稱して效用漸減の法則(又は價值漸減の法則) (Law of Diminishing Utility) と謂ふのである。

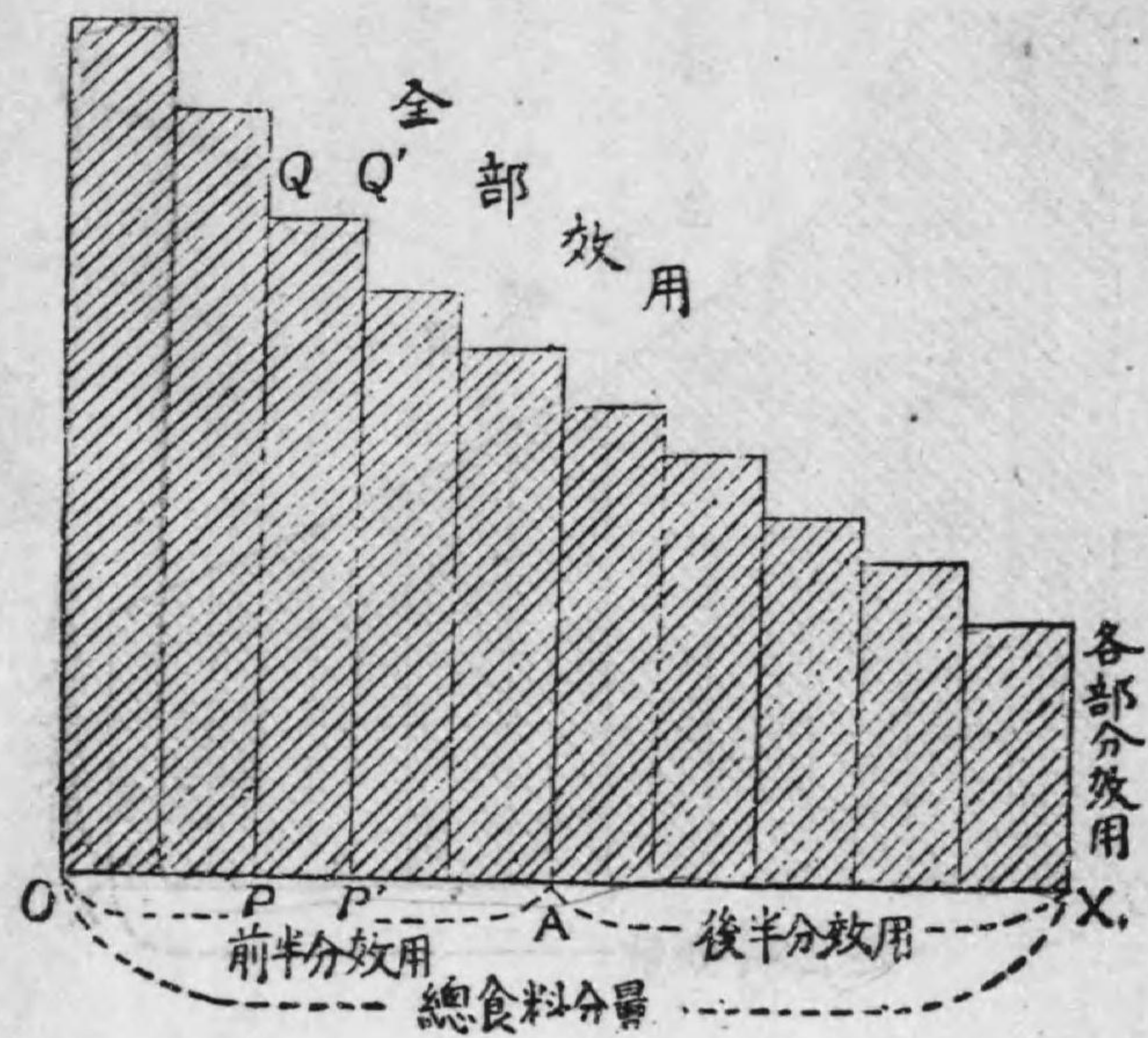
第二 效用の種類

效用  
全部效用 (Total utility) — (各部分の效用を綜合したるもの)  
部分效用 (Partial utility) — (財貨の或部分が有する效用)

Law of Diminishing Utility

吾人日常の食料に其の例を取れば全部效用は吾々の生命の維持に在りて其の效用の大なること殆んど測り知ることが出来難い程である。併し各部分の有する部分效用は之と異り日々の食料中より其の幾分を失ふても左程の痛痒を感じないが第二第三の部分と控除の分量が減少するに從つて其の苦痛の度を増し遂には餓死するに至るものである。之に依て見れば食料の各部分は其の效用必しも同一でないことが分る。今此の效用の變化を明瞭ならしむる爲に

ジェボンズ氏 (Jevons) の指示する圖解を左に掲記する。

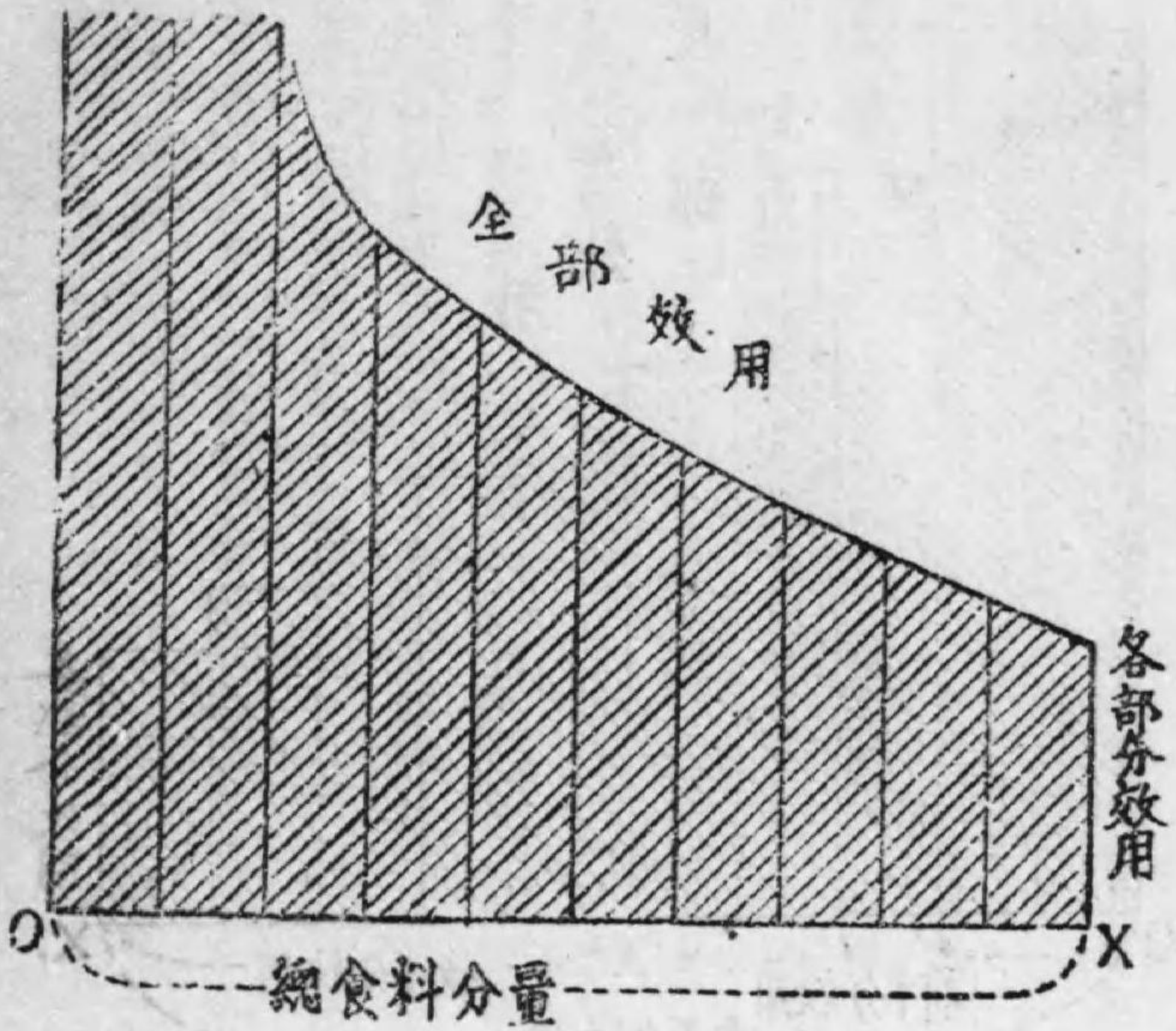


上圖OX線は總ての食料の量を示す。之を十等分して其の線上に長方形を作り其の面積を以て各部分の有する效用を示すものとする。然るときは最終の部分の食料の效用は甚だ僅少でOに近くに従ひ各長方形の面積は漸次に増大し第三部分の如きは一大長方形を形成し、第一第二部分の如きに至ては其の面積無限大で、其の效用の程度は生活上最必要なるもので殆んど測定すべからざるものがある。

此の圖解に依て見るときは食物の全部及其の各部分の效用は一目瞭然たる次第で、即ち各長方形の部分は夫々部分效用を示すもの



で、右の全部を加へたものは全部效用である。又右に示せる食料の前中部の効用はO A線上にある長方形の總面積高である。



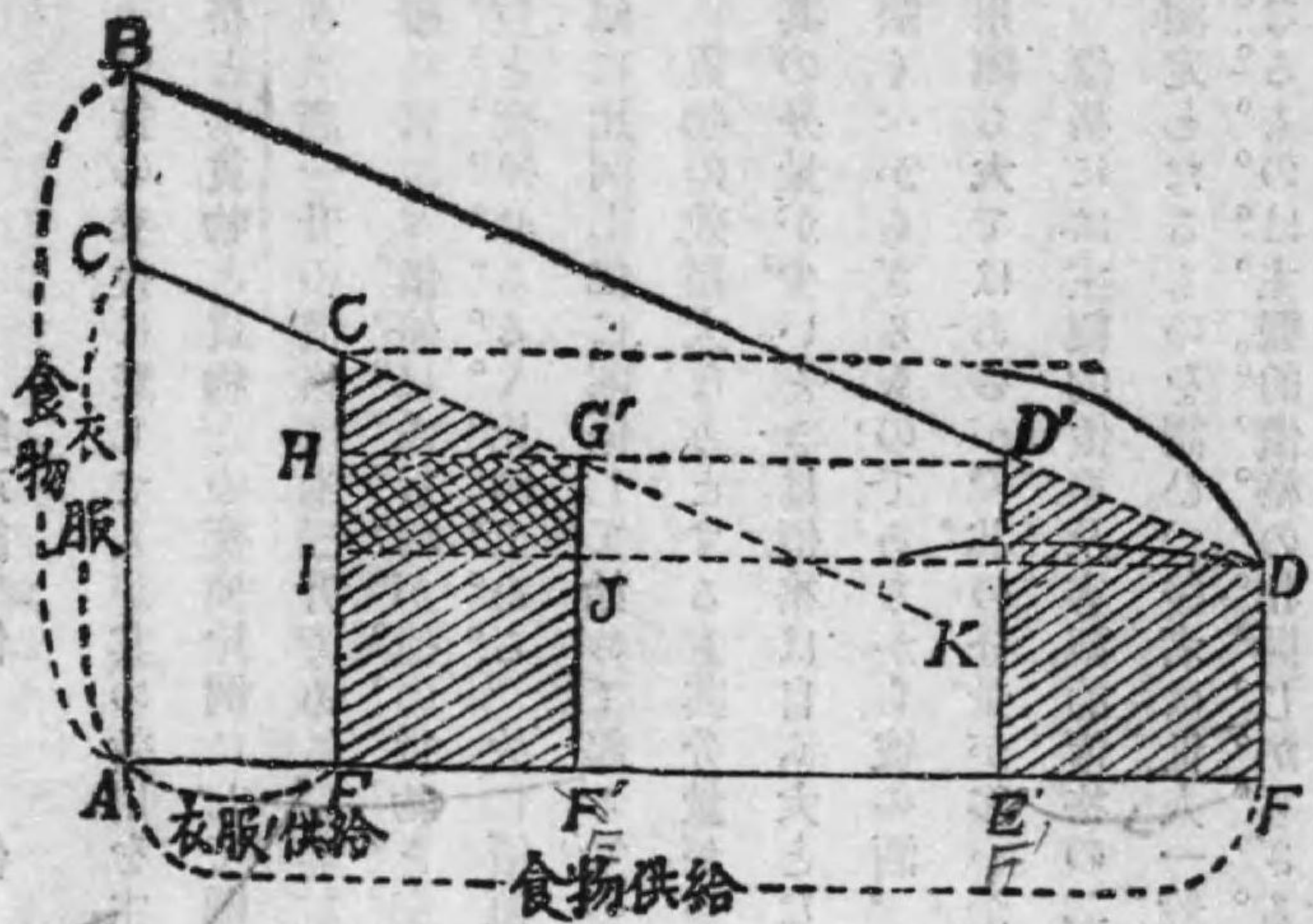
今其の關係を明瞭ならしめんが爲左に之を圖解説明すれば。

貨物の分量はOX線を以て之を示し、消費者の身體上に及ぼす結果の程度は縦線の高さを以て之を示すものとせば、第三部分P'P'の効用の程度はPP'×PQ=PP'×OQの長方形面積となるのである。

かやうに食物を十箇の均一なる部分に分つは一の假定に過ぎないので、之を五十又は百に分つても亦同一の理論を適用することが出来る。略言すれば食物の後の部分は常に前の部分より少く効用を有するものであるとする理論は如何に其の物を細分するも亦同一の結果を呈するのである。故に前に示した圖解は遂に長方形の階段を變じて上圖の如く寧ろ孤線を以て其の効用の程度を示すを適當とする。

部分的效用中財貨の最後の部分の有する効用は特に之を限界的效用(最終又は最少效用) (Marginal, Final, or Minimum Utility) と名づく、而して財貨の交換なるものは畢竟各人の間に此効用の程度の大小差異あるに依りて行はるゝものである。而して此の限界的効用は財貨の價值を決定するものなりと言ふ説を「**限界的効用説**」(Theory of Marginal Utility) と唱へ今や多數經濟學者の間に是認せられ經濟學上の一大定則として尊重せられる。

符号はよく同邊あり



圖中の AB 線は或人が生活上の最必需品たる食物の最初の部分に依りて得たる満足分量を示し、AC 線は第二の必需品たる衣服の最初の部分より得る満足分量を示す。若し食物の効用が其の分量の増加するに従て漸減すること、ED 線に従ふものとし、而して食物の實際の供給が AF なりとするときは其の最後の効用即ち限界的効用は ED であらねばならぬ。又若し衣服の効用が其の分量の増加と共に漸減すること、OK 線に従ひ而して其の實際の供給が AF なりとするときは其の最後の効用即ち限界的効用は EQ となる。従て其の人の衣服に對して感ずる實際の慾望は食物に對して感ずる慾望より大なること明である。換言すれば衣服に對する最終効用は食物に對する最終効用よりも大である。今若し食物の供給が AF に減少するときは其の最終効用は ED となる。而して又衣服の供給が増加して AE となるときは其の最終効用は EG となる、即此の場合に於て衣服の最終効用と食物の最終効用とは同一となる。故に或人が食物の分量を以て衣服の分量 EF を得るときは衣服及び食物に對する慾望の満足は兩者恰も其の平均を保持し彼は FEED の四邊形を以て示されたる効用を失ふ代りに EKEE なる四邊形を以て示されたる効用を得て結局 HJG だけの四邊形を示す効用を利益するに至るのである、かやうな利益あるが爲に茲に財貨の交換なるものは自ら行はるゝに至るのである。

## 第五節 價 値

財貨の交換に際して人が其の效用を主觀的に認識したるものを價值又は價格と言ふ。換言すれば價格とは貨物と貨物との交換比例にして關係的のものである。例へば酒一升と米三升とを交換し得るときは酒一升の價格は米三升である。米三升の價格は酒一升であると言ひ得るが如きものである。更に正確に言はゞ價值は或貨物が他の貨物と交換せらるゝ可能性であつて、價格は現實に或る財貨が他の財貨と交換せらるゝ比例である。故に價值は單獨に存在し得べきも價格は單獨に存在するものではない他に比例し他に關係して始めて起るものである。

貨物の效用大なりとするも其分量が多いときは價格は自ら小さく、之に反して效用小なりとするも其の分量が少いときは價格は自ら大となるものである。例へば米穀の如きは吾人の食料として一日も缺くべからざるものであるから彼の酒、煙草、金、銀又は寶石等の如き娛樂又は裝飾品に比すれば效用頗る大ではあるが、其の分量が多いから之が價格は却て小ならざるを得ない。

價格には主觀的價格及客觀的價格の二つがある。前者は各人が或財貨の效用を自己の精神上に於て測定したるものを謂ひ、後者は世人一般の認めたる所謂市場價格を謂ふのである。而して財貨の交換なるものは主觀的價格の相同じからざるに因て行はるゝものである。

凡そ物の價格を貨幣と云ふ所謂交換の媒介物で評價したるものを物價（代價又は代金）と謂ふ、例へ

ば服一着が金五十圓、靴一足が金十圓と言へば服一着の價格は十圓金貨五枚、靴一足の價格は十圓金貨一枚なりと言ふ意味である。而して物價は一般に騰貴し又は下落することあるも價格は一般に騰貴し又は下落することはない。何となれば物價は貨幣を以て見積りたる交換價格であるから貨幣の價格が騰貴するときは物價一般に下落し貨幣の價格下落するときは物價一般に騰貴するも或貨物の他の貨物に對する交換比例であるから一般に騰貴し又は下落することは有り得べからざるが故である。

次に或財貨が價值を有するに至ること即ち價值の起因に關しては左の數説がある。

●勞力説——勞力説とは「或財貨の上に加へられたる勞力が價值を生むの母にして従つて勞力は財貨の價值の高さを決定する唯一の原因であるとする説」であつて。此の説に従へば「同量の勞力は常に同額の價值を生じ、異量の勞力は常に異量の價值を生じ、勞力と價值とは常に必ず正比例を爲すべきものである」と言はねばならぬことになるが實際は之が反證を擧ぐるに充分な實例が多々あるので此の説は正鵠を得たものと見ることが出来ない。

●生産費説——生産費説とは「或財貨の價值は全く其の生産費に起因し、生産費の高に正比例するものであるとの説」である。併し若し此の説にして可なりとすれば「同額の生産費は常に同額の價值を生み、異量の生産費は異量價值を生じ、生産費皆無なるものは價值も亦皆無なるべき道理」となる然るに事實は之を反證する場合が多々あつて此の説が亦肯綮に當れる説と見ることが出来ない。

●慾望説——慾望説とは「或財貨の價值は財貨に對する人の慾望に發し、従て又其の財貨の價值は

之に對する慾望其のものに依つて定まるのであるとの説」である。併し價值發生の原因は之を獨り物の性質にのみ歸すべからざるものであると同時に又單に之を人の慾望のみに歸すべきものではないのである。

■慾望の程度説——慾望の程度説とは凡そ物の價值なるものは人の慾望其の物でもなければ又物の性質其の物でもない。人と物との心理的關係に發するものである。即ち財貨の效用に對する人の主觀的認識の程度如何に依て定まるものである。と謂ふ説であつて先づ此の説を以て最も正しいものと認めるの外はない。

## 第六節 經濟

經濟とは、「共同生活の狀態の下に於て人類が物質的生活を爲す所以の道」を謂ふ。換言すれば「經濟とは共同生活の狀態の下に於て人類が其の慾望を満足するが爲す經濟的財貨に對して爲す所の勞力及體力の活動を謂ふのである。」

凡そ人類は常に經濟的財貨を獲得、消費し其の慾望を満足して生活を營むものである。併しながら人類は自己の需要する經濟的財貨の總てを自ら生産することは殆んど不可能である。茲に於てか所謂分業 (Division of labor) なるもの行はれ、人々其の長ずる所に從て活動し、自己の活動の結果と他人の活動の結果とを互に相交換して其の生活を營むものである。而も此の經濟的活動は共同生活の狀

態の下に行はるゝものであらねばならぬ。凡そ社會には道德あり、法律あり、又習慣ありて吾人の共同生活を平穩に維持しつゝあるものであるから、人類の經濟的活動も亦此の範圍内に於て且共同生活を害せざる程度に於て之を營まねばならぬ。經濟は決して法律道德と相矛盾するものではない。從て經濟的活動の原動力は主として自利心であるが、單に自利心のみを依て發動すべきものではない、又大に公共心の發動を必要とするものである。而して公共心の働く範圍は文明の程度如何に應じて大に異なるので、或は發して個人的慈善事業となり、或は一般の風俗良習を形成し、又或は公力に依り認められたる一國法制上の主義となるのである。從て經濟現象を論ずるに當り單に自利心のみを以て根據とするのは誤れるものと言はねばならぬ。

上述の如く吾人は共同生活の範圍内に於て其の經濟的活動を營むものであるが、今日の發達したる共同生活の狀態を呈するものは國民である。而して國民の中には個人の經濟的活動も府、縣、市、町村等の公共團體の經濟的活動をも包含せらるゝのである。是等の經濟的活動を綜合して之を廣義の國民經濟と謂ふ。而して個人の經濟を私經濟と謂ひ、國家若くは公共團體の經濟を公經濟又は財政と稱するのである。

## 第三章 經濟的活動の前提

經濟的活動とは經濟財貨を獲得して人類の欲望を満足すべき行爲を謂ひ、其の活動の行はるゝには必ずや直接又は間接に其の基礎となるべき前提がなければならぬ、其の前提とは社會、國家、私有財産制度及契約自由制度の如きもの即ち夫れである。

## 第一節 社會

凡そ人は全く單獨に孤立して生活の目的を達し得べきものではない、必ずや他人の助力を必要とする。従て人類が相合して一の團體を結ぶは寔に自然の必要に出でたものである。人類の團體にして之に屬するものの共同の目的を達せんが爲に存在する有機體を稱して之を社會 (Society) と謂ふのである。換言すれば社會とは多數の人間が一定の秩序の下に共同生活を營むものを謂ふのである。此の社會に於ける各人の間に種々な共同的な活動がある中に經濟財貨に依り欲望の満足を以て目的と爲すものを特に經濟社會と稱するのである。

經濟社會に於ける人類の活動は直接に主權者若くは共同的代表者の定められた法令に據りて行はるゝものではない。個人と個人、又は國民と國民とが經濟上の目的を以て相接觸するに當ては經濟的活動は寧ろ自然に行はるゝものである。而して其の經濟的活動の主たる原動力は自利心 (Self-Interest) であ

る。自利心とは各人が其の欲望を成るべく充分に満足せしめんとする願意であるが、併し他人に損害を與へない範圍内に於て自己の利益を圖るものを謂ふのである。自利心の極端に馳せ他人に損害を與ふるを顧みないで唯一途に自己の利益のみを圖らんとするものを我利心 (Egoism) と謂ふのであつて二者の間自ら微妙の差異があるのである。自利心は實に經濟的活動の主たる原動力であるが尙ほ公共心の爲に多少の制限を被むるものである。

## 第二節 國家

人類社會の目的を達せんが爲、狭小なる團體の結ばるゝものを狹義の社會と謂ふのであるが、國家學上の見地から見れば則ち國家 (State) である。國家は畢竟人類社會の一部より成るもので一定の領域内に於て一個の主權の下に統治せらるゝ團體である。元來國家は政治上の組織で經濟上の組織ではないが、國民經濟は多くの場合に於て國家の上に形成せらるゝものであるから國家の主權は常に國民經濟を動かすべく、又國家の意思は多く國民經濟の向ふ所を左右するものである、そこで國家の國民經濟上に及ぼす影響如何は一に全く國家の意思、國家職務の廣狭如何等に係るものが多い。

社會制度としての國家の主なる職分は立法、司法、行政の手段に依り法制を確立し、公共の秩序を整へ、一定民族の共同生活を安固ならしめ、又内外の妨害を除去し、人文の發達進歩を助くる獎勵的制度組織を設けて之を活動せしめ、國家を組織する民族の共同生活の目的を充分に達せしむるに在る

のである。

### 第三節 土地、資本の私有制度

#### 第一、國家の制度、組織の必要

凡そ人類の生存上必要なる衣食住の關係を規定し、又人倫道義の大體を定め法制を立て、之を嚴守せしむるは之を國家の制度組織に俟たねばならぬ。故に個人又は社會組合等が經濟的財貨を獲得、使用する能力は單に其の實際有する所の腕力、智力、金力等のみに據ることは出來ない、根本的には國家の制定、保護する財産制度なるものに據ることが頗る多い。而して現今の社會に於ては生産は主として個人又は團體の企業に依て行はれ生産に必要な土地及資本に對しては個人の私有制度が認められて居る。此の土地資本の私有制度は實際上所有權及相續權の形を以て現はされて居る。從て私有財産制度を論ぜんとすれば勢ひ所有權及相續權に關し論究しなければならぬ。

#### 第二、所有權の意義

所有權の意義に關しては諸國の法律の間に多少の差異はあるが大體に於て「所有權とは物に對する人の絶對的支配權即ち其の所有に係る財貨を自由に使用收益及處分する權利を謂ふのである（憲法第二七條、民法第二〇六條）併し所有權は常に必ずしも絶對的に完全無缺なるものではない。法律に依り多少の制限又は變更を受ける、例へば我民法は「法令の制限内に於て云々」と規定し所有權實際は

種々なる制限を被むるのである。即ち家屋の所有權は火災、衛生等に關する行政規則（例へば火災取締法、建築取締法、衛生行政法等の如し）の爲に拘束せられ、土地の所有權は土地收用法に依り、又森林鑛山の所有權は森林法、鑛業法に依り多少制限せらるゝのである。

#### 第三、所有權の種類

所有權は其の所有せらるゝ客體の如何に依り

一、有形物に對する所有權……土地家屋、金錢等の所有權  
 二、無形物に對する所有權……版權、著作權、興業權等  
 の二と爲し、有形物に對する所有權は更に動産所有權及不動産所有權の二者に細分することを得る。  
 次に又所有權は其の主體上の區別に従ひ

一、私有權……一人又は私法人の所有權

二、共有權……公法人の所有權

の二者と爲すことが出来る。

#### 第四、土地所有權の發生

所有權なるものは各種の財貨に對して同時に發生したものである。今其の成立の順序を見るに、先づ以て所有權は自己の製作した財貨及自己の使用する物品に對して起り、漸次他の動産に及び土地所有權の如きは更に後れて發生したものである。蓋し土地は其の始め共同的に使用し、次で各人に分

割使用せしめ、更に各人に分與するの制度を生じたものである。世運の進歩と共に人口次第に増加し従來の收穫では到底人類の欲望を満足せしむることが出来なくなり、勞力資本を増加して土地の生産力を増大せしむるやうになつたのである。併し其の勞力及資本増加の結果を悉く他人の利益に歸せしむるが如きことがあれば何人と雖勞力及資本を提供するものは無いであらう。そこで各人をして永久に其の土地を使用せしむるの必要を生じ、遂に各人の享有せる一時的の使用權は變じて所有權となり土地も亦其の大部分は個人の所有に歸するに至つたのである。

#### 第五 土地資本私有の利害

土地資本の私有制度は現今諸國に於ける社會組織の基礎であつて國家は所有權に對して多少の制限は加へるが、大體に於て之が安固を保障して居るのである。元來土地、資本の私有制度は其の所有者をして土地資本より生ずる結果を充分に享有せしむると共に其の結果の多少は殆んど全く所有者の意思と使用の巧拙とに依るものであるから、所有者は種々なる手段方法を講じて其の土地又は資本に應じて最多の効果を擧げること努力するのは自利心發動の上より見て當然のこと、言はねばならぬ。されば土地、資本の私有制度は小にしては各所有者の收益を増加し、大にしては一國の生産を進捗せしむるの利益があるのである。

併し一面私有制度には多少の弊害の伴ふを免れないのである。例へば現今社會に於ける貧富の懸隔權力の強弱等は主として土地、資本の私有制度に基因するものが多い。夫の社會主義論者の如きは之を以て勞働者に對する劫取（掠奪 Exploitation）なりとして地主及資本家は勞働者が勞働に依て得たる結果を不當に横領し其の利益を壟斷するものであると痛論し土地、資本の私有制度撤廢を絶叫しつゝあるのである。

惟ふに今日の經濟社會發達の程度に於ては自利心は經濟行爲の有力なる動機であるから、土地、資本の私有制度が認められなかつたならば土地の改良、資本の増殖は起らないであらうし、又機械の發明、技術の應用、生産の發達、交通の進歩等は何れも皆私有財産制度の下でなければ到底之を達成することは出来ないのであらう。故に吾々は全體に於て土地、資本の私有制度を是認せざるを得ないのである。

#### 第六、所有權發生の原因に關する諸説

所有權發生の原因、換言すれば土地、資本の私有制度成立の原因に關しては古來より幾多の學説がある。今其の主なるものを擧ぐれば、先占説（占有説）勞働説（勞力説）契約説、人性説（自然法説又は性法説）法定説（法理説）經濟説（自然經濟説）進化説等であるが何れも實際に適合せざるものが多い。唯最後に擧げた進化説は最も進歩せる學説として首肯するに足るものがあるから左に其の概要を説明することとする。

進化説と謂ふのはワグナー（Wagner）氏一派の主唱する學説で、「所有權發生の原因は財貨の種類に依て異なるものである」といふのである。蓋し所有權の制度も亦幾多の變遷を経たもので時と所とを

間はず所有權の制度は社會全般の利益に適合するものではない。土地共有の制度は狩獵時代、牧畜時代又は農業時代の初期に於ける當時の社會には適應して居たのであるが爾來社會の進歩に伴ひ個人の獨立發達するに及び所有權の必要を生じたのである。而して今日に於ても國家が所有權を承認する理由は財貨の種類に依て同一でない。性質上共有し得ざるか又は共有困難なる衣食品の如き又家屋にしても實際所有者と居住者とは同一でない場合が多いけれども、居住者は之が所有者たんとする念が頗る厚い。故に衣食住に關する所有權は之を承認すべき理由は極めて強く、國家が之を承認する理由は之を以て社會全般の利益であると思惟するからである。

土地及資本に至ては少しく其の趣を異にして國家が是等の財貨に對する所有權を承認する理由は外ではない。各人をして個々別々に之を所有せしむるは之を共有せしむるに比して所有者竝に社會全般の利益が大なるが爲である。從て共有を以て寧ろ社會に利益が多いと看做すべき場合には私有を禁ずることがあるのである例へば道路の如きは殆んど國家若くは地方公共團體の共有に屬し、森林の如きも國有なるものが少くない。又鐵道、上下水道、瓦斯、電燈等の所謂獨占的事業も一私人の所有權に屬せしめないで國家若くは地方團體自ら之を經營する場合が頗る多い。要するに所有權制度の今日成立せる理由は國家が之を利益なりとして承認するからである。故に國家が此の制度を以て社會全般の爲に不利益であると認むるの日が來るならば所謂所有權制度は遂に或は廢滅に歸し、他に之に代はる制度が認めらるゝかも知れないが、現今の社會では此の制度は最適應せるもので將來永く繼續せらるべき

きものと思はるゝのである。

### 第七 相續權

相續權とは被相續者より之を見れば死後自己の財産を他人に與ふる權利であつて相續者より之を見れば死者の財産を受くる權利である。而して斯の如き權利の得喪に關することを規定するものは相續法である。(民法相續編)

國家にして既に所有權を是認する以上は相續權も亦勢ひ之を是認せざるを得ないのである。國家が相續權を認むる主なる理由は左の二つである。

#### 一、社會上の理由

吾人々類が此の世に生活するに當ては常に一家を組織し家族を扶養するの義務がある。此の義務の觀念は單に自己の生存中に止まらず死後にも及び永く子々孫々に迄傳へたいといふのが人情である。されば國家にして斯る義務の履行を希望する以上は須く之を獎勵し且つ相續權を是認しなければならぬ。我國の如き由來家族制度の盛なる國に於ては殊にさうである。

#### 二、經濟上の理由

今日各人が孜々として勞働し、勉勵し且つ貯蓄する所以は主として自己竝家族の利益を進めんが爲であるから、若し國家が相續權を否認するやうなことがあれば國民は怠惰逸樂に流れ其の日暮しの状態に陥り延て國民經濟を阻害し國運の衰頹を來すに至るであらう。之れ即ち經濟上の見地よりするも

相續權なるものを是認せざるを得ない理由である。然るに此の相續權に對し下の如き二つの否認論があるのである(一)社會上の理由として「凡そ人類は社會を離れて成功もなく又財産を造ることも出来ないものであるから個人の成功も個人の財産も其の一半は社會の力であると言はねばならぬ、從て個人の財産を全然個人の完全なる獨占と自由なる處分とに任かせる理由がない、殊に其の財産構成に付て何等盡力する所なき子孫をして之を自由に獨占せしむるは全然不條理である」と言ふのである。(二)經濟上の理由として「國家が相續法を制定して個人の財産を保護するときは其の結果富豪の子弟は飽食暖衣し得るが故に道徳上種々の惡弊を助長せしめ其の結果折角の財産をして徒らに不生産的浪費に終らしめ延て一國産業の衰微の因を造ることゝなるのであるから之を經濟上の見地より見て極めて不條理である、從て相續權も亦之を否認しなければならぬ」

以上の如く相續權に對しても多少の非難はないが大體に於て相續權は國家は承認保護すべきものであることは疑を容れない。但し之に對して各種の見地より多少の制限を加ふるは固より不可ないところである。

#### 第四節 契約の自由制度

契約自由制度とは相手方双方の意思合致に依り自由<sup>○</sup>に勞務<sup>○</sup>の提供<sup>○</sup>又は貨物<sup>○</sup>の處分<sup>○</sup>を爲し得る<sup>○</sup>制度<sup>○</sup>を謂ふのである。(民法債權編)

斯る契約の自由が無かつたならば假令所有權があつても益する所は少なく、又交易、分配の如き何れも皆其の基礎を茲に置くのである。併し此の契約自由制度も必ずしも絶對的のものではなく、時に制限を被むることを免れない。例へば民法に於て公の秩序又は善良の風俗に反する契約は之を無効と爲すが如き其の一例である。

以上の如く契約の自由に對し多少の制限は免れないが根本に於て契約自由の制度がなかつたならば諸種の經濟的活動は決して圓滿敏活に行はるゝものではない。從て此の制度も亦經濟的活動の一前提たるを失はない。

### 第四章 國民經濟發達の順序

今日文明諸國の國民經濟なるものは内には農工商等の分業があり、外には通商貿易が行はれ、内外相待て維持せらるゝ、錯雜微妙なる經濟狀態である。如斯狀態は決して古代より連續的に保持せられたものでなく、歴史的發達の結果として今日の域に達したものである。

今國民經濟發達の順序を研究するに其の觀察點の異なるに從つて種々な分類を試むることが出来る

#### 第一 生産形態の變遷上よりする分類

##### 第一期 狩獵時代

(太古蒙昧の時代で、固より分業もなく、國家もなく、財產もなく、盜賊として人類が棲息したるに過ぎない)

##### 第二期 牧畜時代

(所謂遊牧時代で一定の住家なく、從て未だ國家とか市町村と言ふが如き團體を形成しない)



- 第三期 農業時代 (始めて一定の住所を有し、村落を生じ、進んで家を爲し土地、財産の觀念をも發生するに至つた)
- 第四期 農工商時代 (現今の文明時代で、分業多岐、交通便利、商工業の隆盛發明、發見盛大となる)

第四期農工商時代即現代の特徴とも看做すべきものは土地私有財産制度と經濟的活動の自由の二である。

上述したる分類は普通一般に採用せらるゝ所であるが尙ほ次の如き非難あるを免れない。

- 一、此の分類は國民生活の發展を單に生産の方面のみより觀察したもので其の見解狹隘なること。
- 二、各國民の經濟發展上必ずしも事實以上の如き階段を踏まないものがあること。

第二、交換の形體上よりする分類

- 第一期 自然(實物)經濟時代……(即ち物と物との直接交換を爲したる時代)
- 第二期 貨幣經濟時代……(即ち物と貨幣なる交換媒介物との交換をなしたる時代)
- 第三期 信用經濟時代……(即ち物と信用券との交換を爲す時代)

第三、生産、消費、交換に基づく分類

- 第一期 封鎖的或内經濟時代……(即ち各人孤立して恰も封鎖的に經濟を營める時代)
- 第二期 都市經濟時代……(即ち人民集りて都市を形成し以て有無相通じたる時代)
- 第三期 國民經濟時代……(即ち國家組織の下に於て内外の關係を生じ國民として經濟を營む時代)

右の外尙ほ種々なる方面より觀察して國民經濟發達の順序を論ずるものがあるも孰れも重きを置くに足らない。

第五章 經濟學の定義及部門

第一節 經濟學の定義

凡そ事物の定義なるものは其の事物に關する簡單明瞭なる説明に外ならない。従て物の定義を下すことは極めて困難なもので其の人類社會に關する事物の定義に至ては殊に然りである。

今日吾人の經濟學と稱するものは歐洲の文明東漸の際本邦に輸入せられたもので英語の「ポリチカ、エコノミー」(Political Economy)の譯語である。併し經濟の二字は當時始めて發生した新熟語ではなく夫の經國濟民の二語を省略したもので大宰春臺は其の著書に經濟錄なる名稱を附して居るのである。又經濟學に代ふるに理財學なる名稱を以てするものもあるが其の意義稍偏狹に失し且財政學と混同するの恐れがあるから適當でない、矢張永く慣用された經濟學なる名稱が最も適當と思ふのである。

元來經濟學に關しては古來學者に依り種々の定義があつて適歸する所がないが大體の傾向より察して左の三種に大別することが出来る。

- 第一 經濟學を以て専ら經濟的財貨なる外界の物件を研究するものであるとし、更に人類を其の眼中に置かないもので、通常經濟學は單に財貨に關する學問であると言ふ説
- 第二 經濟學を以て經濟的財貨に關し其の人に對する關係のみを研究するものであるとして財貨を主とし人を客とする説

第三 經濟學を以て人に就き其の經濟的財貨に對する關係のみを研究するものであるとして人を主とし財貨を客とする説

英國の經濟學者ミル(Mill)氏以前の學者は大抵皆「經濟學とは富の性質及其の生産、交易、分配を支配する法則を研究する學問なり」とし更に人類の事に論及しない。然るにミル氏の如きは第二説を代表し「經濟學とは富(經濟的財貨)の性質及其の生産、分配の法則を研究するものにして直接若は間接に人及社會の事情に關して或は旺盛を致し或は衰頽を招く所以の原因をも討究する學問なり」と言ひ、又獨逸の經濟學者ロシエル(Roscher)ワグナー(Wagner)氏の如きは第三説を代表し、ロシエル氏は「經濟學とは一國民の經濟發達に關する法則又は經濟的の國民生活を研究する學問なり」と言ひ、ワグナー氏は「經濟學とは國家を組織せる人類の國民的經濟の學問なり」と主張した。而して近來經濟學者の多數は此の第三説に左袒するものである。

以上の如く經濟學の定義は頗る多岐に亘るが茲に其の最も正確であると認めらるるものを擧ぐれば即ち

「經濟學とは人類社會の財貨に關する現象即ち經濟的現象を研究する學問なり」

更に詳言すれば  
 「經濟學とは社會を組織する人類の各個若は團體が自己及公共の爲に必要な經濟的財貨を獲得して之を利用する事項に關する一切の社會現象に通ずる原理原則を研究する學問なり」

以上の定義に従ふときは凡そ經濟學の研究する主體は人であつて其の客體は財貨である。

次に經濟的研究の範圍は人類社會の種々雜多の現象中唯財貨に關するもののみであつて、例へば宗教上の現象でも、文學技藝上の現象でも、其の他の方面の現象でも苟も財貨に關係する部分があればそれは經濟學の研究すべき範圍に屬するのである。

## 第二節 經濟學の部門

第一、純正經濟學(普通經濟學、經濟學原論又は經濟學汎論)

純正經濟學とは例へば經濟學上の諸定義、經濟學上の根本概念、生産、交易、分配、消費等の事項を論究するもので、専ら人類社會に於ける財貨の現象に關し其の一般普通にある性質と其の相互間の關係とを觀察して之れを原因、結果の理法に照して推測を下し以て財貨に關する一般普通の法則を發見し又は解説するものを謂ふのである。換言すれば純正經濟學とは社會國家を組成する民衆が一定の秩序の下に大體規則正しき方法に依り其の慾望を満たさんとして經營する活動の總てを包含する社會經濟に關する一般普通の原理、原則を研究するものである。

第二、應用經濟學(特別經濟學又は經濟學各論)

應用經濟學とは經濟社會の特種の部分に起る諸現象を論究し、主として其の利害得失並方策を推究するものであつて例へば財政學、農業政策、工業政策、商業政策、交通政策、信用政策、保險政策等は皆之に屬する。獨、佛、伊等の諸國及我國に於ては財政學の爲に一部門を設け財政學を以て一科專

門の學問として講究する習慣があるが、廣義の經濟學は財政學をも包含するものであると見るも決して失當ではない、而して以下研究せんとする所は主として純正經濟學の部門に屬する部分である。

第一節 經濟學の部門  
第二節 經濟學の部門  
第三節 經濟學の部門  
第四節 經濟學の部門  
第五節 經濟學の部門  
第六節 經濟學の部門  
第七節 經濟學の部門  
第八節 經濟學の部門  
第九節 經濟學の部門  
第十節 經濟學の部門

## 第二編 生産論

### 第一章 生産の意義、種類及要素

#### 第一節 生産の意義

生産 (Production) とは天然の物體を分離し結合して其の性質、形態を變じ若は其の位置を變更して以て人類の慾望を満足せしむるの能力を附與すること略言すれば生産とは物の效用を創設し若は増加することを謂ふのである。例へば農夫が種子を播き肥料を施して米穀を作るが如き、樵夫が樹木を伐採して材木と爲し更に之を集めて家屋を建築するが如き、又鑛夫が天然の鑛物を採掘するが如き何れも皆之を生産と稱すべきものである。而して生産と言ふときは恰も無より有を生ずるが如きも人類は決して物體の一分子をも創造することは出来ない。何となれば彼の所謂物質保存説に於て明かなる如く凡そ宇宙間の物質は其れ自身に於て到底生滅増減すべきものでないからである。されば人類は唯其の物の性質、形態、位置の變更等に依りて種々の效用を創設若は増加し自然の原料に勞力を加へて人類の慾望を満足するに過ぎないのである。

次に生産と消費 (Consumption) との關係を見るに此の兩者の間には密接相離るべからざる關係があつて生産には必ず消費の伴ふものである。消費とは生産の反對に物の效用を滅失し又は減少すること

を謂ふのである。生産の最後の目的は消費に在る。されど消費は又多くの生産の爲である故に兩者の間には相互に因果關係がある。

今の生産の效果を見るに生産は人類に取りて左の如く二重の效果を表はすものである。

一、人類は生産に依て其の財貨に對する需要又は慾望を満足する例へば海中より魚介を獲得し又は土中より礦物を採掘して其の位置及形狀を變じて其の物の效用を創設し又は増加すれば吾人は其の財貨に對する慾望を満足し得。

二、生産は人類の行爲を要するが故に益々人類の體力及心力を鍊磨し從て漸次人類社會を進歩發達せしめる、例へば蒸氣機械の發明があれば之が爲に商工業は發達し、人類社會は日に月に進歩するに至るのである。

第二節 生産の種類

財貨の生産は其の觀察點を異にするに依りて種々に之を分類することが出来る。

第一、生産物の形狀に基く分類

有形生産 有形貨物即ち吾人の手足を以て觸るゝことを得る生産例へば農業、工業、牧畜業等の如し  
無形生産 無形貨物即ち吾人の手足を以て觸るゝことを得ざる貨物の生産例へば有價なる意匠又は勤勞を提供するが如し

第二、生産物の消費を基礎とする分類

獨立的生产 人類が自己の消費の爲に生産するもの  
醫藥的生产 他人の需要の爲に生産するもので、賣買又は贈與等の手續等を必要とする

第三、生産物の結果と消費額との關係に基く分類

經濟的生产 生産したる物の價格が消費したる物の價格より大なるか若は少くとも同一なる場合の生産  
不經濟的生产 生産したる價格が消費したる價格より少き場合の生産

第四、生産をなす方法に基く分類

一、自然に存在せる物體の占有(採掘、狩獵、漁獵等)  
二、財貨生産の目的を以て自然力の使用(農業、牧畜業、森林業等)  
三、以上二種の生産に依る原料を用ひ變形、結合等に依る財貨の生産(工業)  
四、生産したる財貨を消費者に搬運せしむるもの(商業、運送業)

第三節 生産の要素

有形生産は自然に存在する經濟的財貨を發見し、又は自然が供給する所の財貨に人力を加へて以て經濟的財貨を創設するものである。故に生産は自然(Nature)と勞力(又は勞働 Labour)とを其の要素と爲す。殊に發達せる經濟社會に於ては之に加ふるに資本(Capital)を必要とする。此の自然、勞力及資本を生産の三要素と稱し何れも生産に参加して其の用を爲し生産の結果の全部又は一部の根源と見做さるべき要素であつて其の間には相互の密接なる關係を有するものである。

## 第二章 自然

### 第一節 自然の意義及狀況

自然とは「人類以外にある自然物及自然力」であつて生産に必要な場所、材料及勢力を供給するものである。自然物とは宇宙に存在する總ての物體であつて生産に影響を及ぼすか、又は生産に與つ力あるもので例へば動物界、植物界、礦物界等の物體を謂ひ自然力とは風力、水力、光線、温熱、氣候、土地の生産力等の如き天然自然の力を謂ひ、其の中には人力を以て多少之を左右し得るものと否らざるものがある。

元來人類の能力は極めて薄弱なものであるから、生産を爲すに當ては自然の力に依頼せねばならぬことが頗る多い。而して自然の生産上に於ける効果は左の二點に在る。

- 一、生産の原料を供給すること。
- 二、人の勢力を藉りて生産を結了すること。

### 第二節 土地

自然の中にて其の效用最も廣く、生産に必要な場所を與へ、材料を給し、勢力を供するものは土地 (Land) である。土地とは田野、森林、沼澤等を總稱し、其の生産力とは人類の欲望を満足せしむる所の能力を謂ふのである。蓋し吾人の土地に望む所は成るべく少なき勢力と資本とを以て成るべく多くの欲望を満足せしむるに在るのである。

### 土地の生産力を決定する主なる原因

- 一、地味の豊饒と饒穡
- 二、地位の便否
- 三、氣候の寒暖
- 四、地形の如何

### 第三節 土地收益遞減法

土地の生産力に關して重要な問題を土地收益遞減法 (生産遞減法又は報酬漸減法 Law of diminishing returns) と爲す。

凡そ土地は之に投下する勢力と資本との割合に應じて界限なく其の生産を増加するものでなく、其の生産力には自ら一定の限度がある。而して其の制限に達する迄は其の土地に投下する資本と勢力との増加の割合に應じて收穫は從來より却て多くの割合で増加し所謂遞増を爲すか、又は相當の割合を以て増加するも一旦此の制限に達したる以上は苟も耕作方法等の改良あらざる限りは、如何に多くの資本と勢力とを投するも從來より比例的に多くの收穫を得ることが出來ないで却て減少したる割合で收穫を増加するものである。略言すれば或程度以上は勢力と資本との割合に比して土地の生産力は減少するものである。之を土地收益遞減の法則と謂ふのである。

今此の法則を明瞭ならしめんが爲に例を以て説明すれば左の通りである。今五町に五人の農夫と五十圓の資本とを以て五町の田地を耕作して一年の收穫五十石ありと假定す。今十人の農夫と百圓の資本を投じて五町の田地を耕作すれば其の年收穫は百石又は其れ以上に達するこ

とがあるであらう。然るに更に進んで二十人の農夫と二百圓の資本を投じ同じく五町の田地を耕作するも其の年收穫は二百石を得ずして或は百五、六十石又は其れ以下に止まるであらう。斯の如く土地の生産力なるものには自ら一定の限度があつて或程度以上に達するときは之より生ずる收穫は之に投じたる勞力資本との割合に對して漸次減少するものである。

此の法則の眞理なることは彼の農夫等が成るべく多くの田地を耕作せんことを希望するを見ても明らかである。

若し此の法則にして眞ならずとせば何人と雖面積廣き土地を耕作するの必要はないであらう。

併し此の法則の實際に行はるゝ範圍には自ら一定の限度がある。且又其の行はるゝ時期は國に依りて必ずしも一樣でない。其の國人口の密度、地味の良否、文化の程度如何等に依りて異なる所がある而して從來の經驗に依れば此の法則の行はれんとするや或は土地の耕作方法改良せられ、或は農具の發明、肥料、種子の選擇等の事があつて爲に其の實現を後れしむるを常とする。要するに此の法則は土地の生産力に關する大體の趨勢を示したもので實際上常に必ずしも行はるゝものではない。換言すれば此の法は理論上は確固不拔の眞理であつて唯外部の事情の爲に多少制肘せらるゝことがあるのみである。

今收益遞減法の實現を遅延せしむる外部の事情なるものを挙げれば大體左の通りである。

- 一、個人内部の進歩 例へば各人の身體、徳義心又は知識の進歩、發達等の如し。

- 二、個人以外の進歩 例へば政治法律の改良及農業の發達等の如し。農業の發達は更に之を分ちて(甲)生産を大ならしむる方法(例へば所謂輪栽法新植物の補付又は有效肥料の發明發見等)及(乙)勞力と資本とを比較的僅少ならしむる方法(例へば農具の改良又は道路並運搬法の改良等)

近來の經濟學者中には往々收益遞減の法則を土地の生産力にのみ限らず、之を資本、勞銀等に對しても應用せんと試むるものもある。

### 第三章 勞 力

#### 第一節 勞力の意義

勞力又は勞働(Labour)とは「人類が自然を利用して生産を爲すに必要な心力及體力の秩序ある經濟的行動」を謂ふのである。故に勞力には左記四條件を必要とする。

- 一、人類の行爲なること。
- 二、經濟的行爲なること。
- 三、心力及體力なること。
- 四、秩序ある行動たること。

従て夫の散歩、遊戯、物品拾得の如きは茲に所謂勞力ではない。何となれば斯る行動は何等生産することがないからである。

今勞力の人類社會に必要な所以を尋ねるに左の二點に歸著する。

- 一、人の身體心意の發育及健康の維持
- 二、生産に必要なべくからざること

第二節 勞力の種類

勞力は種々なる方面より觀察して之を分類することが出来る。

勞力の状態に基きての分類……農、工、商

勞力の固有の性質上よりする分類……體力(肉體的勞力) 心力(精神的勞力)

以上二つの分類法は互に相混淆して其の區別判然しない。其最普通に行はるゝ分類は左の通りである

- 一、發明又は發見の勞力 發明とは自然の材料に工夫を加へて世人未だ知らざるものを新に生産することを謂ひ、發見とは自然物を新に見出すことを謂ふ。
- 二、自然の產物採取に従事する勞力(占有又は先占) 例へば山中より果實を採取し、海中より魚介を獲得し、又は鑛山より鑛物を採掘するが如し。
- 三、原料の生産に用ふる勞力 例へば牧畜業、山林業、農業の如く純然たる消費物又は工業品の原料を生産するが如し。
- 四、原料の形狀を變更する勞力 即ち工業的勞力、例へば製造業、工業等の如く原料を以て精製品を生産するが如し。
- 五、直接又は間接に財貨を使用者に分配する勞力 例へば商業、運搬業等の如し。
- 六、勤勞 例へば文武の官吏、醫師、教師、辯護士、僧侶、農神等の勞力の如し。

論者或は勞力を生産的及不生産的勞力の二者に分類する者があるが、惟ふに勞力其の物には生産的

不生産的の區別はない。蓋し生産的、不生産的なる語は勞力に従事する人に對しては之を用ふることを得るも、勞力其の物に對しては之を用ふる譯にはいかない。勞力の定義より察するも總て勞力は其の性質上生産なるものなりと言はねばならぬ。

教育家、軍人等の勤勞は生産的勤勞なりや否やに就ては學者間に異論のあるところであるが、今茲の議論を擧ぐることを省略する。苟も今日の社會に於て是等教育家、軍人等の必要を認むる供する勤勞は之を生産的なりと言はねばならぬ。但し其の必要の程度を超へて是等のものが如きことありとせば、其の不必要なる部分だけは之を不生産的であると言ひ

人の區分を爲せば大様左の通りである。

即ち世人の消費に供する物を直接に生産する者  
或は生産を間接に助くる者、又は公共事業に従事し若は人材養成に従事する者  
或は教助を受くる所の者、又は他人の生産を妨害する者

例へば奴隸又

又は一





て其の効果の大小を左右する原因を分て

如し

当等は労働の念慮に重大なる關係を有する。

益を享有する程度 例へば奴隸、小作人の労働と自由労働者の労働とは利

念慮の上に於ても亦大なる差異あるを免れない。

はする所に於ては労働の念慮自ら薄弱であるが、之を尊重する所に於ては其の念慮自ら

入は一民族の有する労働の能力を左右する原因を分て五とする

- 一、天賦の性質……體力の強弱、智力の優劣、熱練の多少
- 二、生活の程度……食物、衛生上の差異
- 三、周囲の状況……氣候、地位、地味等
- 四、教育の多少……學校教育又は職業教育
- 五、男女幼老の區別

### 第三、労働の組織

労働の組織とは勞力の分配及結合(分業及協力)を謂ふ。例へば單獨労働者の効果は労働分配又は労働結合の効果より小なるが如し。

次に労働の生産力に最重要なる關係を有するものを人口問題殊に人口増加の法則と爲す。蓋し人口の多少増減は常に經濟上の問題なるのみならず、政治上並軍事上にも亦至大の關係を有するものである。

以上分業及協力並人口問題に關しては後に詳述することとする。

## 第四章 資本

### 第一節 資本の意義

資本(Capital)の意義は古來幾多の變遷を経過せるもので、今日でも尙ほ學者の意見が全く一致しない蓋し資本とは吾人々類が日常の労働に依て得たところの財貨中直接の消費に使用せずして後日の生産の目的に供せらるる有形の財貨を謂ふのである。故に生産の目的に使用せらるるや否やに因りて同一物にして或は資本となり、又或は資本とならないことがある。例へば生産に従事する労働者に給與する食物の如きは資本であるが、奢侈に供せらるる食物の如きは之を資本と稱することは出来ない

又營業上に使用する金銭の如きは資本であるが、單に庫中に埋藏して全然使用しないもの、如きは之を資本と稱することは出来ない。即ち或財貨が資本たりや否やは、其の物に附着する性質に非ずして人に附隨する關係に依て定まるものであると言ふことが出来る。

茲に注意すべきは世人往々資本を以て直に貨幣又は金銭と同一義に解するものがあるが是は大なる誤謬と言はねばならぬ。固より貨幣又は金銭は資本の一には違ひないが、決して貨幣又は金銭のみが資本ではない、衣服、食糧、工場等の如きものも亦之を資本と稱することを得べきものである。

次に土地は資本なりや否やに關しては學者間議論の存する所であるが、資本並勞力を加へて以て資本化した土地は之を資本の一部であると言ふを妨げない。併し毫も人力を加へない土地の如きは之を資本と稱するは其の當を得たものではない。

### 第二節 資本の必要

生産は自然と勞力とのみを以て之を爲し得べき場合かないでもないが、極めて簡単な生産と雖多くは資本の協力を必要とし、且つ之を用ふるに依りて其の目的を達することを容易ならしむるものである。簡單なる生産に於て既に然りとせば進歩せる複雑なる生産に於て一層資本の必要なるは言ふ迄もないことである。英國の經濟學者ミル氏が「産業は資本に依て制限せらる」と言つたやうに之を一人の企業に於ても、亦一國の産業に於ても資本の充實せると然らざるとは其の企業の規模及發達、進

歩の上に密接なる關係があるのであるが、其の實例は一々茲に擧ぐる迄もないことである。

又資本は勞力の代用を爲し以て漸次に人類の器械的勞働を減少するから生産上人類の負擔する勞苦を軽減する効果があるものである。

之を要するに生産の初期に於ては人類は殆んど全く自然に支配せらるゝものであるが、資本の力に依り次第に自然を利用し、其の資本の増殖するに従ひ自然を支配するの力が益々大きくなるのである故に資本は殆んど産業發達の基礎を爲すものであると言つても敢て不可なく、資本が不足では到底産業の振興は望まれない次第である。

### 第三節 資本の種類

資本も亦勞力と同じく種々なる點より之を分類することが出来る。今其の主なるものを擧ぐれば左の如く四つに分けることが出来る。

第一 資本の目的に従ひたる分類——生産資本及營利資本  
生産資本 (Productive Capital) とは生産の手段となるべきものを謂ひ、營利資本 (Acquisitive Capital) とは營利の手段となるべきものを謂ふのである。併し此の區別は資本たる財貨を全然二に分つたものではない。營利資本たる財貨は必ずしも生産資本ではないが、生産資本たる財貨は同時に營利資本たることを得るものが多い。

生産資本及營利資本は更に左の數種に分つことが出来る。

一、諸種の原料 粗成品及半成品例へば生繭、棉花、羊毛、鐵、生糸、棉絲、鉄鐵、金鐵地金等

二、器具、機械の類 鋤、鋸、鋸、水車、紡錘、汽機、度量衡器等

三、家畜類 耕馬、馴鹿、力牛等

四、生産事業に使用する建築物 製造場、倉庫、店舗、道路、鐵道等

五、土地に施したる改良 排水、灌溉、風除、堤防の設備等

六、倉庫に貯藏する製造品又は店舗に保有する商品

七、船車類

八、貨幣

生産資本

以上の財貨は如何なる場合に於ても常に必ず生産資本たるものではない。例へば農業に使用する馬は生産資本であるが、遊樂に供する馬は之を生産資本と稱することは出来ないやうなものである。

營利資本

一、生産資本たる總ての財貨  
二、直に消費し得べき財貨なるも所有者が賣却貸與等の方法を以て之に依り利益を

收得し得べきもの。例へば貸家賃本労働者に供する食物等

第二、資本の使用度数と保存期間の長短に基く分類——流動資本及固定資本

流動資本 (Circulating Capital) とは一回の使用に依て全部の效用を滅失するものを謂ふのである

例へば薪炭類、食物等の如きものである。

固定資本 (Fixed Capital) とは一回の使用に依りて效用の全部を滅失せず、數回若は數十回の使用に依り漸次其の效用を滅失するものを謂ふのである。例へば器具、機械、建築物、船舶等の如きものである。

固定資本と流動資本との間には密接なる關係があつて、固定資本が生産に使用せられ得る爲には流動資本の存在を必要とする。但し多くの固定資本は早晩變じて流動資本となるものである。而して流動資本の増殖を計り大規模の生産を爲すがためには固定資本の存在を必要とするのである。要するに此の兩者は相調和して生産を援くべきものである。そして固定資本と流動資本とは其の國經濟發達の程度如何に因りて其の重要な程度を異にするが概して進歩發達したる國に於ては固定資本が多いやうである。

第三、労働者の方面より見たる分類——労働維持資本及労働補助資本

労働維持資本とは労働者に對して支拂はるゝ資本であつて例へば労働者の賃銀又は食物等の如きものである。労働補助資本とは労働者の手を助くるが爲に使用せらるゝ資本であつて、例へば器具、機械、原料品等の如きものである。

労働資本を變じて労働補助資本と爲し又は労働補助資本を轉じて労働維持資本と爲すときは労働者は忽ち其の影響を蒙るものであるが、生産の原料を固定資本に變ずるが如きことは労働者には直接には何等の影響を及ぼすことはない。

第四、資本所有の状態に基づく分類——社會的資本及私人的資本

社會的資本とは社會上公私人の所有する實際の資本の總額を謂ひ、私人的資本とは社會に存在する一人の所有する資本を謂ふのである。而して社會に於ける各個人の資本を合したる總額は必ずしも社會的資本の總額と一致するものではない。何となれば私人的資本にして而も社會的資本でないものがあるからである。例へば彼の抵當權又は特權の如きは一人に取っては資本であるが社會に取りては資本ではない。何となれば是等の權利は或資本の上に設定せられたものであつて若し之を資本中に算入することゝすれば結局一箇の資本を二重に計算することゝなるからである。以上の分類の外資本は之を使用する人の差異に基きて自用資本及他用資本に區別し、又資本の移動するや否やに依て動資本及不動資本に區別し、或は一定の目的に使用せらるゝや否やに依て特定資本及不特定資本に區別し、又或は資本の形狀に基きて有形資本及無形資本等に區分せられるが是等の區別は餘り重要なものではない。

第四節 機械

茲に特に一言すべきは固定資本の一種たる機械であつて近代に於ける生産事業の發達が機械に負ふ所極めて大なるものがあるの言ふまでもないことである。機械は之を大別して二種とする。即ち動力機械、労働機械が是である。

動力機械とは動力を發して人類の體力に代るものを謂ひ例へば蒸汽機關、發電機等の如きものが之に屬し、労働機械とは諸般の動作を爲して人類の熟練に代るものを謂ふのである。例へば紡績機械等が之に屬する。

次に機械の長所として數ふべきものは

- 一、非常に強大なる勢力を發すること。
- 二、動作が均一、精密且つ迅速であること。
- 三、多くの機械は之が取扱上強大なる體力を要しないこと。

等では是等の長所がある爲に其生産上に及ばず影響即ち利益もあるが亦多少の弊害も伴ふを免れない。左に其主なるものを列挙すれば、

- 一、從來未曾有の生産事業を成立せしめ得ること
- 二、生産物の産額を増加すること
- 三、生産物の品質を善良ならしめ且均一ならしむること
- 四、人力を省き且多量の生産を爲し得る爲に生産費を減じて物品の代價を低廉ならしむること

弊害

- 一、機械の應用に依り手工職工中其の職業を失ふ者あるに至ること
- 二、機械の應用盛大なるに従ひ工業社會に於ける貧富の懸隔益々大なるに至ること
- 三、機械工業は婦女老幼者をして過度の労働を爲さしめ又家族關係の幸福を破り以て労働社會の衛生道徳を害するの虞あること

之を要するに機械の應用より生ずる弊害と云ふものもあるが之を其の利益に比すれば到底問題とするには足りない。惟ふに十九世紀の社會經濟上の發達は主として機械の發明に因るもので十九世紀の文明は實に機械の文明と稱してもよい位である。二十世紀の今日列國が各々自國の發展を期せんとすれば勢ひ大に機械の使用を奨励しなければならぬ。唯之が使用に伴ふ多少の弊害は之を防遏するの手段

段を講ずることが必要である。

### 第五節 資本の成立

資本は自然と勢力の結果であつて貯蓄 (Saving) に依て成立するものである。

貯蓄とは新なる生産物を目前の快樂の爲に消費せず、其の現物又は價格を保存して永續的使用の元本と爲すことを謂ふのである。故に自然及勢力の結果が如何に大であつても之を消費して貯蓄するところがなければ資本は決して成立するものではない。

凡そ貯蓄は直接又は間接に生産を助くるものでなければならぬ。従て徒に財貨を死蔵するが如きは純然たる貯蓄ではない。而して貯蓄は通常單に貯蓄者一身上の利益となるのみならず、同時に又社會全體を利益するものである。併し此の貯蓄を爲し得るには大要二つの條件を必要とする。即ち一は「餘裕あること」で二は「貯蓄の意思あること」である。生活に餘裕なきものが貯蓄の不可能なることは言ふ迄もないことであるが、よし生活には餘裕があつても之を貯蓄せんとするの意思がなく濫費してしまふやうでは資本は決して成立するものではない。而して其の貯蓄意思の強弱は主として人類の異同、教育の程度、貯蓄機關の便否、利己心及他愛心の強弱、金利の高低、法制の完否、各人の境遇如何等に依て自然異なるものである。

## 第五章 産業

### 第一節 産業の意義

「生産を目的とする經濟的行動」を産業と謂ひ、産業は之を大別して三種とする。

第一、原料生産の産業即ち農業、漁業、牧畜業

第二、原料に製作を加ふる産業即ち製造業、工業

第三、生産物の位置を轉ずる産業即ち商業、運送業

此の三種の産業は之を經濟上より見れば等しく生産であつて其の間に何等輕重の區別はないが之を産業發達の沿革上より見れば古代に於ては農業を重んじ、中世に於ては商業を尊び、近世に至て農、工、商共に等しく之を尊重するやうになつた。近世に於ける國民生産の状態を見るに皆孤立的でなく社會的である。従て産業の組織も亦孤立的でなく皆社會的である。今日の生産は所謂營業的生產である。而して今日は生産の要素を其の種類と數量とに於て充分に所有しなくとも其の人にして信用を有するならば生産の要素を他人から仰いで生産に従事することが出来るのである。

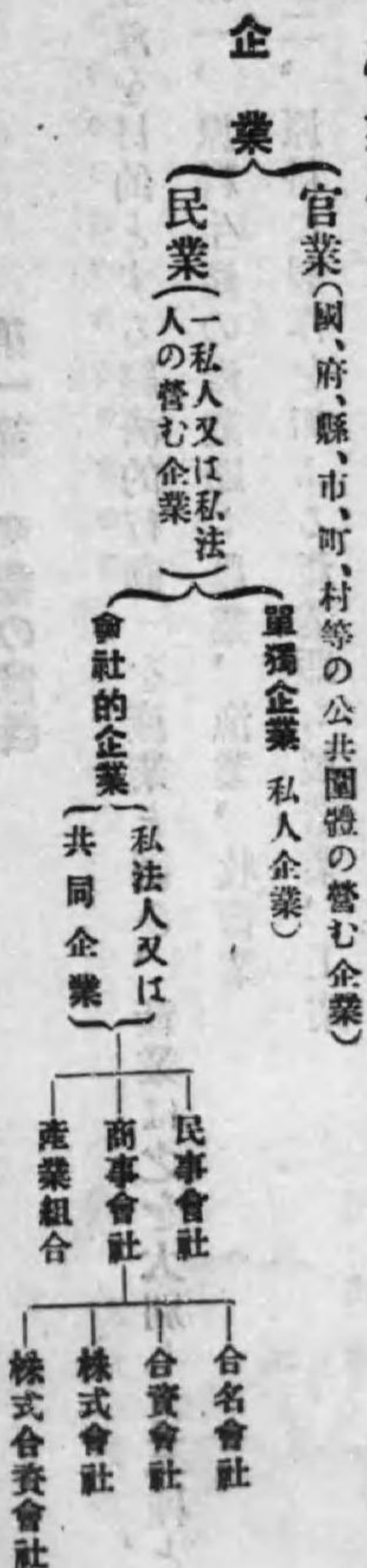
凡そ生産を爲さんとするには各人は其の財産又は信用を以て損益の計算と危険とを冒して生産の要素を準備し、生産の期間之を保持し、其の生産した貨物を他人に賣却して利益を得んことを計るものである。其の生産事業を企業 (Undertaking, Enterprise) と謂ひ、之に従事するものを企業家 (Undertaker)

Key Entrepreneur) と謂ふのである故に企業家は必ずしも自分の財産を以て生産に従事する者のみに限らず、生産の三要素の全部又は一部を缺くことがあつても信用を以て生産に従事することを得るのである。

- 次に企業家の任務の主なるものを挙げれば左の通りである。
- 一、豫め市場に於ける現在及将来の需要の種類品質、分量等を測定して将来に對する見込を立つること
  - 二、此の見込に應じて適當なる營利的生産事業又は營利事業の方針を決定すること
  - 三、斯く決定せる營利的生産事業又は營利事業を經濟主義(即ち最少の勞費を以て最多の結果を收めんとする主義)に於て遂行するの計畫を立つること
  - 四、始終其の事業の遂行を指揮監督すること
  - 五、斯くして生産し若し是れを得得ざる財貨を需要あるに應じて適當の時機、適當の場所に適當の分量を分配すること

第二節 企業の種類並利害

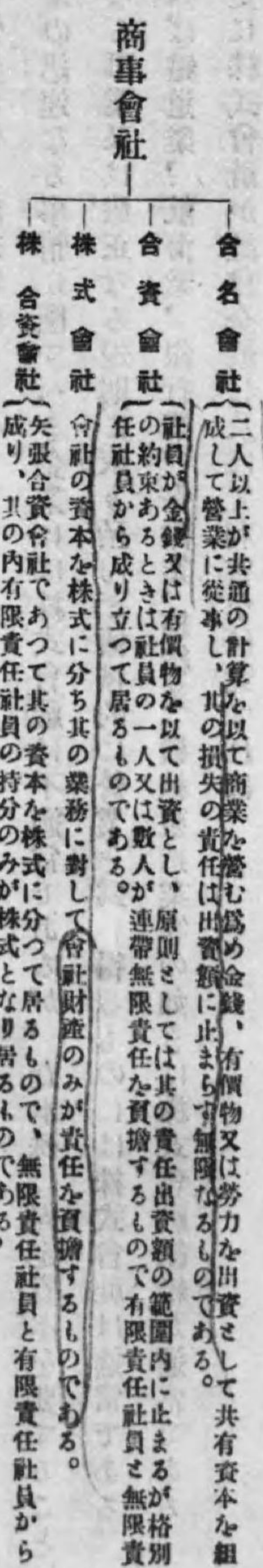
第一 官業及民業(經營するものを標準としての區別)



單獨企業とは一人が企業家として總ての法律上及經濟上の責任を負ふて營む企業を謂ふのである。今單獨企業の長所及短所を列挙すれば

- 長所**
- 一、企業の損益は全く企業家一身の利害に關するが故に利己心發動の結果として勞ひ其の事業に熱中すること
  - 二、小利益及小貯蓄を獎勵せざること
  - 三、企業家は經濟上拘束を受くることなく從て迅速に臨機應變の措置を執り得ること
- 短所**
- 一、企業上の資力及能力の不足より企業の範圍自ら狹隘なること
  - 二、企業全く企業家の一身に專屬する爲に一朝其人が疾病又は死亡等の不幸に遭遇するときは其の業務は全く廢絶するに至るの虞あること

會社の企業とは數人共同して一の集合經濟を組織し營利の目的を以て一定の生産事業に従事するものを謂ふのである。



今是等の會社の利害得失を舉ぐれば、

(利益とする點)

(不利益とする點)

- 合名會社** 同一の場所に於て一人の兼備せざる數種の材能を要するが如き或は事業の性質上普通の雇用人に委託することが出来ない様な場合に用ひて適當である
- 合資會社** 相互に深く信用する者の間でなければ之を組織することは出来ない
- 株式會社** 二人以上が共通の計算を以て商業を營む爲め金銭、有價物又は勞力を出資して共有資本を組織して營業に従事し、其の損失の責任は出資額に止まり無限なるものである
- 株式合資會社** 社員が金銭又は有價物を以て出資とし、原則としては其の責任出資額の範圍内に止まるが格別任社員から成り立つて居るものである
- 株式會社** 合社の資本を株式に分ち其の業務に對して合社財産のみが責任を負担するものである
- 株式合資會社** 無限合資會社であつて其の資本を株式に分つて居るもので、無限責任社員と有限責任社員から成り、其の内有限責任社員のみが株式となり居るものである
- (商法第三編會社第四二條乃至第二六二條)
- 同上** 併し事件の處理決行上多少遲滞し又は意思の相合致しないことがある、又社員數が少くないから死亡等の場合に會社の永續困難なる事情がある
- 同上** 從て巨額の資本を集めることが困難である

株式會社

- 一、之を賣却することが出来るから世人の資本を株式會社に投下せんとするものが多く、從て巨額の資本を集めることが容易である。
- 二、社員老衰、死亡等一個人の關係に因て直接の影響を蒙らないから商業の永續、大事業の經營に適すること。
- 三、會社の状況及其の事業の成績を公告せなければならぬから世人の信用を受けることが厚い。
- 四、業務擔當者に適當なる人材を得るの便宜を有すること。

同上

- 一、株主間意見の一致を缺き又重要事件は株主總會の決議を要するから、時機を失するの虞あること。
- 二、株主は其の責任株金に止まるから會社に對する注意充分ならず、又業務擔當者も業務に熱心ならざること。
- 三、業務の監督等種々複雑なる手續を要するから營業費用を多額に要すること。

以上の如く株式會社には一長一短の之に伴ふものがあるが、凡そ會社を設立せんとするに當ては事業の性質に依り株式組織の適否を決定しなければならぬ、即ち些少な資本を以て經營し得べき事業又は變遷の迅速なる事情に應ずべき企業には株式會社は不適當であるが、資本殊に固定資本を要すること大なる事業又は嚴正なる規則に依り殆んど機械的に營業を爲し得るものには株式會社は適當である。例へば鐵道業、航海業、銀行業、保險業、紡績業、機械製造業等の如きは株式會社組織が適當である。更に株式會社が社會全般に及ぼす利害を研究すれば

(利益とする點)

- 株式會社
- 一、巨額の資本を要し到底一個人の企圖し能はざる事業に利益の見込あるも危険伴ひ自己の全財産を投じて從事することが出来ない事業、又は収益少くも公衆一般に利益を興ふる事業の如きは株式會社組織に依らねばならぬ。
  - 二、株式會社は社會に散在する小額の資本を吸收して巨額の資本を組成し、一國の資本を増加し且つ少額なる資本の所有者をして其の企業より生ずる利益を取得せしむること。

(不利益とする點)

- 同上
- 一、株式會社は狡猾の徒が公衆を欺くの手段とすることが多い、企業熱の旺盛なる時に於ては殊に然りである。
  - 二、株式は投機的賣買に適し社會全般に投機心を誘發増長せしむるの傾向あること。
  - 三、過剰生産を促し延て經濟界に恐慌を惹起するの虞あること。

三、株式會社は社會の人材を民間の事業に従事せしめ、政府に集まらしむるの弊を除き得ること。

四、株式會社は事業の機敏を缺き又は執務の熱心を缺ぐの弊害あること。

終に株式合資會社に至ては合資會社と株式會社との中間に位し或程度迄雙方の長所及短所を有して居る。併し株式合資會社は今日頗る少い、今其の理由を尋ねて見るに元來株式合資會社の認められたのは近來のことで世人が普く其の性質を知らない、又其の運用にも慣れない、從て之を企圖するは危険なばかりでなく其の組織の性質上無限責任社員に人格に依頼すること大なるの虞あると同時に、如何に巨額の資本を投ずるも單に株主たるに止まるに於ては終世重役たるの機會がないから雖しも株式會社の方を希望するからである。

次に産業組合とは人の結合に依る共同企業的一種で、第十九世紀に於ける技術の進歩と機械の發明等の爲自由競争猛烈であつたから小企業が大企業に併合せられ、又手工業者が工場工業者に壓倒せらるゝ等のことがあつたのに對して之が救済策として發生したものである。

産業組合は組合員の産業又は其の發達を企圖するが爲に設立せられた社團法人で之を左の數種に區別することが出来る。

産業組合

- 信用組合 (即ち共同の力を以て資本を増加し、信用を高め、大企業家に對し小企業家の獨立維持を目的とし、組合員の産業上必要な資金の貸付並貯金の便宜を得しむるもの。)
- 販賣組合 (即ち共同の力を以て生産したる物に加工しないで之を販賣し、中間の商人に利益を壟斷せらるゝことを防止するを目的とするもの。)
- 購買組合 (即ち共同の力を以て直接に産業又は經濟に必要な原料及日用品等を買入れ之に加工しないで、又生産して組合員に賣却し中間の商人に利益を壟斷せらるゝことを防止するを目的とするもの。)

「利用組合」(即ち共同の力を以て生産要具を備へ小企業者の獨立自營を得しむるを目的とし、組合員をして産業又は經濟に必要なる設備を利用せしむるもの)  
 尚ほ以上四種の組合の連結に依り「信用販賣」「信用購買」「信用利用」「購買信用販賣」「信用利用購買」「信用利用販賣購買」「販賣購買」「利用販賣」「利用購買」「販賣購買利用組合」等種々な組合が出来て居る。

我國に於ける産業組合なるものは明治三十三年三月産業組合法制定以來漸次隆盛に趣き今や其の數一萬三千以上の多數に達するといふ勢であるが、其の組合組織の内容に至つては遙に泰西の其れに及ばない、是れ甚だ遺憾な次第である。

今茲に歐洲戰亂前後に於ける本邦産業組合の狀況を表示すれば左の通りである。

戦前戦後産業組合現在表

年次	信用組合		販賣組合		購買組合		信用利用組合		購買信用組合		信用販賣組合		購買信用販賣組合		計
	組	員	組	員	組	員	組	員	組	員	組	員	組	員	
大正三年	二、九三〇	三三	五九九	一四三	四九九	一三九	四二	二、四九	三、四六	七	八、二一〇				
同 七年	三、〇九	二九〇	四一九	二二七	四二二	一六三	二七	二、七〇	三、七〇	二、四六	一、三六二				
同 八年	二、八九九	二七三	四五六	二二五	四〇七	一五七	三〇	二、九〇	三、七	二、四九	一、三六二				
同 九年	二、六五〇	二二五	四五四	二〇七	四八五	一六七	二〇	二、九六	三、〇四	一、四七	一、三六二				
同 十年	二、三三三	二二二	四六六	二〇七	四九四	一七	一七	三、〇九	三、〇九	一、五五	九				
計															

備考 大正三年は戦前にして大正八年以後は戦後なり  
 尚ほ左に各種の産業組合に關し少しく詳論することにする。

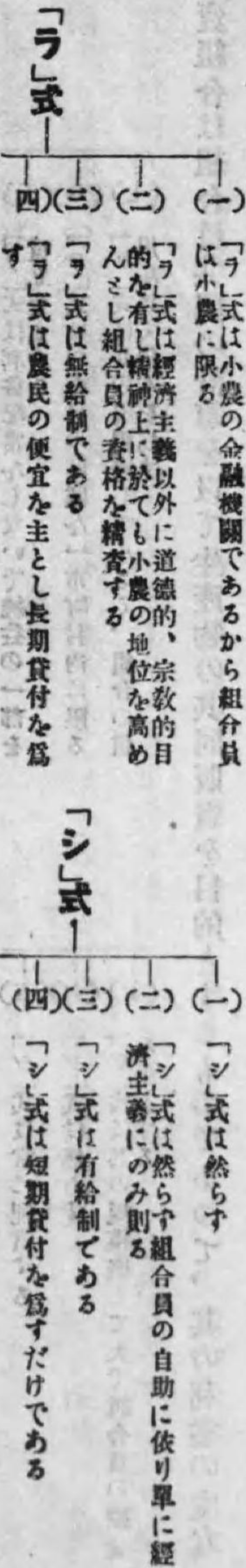
信用組合は組合員共同の計算を以て共同金融並共同貯蓄を目的とする組織であつて小口の低利資金融通機關である。従て其の經濟上に於ける利益の主なるものを擧ぐれば凡そ左の如きものがある。

- 一、中産以下の小企業家をして資金融通の便益を得しむること。
- 二、中産以下の小企業家をして貯蓄の便益を得しむること。
- 三、中産以下の小企業家をして誠實、勤勉の美風を養成し自主獨立の精神を涵養せしむること。
- 四、中産以下の小企業家をして一致協力を以て大企業家の壓迫に對抗せしむること。

獨逸に於ては從來信用組合が最發達し二様の形式が存した即ち

- 一、「ライフワイゼン」式。
- 二、「シユルチエ、デーリツチ」式

である。前者はライフワイゼン氏(一八八八年—一八八八年)の案出に係る信用組合で、主として小農に低利の資金を貸付けて農具、肥料、種子、家畜等の購入に資するを目的とし、後者はシユルチエデーリツチ氏の考案に係る信用組合で、主として小商人、小工業者に低利資金を融通することを目的とするのである。兩者共に其の目的並經營方法を異にし一長一短があるが近來優勢に發達せるものは寧ろ後者である。今兩者を比較すれば凡そ左の如き差異がある。





(五) 「ウ」式は利益配當をしないで純益の一部を積立金とする  
 (六) 「ラ」式は組合員の區域を一市町村内に限る  
 (七) 「ヲ」式は其の規模概して小さく、組合の信用を以て借入を爲す

(五) 「シ」式は常に配當する  
 (六) 「シ」式は然らず  
 (七) 「シ」式は其の規模概して大で組合員の據金を主とする

販賣組合は組合員共同の計算を以て生産物の共同販賣を目的とするものであつて、其の利益の主なるものは左の通りである。

- 一、仲買人又は問屋等の爲に利益を壟断せらるゝことがない。
- 二、市場の情況に通じ且大口の取引であるから販賣價格が自然有利なるを得る譯である。
- 三、各自店舗又は倉庫を備へる必要がなく、大に生産費を軽減することが出来る。

購買組合は共同の計算を以て原料又は日用品の共同購買を目的とするものであつて、原料組合及消費組合の二つがある。前者は農具、肥料、種子、機械、原料等の共同購入及分配を掌り、主として小農又は手工業者等の組合であつて、後者は日用品(米、味噌、醤油、砂糖、薪炭等)の共同購入及分配を爲し、主として官吏、軍人、學生、労働者等の組合である。今消費組合の經濟上に於ける利益の主なるものを擧ぐれば左の通りである。

- 一、消費者は小賣商人等に利益を壟断せらるゝことなく日用品等を廉價に購入し得ること。
- 二、消費組合に對する出資、組合の積立金、又は物品買入其の物より不知不識の間に組合員の貯蓄を奨励し得ること。
- 三、消費者は貨物の品質又は度量衡等につけて小賣商人の不正手段を免れ精選したものを購入し得ること。
- 四、掛賣の弊風を根絶し得ること。
- 五、組合員に協同的精神を養ひ共同生活の基礎を鞏固にすることを得ること。

消費組合の効果を充分に發揮せしむる爲には組合成立の條件として

- 一、組合員の多數なること。
- 二、組合員間に和衷共同の念強きこと。
- 三、組合の理事者其の人を得ること。

等が必要であるが、是等の條件を具備することは蓋し容易の業ではない。世人消費組合の利益を會得するもの多きに拘らず。此の組合の比較的に勃興しないのは是等條件具備の頗る困難であるからである。

利用組合は組合員共同の計算を以て生産要具を備へ小企業者の獨立自營を得しむるを目的とするものであつて其の利益の主なるものは、

- 一、勤儉、貯蓄の美風を養成すること。
- 二、和衷共同の精神及自主獨立の氣概を養成すること。
- 三、生産利得を大ならしむること。

等である。

### 第二 大企業、中企業及小企業

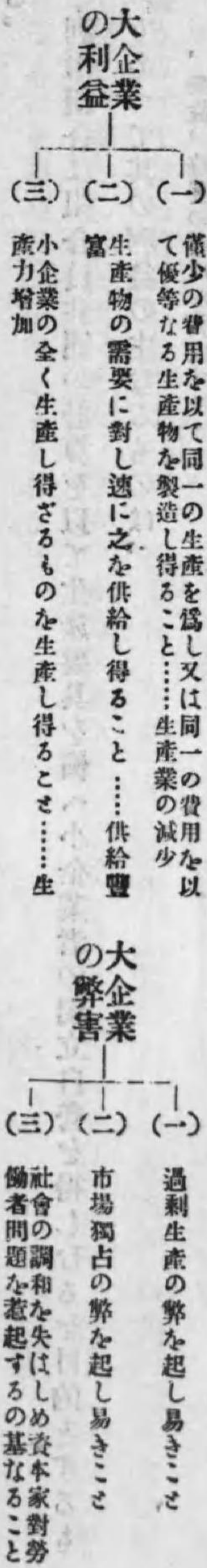
企業の範圍を標準として區別するときは企業は大、中、小企業の三種と爲すことが出来る。

大企業とは一人又は數人が多數の労働者を使用して總ての時と力とを盡さしめ、大量生産若くは大量販賣を目的とする企業を謂ひ、中企業とは大小企業の中間に在るものを謂ふのである。併し此の區別は固より關係的のもので到底精確に其の限界を定むることは出来ないが、今大小企業を區別せる大體の標準を擧ぐれば

- 一、生産額又は販賣の大小。
- 二、投資の大小。
- 三、事業經營上の経済的、技術的の組織の如何。
- 四、雇傭人の有無多少。
- 五、雇主と被傭人との地位上關係。

蓋し大企業は必ずしも近時の産物ではなく、古來其の類例がないではないが、其の特に第十九世紀に入りて著しく勃興して來たのは自由制度の確立と、交通機關の發達、機械の發明及分業の發達等に基因して居る。

大企業と小企業の利害得失



右に擧げたる大企業の利益は總ての生産事業に一樣に存在するものでなくて生産物の販路狭く資本を多く要しない事業には寧ろ小企業の方が大企業に勝つて居るのである。

現今の社會に於ては營業の自由認められ機械の發明、技術の進歩、人口の増加、資本の激増、交通機關の發達の爲、小企業は次第に壓倒せられやうとする趨勢がある。併し一方に於ては大企業にも自

ら一定の限界があつて、機械力に依らないで勞働を主とする事業例へば既存物の修繕業、美術工藝品其他精巧工業、販路狹隘な生産等の如きものは多くは大企業に適しない、それで今日經濟上の趨勢としては資本殊に機械の力を藉る企業に在ては小企業は大企業に壓倒せられつゝある有様であるが、併し亦他に大企業に壓倒せられない多くの小企業もあるのである。

小企業の利益

- 一、企業上の損益一身に係るので事業に勉勵すること
- 二、企業の監督綿密なるを得ること
- 三、臨機應變の措置を執り得ること
- 四、大資本家に屈從せず獨立して社會上の地位を保ち得ること
- 五、特殊の需要に應ずるものを製作し得ること

第三、分業及協力(合力)

分業と協力とは勞働の生産力を増加する方法中最も必要なものであつて現今の經濟社會は此の分業及協力の原則が充分に行はるゝに依て成立し、發達するものである。分業とは協力を種々の仕事に分割することを謂ひ協力とは種々の仕事を協同して一の勞力を組成することを謂ふのである。

協力

單一協力 數人が同一の事業に向つて協力するを謂ふ。例へば重い荷物を三、四人で運搬するが如きがそれである。

複雜協力 數人が種々異なる事業に向つて活動し、結局同一の目的の爲に協力するを謂ふのである。例へば車掌と運轉手とに依て電車を動かすが如きが即ちそれである。

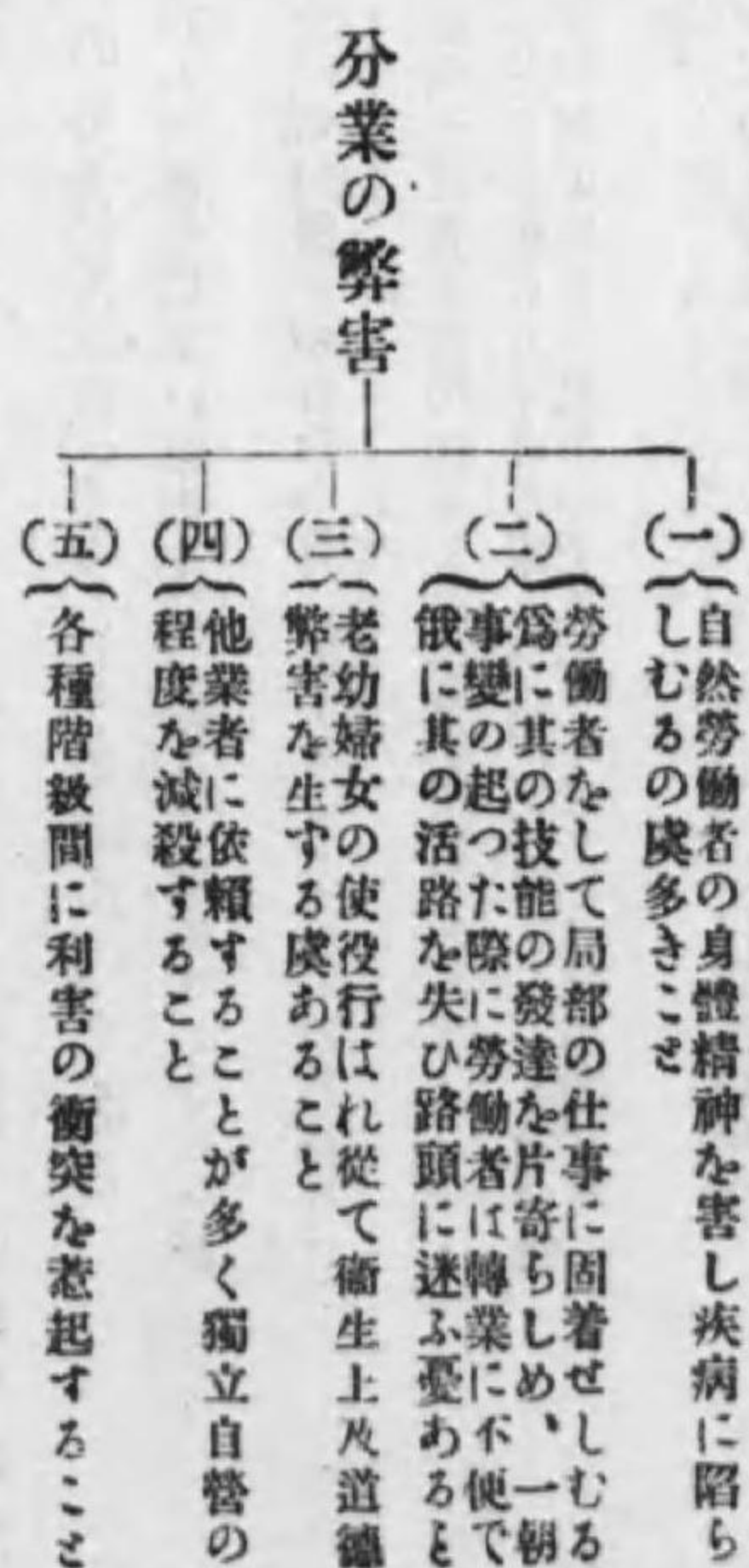
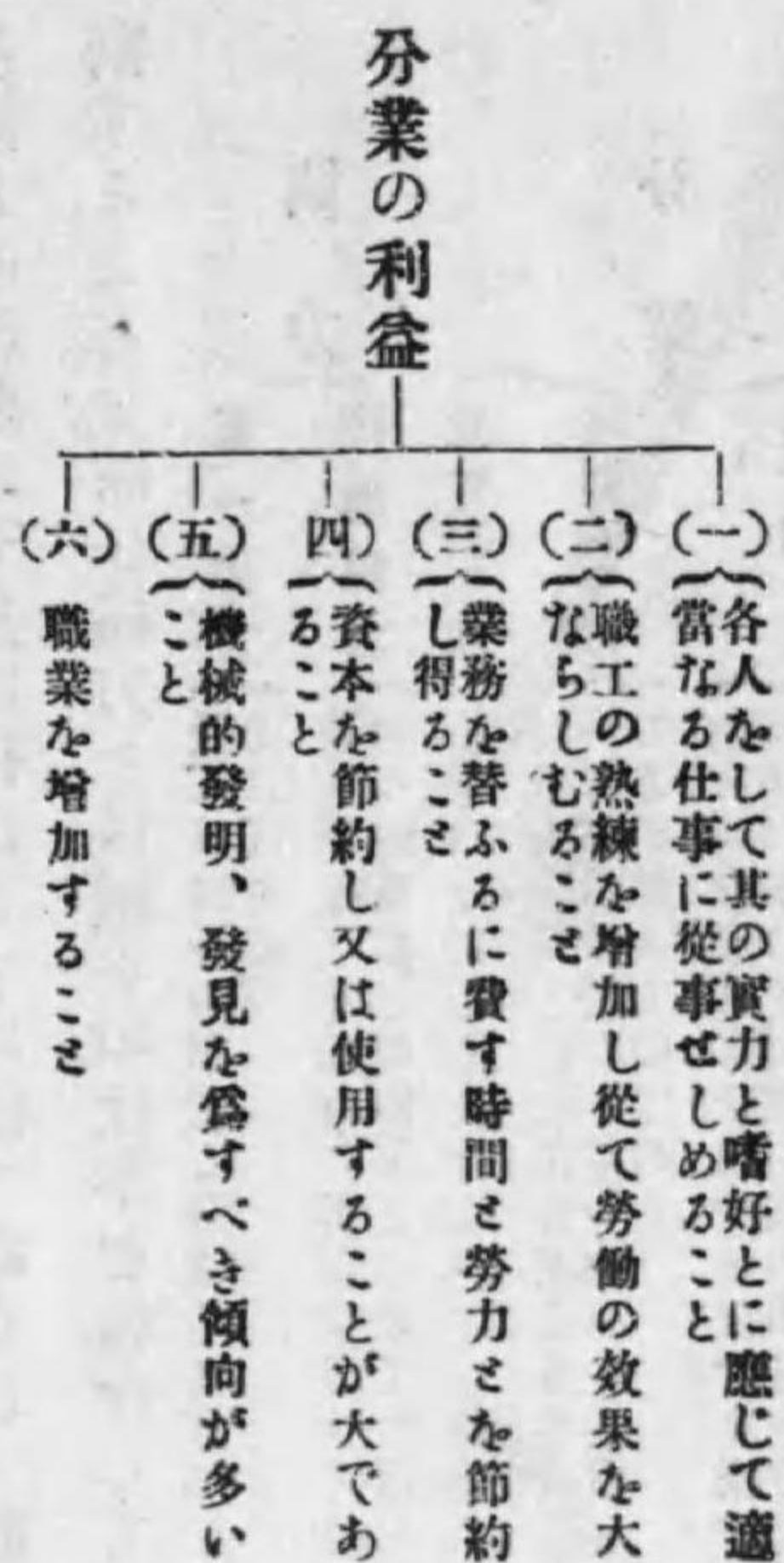
分業

社會的分業 社會的分業とは社會に於ける産業の分派例へば農工商の如きものを謂ふのである。

技術的分業 技術的分業とは既に分派せる各産業内に於て連続せる仕事を諸人の間に分配すること、例へば工場に於て一種の物品の製造を數多の部分に分ち幾多の職工をして其の一分を擔當せしむるが如きものである。

地方的分業 地方的分業とは地勢、地位、地味、氣候、人情、風俗等の異なるに依り大にしては宇内諸國間、小にしては一國內の各地方間に行はれるが如き、又日本に於ては生糸を作り、英國に於ては森林業は山間、農業は平地に行はれるが如き、

分業の利害の主なるものは左の通りである。



但し是等の弊害に對しては労働時間の短縮、労働者慰安の方法又は工場衛生、普通教育、技藝教育實業教育等に依て或程度迄之を救済することが出来るのである。

尙ほ茲に一言すべきことがある即ち分業は之を無制限に應用し且擴張し得べきものでなく、完全に之を行はうとするには宜しく左の諸點に注意することを要する。

- 一、事業の性質が適當に分割せられるものでなければならぬ、例へば農業の如きは此の點に於て比較的分業に不適當であるが、工業の如きは分業に適當なるものと言ひ得るのである。
- 二、分業を完全に行はうとするには充分豊富な資本を準備しなければならぬ。
- 三、分業の行はれるには生産物に對する需要の増加を必要とする。言ひ換へれば製品の販路が廣大なることを必要とする。

#### 第四、大農制及小農制

農業には其の規模の大小に依つて大農制と小農制との區別がある。大農制とは廣大な土地の持主又

は之を一手に借受けた資本家等が多數の労働者を使役して多額の資本を投じ、又巨大なる機械等を備へて粗笨的又は大規模に耕作する農業を謂ひ、小農制とは僅少な土地の持主又は小作人などが自分の資本と資力とで集約的又は小規模に耕作する農業を謂ふのである。米國の如きは多く大農制を採用し我國の如きは多く小農制を採用して居る。

#### 大農制の長所

#### 同上短所

勞力の點に於ては

勞力の點に於ては

- 一、勞力を節約し得る事
- 二、分業の廣きこと
- 一、器具機械を廣く使用し得ること
- 二、肥料種子等の善良なものを選び得ること
- 三、資本を節約し得ること

土地の點に於ては

土地の點に於ては

次に小農制の長所、短所は全然大農制の反對であるから自ら之を推知することが出来るであらう。

以上述ぶる通りであるから大農制と小農制とは孰れが適當してゐるかといふことは、其の國の地勢及農業發達の程度如何等に依て自然異なるものがあるから絶對的に之を斷言することは出来ない。但し之を概言すれば分量の多いことを目的とする農業は大農制を可とし、品質の良好を目的とする農業は小農制を可とするのである。

### 第三編 交易論

#### 第一章 交易の意義、起原及種類

##### 第一節 交易の意義

凡そ或財貨が甲より乙に移り行くことを財貨の移轉と稱して、人は皆自分に必要がないか又は必要の程度の少ないものを出して、他人から自分に必要なもの又は必要の程度の多いものを得ようと計るのである。斯の如き方法に依つて經濟社會に行はるゝ總ての行爲を包括して財貨の交易（交換又は循環 Exchange）と謂ふのである。故に交易の効能は有無相通じて勞費を減少して欲望の満足を得せしむるに在るのである。近世文明の基を開いたものは實に此の交易の方であると言つてよいのである。要するに交易なるものは之を主觀的に言へば財貨の交換であつて、客觀的に言へば財貨の循環である。而して交易の目的物となり轉販買賣せらるゝ財貨は之を商品と謂ふのである。

以上の如く交易は人々が有無相通じ勞費を減少し欲望の満足を得させる効果があるのである。而して交易は分業より起つて來る所の經濟上の一現象である。若し各人が自分の需要する衣食住の欲望を自分の力で充分に満足することが出来るならば交易の必要は無いのである。併し今日の經濟社會に於



ては到底一人が總ての貨物を生産することは不可能である。従て分業が行はれ、各人が各々其の長所に従て財貨を生産し相互に有無の交換を爲すを必要とするのであつて、茲に財貨の交易が行はるゝ事になるのである。

今日の經濟社會に於ては交易が頻繁に行はるゝに依つて其の交易の事業即ち生産者より消費者に財貨を媒介すべき一種の階級を生ずるのである。之を商人と稱し其の商人の従事する職業を商業と謂ふのである。

### 第二節 交易の起原

往時の經濟學者は財貨の交易を以て人類の天性に基くものと爲し、未開の時代にも交易は個人間に頻繁に行はれたやうに唱へるものがあるが是れ一の想像に過ぎない。蓋し交易は素と個人と個人との間に起らず、種族と種族との間に始まり、而も其の始めは平和的でなく掠奪又は暴力を以てしたものであらし、平和的交易は開化の程度少しく上進し、牧畜業等が行はるゝに至り始めて起つたものである。其の後社會の進歩と共に交易は次第に頻繁となつて、現今の社會に於ては實に顯著で而も甚だ重要な經濟的現象となるに至つたのである。即ち各人が自分の爲に生産せず、他人の消費の爲に生産するやうになり其の間數多の交易が行はれて消費者の手に移ることゝなつたのである。

### 第三節 交易の種類

- 第一、交換せらるゝ貨物を標準とする分類
  - 一、貨物と貨物との交易
  - 二、貨物と勤勞との交易
  - 三、勤勞と勤勞との交易
- 第二、媒介物の有無を標準とする分類
  - 一、實物交易 即ち物品を以て他の物品と交易すること
  - 二、貨幣交易 即ち直接消費に供し得べき物品と交易の媒介たる貨幣との交易
  - 三、普通取引 即ち交換の相手方は互に同時に經濟的財貨を授受して直に其の交易行爲の實行を終るもの
  - 四、信用取引 即ち交換の相手方の一方のみが直に經濟的財貨を他方に譲し後日之に對する代價を得るもの
  - 五、定期取引 即ち單に交換を爲すの約束のみを結び置き後日定期に至り之を實行するもの
- 第三、交換者の交易行爲を實行する時期を標準とする分類

## 第二章 需要供給及其の法則

### 第一節 需要供給の意義

需要供給の關係を説明するには先づ以て價格、市價、生産費及需要供給の意義を明にして置かなければならない。

價格(Price)とは交易に際して人が財貨の效用を認識する作用で、換言すれば貨物と貨物との交換比例を謂ふのである。例へば甲なる貨物の一個と乙なる貨物の五個とを交換するときは甲一の價格は乙五であつて又乙五の價格は甲一であると言ふやうなものである。而して價格は之を左の如く分類す

ることが出来る。

一、競争価格と独占価格

競走價格とは賣買者雙方に於ける競走に依り自由に定まる價格のことである。例へば取引所の相場が夫れである。独占價格とは賣買者孰れか其の數一定なるより獨斷的に定まる價格を謂ふのである。例へば古代の名畫、稀代の珍品、專賣特許品、政府專賣品、市場獨占品等の價格の如きものを謂ふのである。併し此の兩者は實際に於て其の者に明確なる區別を設けることは困難であつて、兩者の區別は絶對的のものではなく相對的關係のものであるといふが適當である。

二、契約價格と公定價格（自由價格又は競走價格）と公定價格

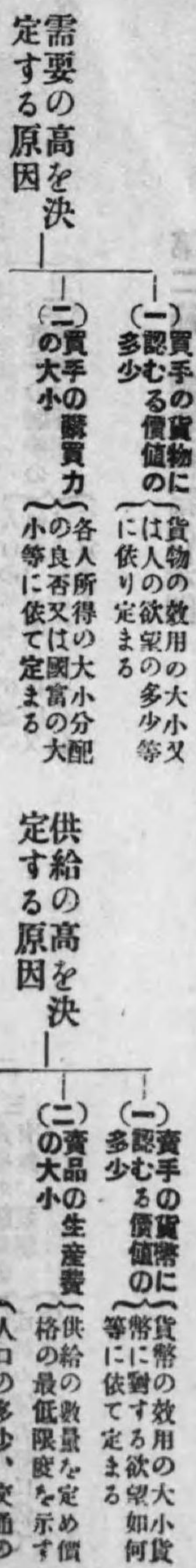
契約價格とは賣買者雙方の自由意思（自由契約又は自由競争）に依て定まる價格であつて市場一般の價格は之に屬する。公定價格とは公權の發動に依つて定まる價格であつて政府專賣品の價格、土地收用法上の買上價格、税關の課税爭議品買上價格等の如きものである。

次に進んで是れ等價格の決定せらるる原因を探るに大凡二つある。即ち一は經濟的原因であつて需要供給の關係が是れである。二は非經濟的原因であつて、例へば流行、人氣、附和雷同の如き心理的原因と、愛情、同情、情誼等の如き倫理的原因と、慣習、風俗、人情等の如き社會的原因及び錯誤、怠慢、詐欺、強迫等の如き個人的原因が是れである。

凡そ價格の決定は實際上諸種の事情が錯綜し俄に判斷し難いものがあるが、經濟組織の發達と共に經濟的原因は其の勢力を高め、非經濟的原因は次第に其の勢力を失ふに至るのであるから、今日文明諸國に於ける財貨の價格は主として經濟的原因に依つて定まり、大體上其の間に一定の理法があることが分る。是れ即ち茲に需要供給の概要を説かんとする所以である。

市價又は物價 (Price) とは物の價格を貨幣に評價したもので、言ひ換へれば或貨物が交換せらるる貨幣の分量である例へば時計一個の代價二十圓であると言へば時計一個の價格は一圓紙幣二十枚であると言ふやうなものである。故に總ての物品の價格が同時に騰貴し若くは同時に下落することはない何となれば價格とは或貨物と他の貨物との交易比例であるから一方の騰貴は即ち他方の下落を意味し又一方の下落は即ち他方の騰貴を意味するからである。併し市價は物の價格を貨幣に見積つたものであるから總ての貨物の供給が減少するか又は貨幣の分量が増加するときは總ての貨物の貨幣に對する交換比例は増加するのである。之に反して貨物の供給増加するか、又は貨幣の分量減少するときは總ての貨幣に對する交換比例は減少するのである。故に市價は一般に下落することがある。要するに價格には一般の騰貴又は下落はないが市價又は物價には之があるのである。

次には生産費 (Cost of production) とは總ての貨物を生産するに要する費用を謂ふのである。需要 (Demand) とは交換に依つて或種類の貨物を得るの實力あるものが現に得んと欲する欲望のことを謂ひ又供給 (Supply) とは需要に應ずる爲め一定の時期に存在する貨物の分量を謂ふのである。凡そ需要供給の高を決定する原因に各左の三つがある。



「(三)買手の競争の(便否、文明の程度又は有無、強弱)は法則の完否等に依りて定まる

「(三)賣手の競争の(便否、産業の盛衰又は有無、強弱)は法則の完否等に依りて定まる

第二節 需要供給の法則

需要供給に關しては左の二大法則がある。即ち

第一、物價は需要と供給との相平均する處に依つて決定せらる。即ち需要増加し又は供給減少すれば

物價は騰貴し、需要減少し、又は供給増加すれば物價は下落する。

第二、物價は自由競争行はるときには生産費に依て決定せられる。

單に甲乙兩人の間に行はれる貨物の賣買に在つては其の物價は甲乙間の協議の一致に依つて決定せられる。併し斯の如き單純な場合は極めて稀であつて賣主、買主共に多人數なるを通例とする。若し或貨物の數量が僅少である場合には買主の間に競争が起り、遂に貨物に對して高價を拂ふこととなるのであるが、之に反して或貨物の數量が多過ぎるときは賣主間に競争が起り遂に低價を以て賣拂ふこととなり其の結果物價は下落するのである。要するに物價は需要供給の相平均する所に於て定まるものである。

併し物價は單に此の法則のみに依て決定せられるものではなく生産費も亦實に物價を決定する一大原因を爲すのである。蓋し何人と雖も損失を忍んでまでも貨物を生産する者は無い。だから物價は生

産費を償て尙ほ相當剩餘ある價格でなければならぬ。固より一時の現象としては物價は需要、供給の法則に従つて其の生産費以上に昇ることもある。亦以下に降ることもあるが是れは決して永久的の現象はでない。其の生産費は物價を決定するの標準となり、物價は此の標準を離れて甚しく動搖することは出来ないものである。但し此の現象は各人が自分の利益を明かにし他より制限を受くることなく、單獨に自分の利益を求むると云ふ所謂自由競争 (Free Competition) の充分に行はるゝ場合に於て起るべきことであるが、現今の社會に於ては「トウラスト (Trust) 又は專賣 (Monopoly) 其の他の障害の爲に自由競争は常に完全に行はれるものではない。従つて上述の法則は常に必ずしも完全に行はれるものではない。

凡そ貨物の價格が其の生産費に比べて餘りに高いときは一方には消費者を驚かして需要を減少し、他方には生産者を奨励して供給を増加し、遂に其の價格を減少せしむるに至るであらう。此の場合に價格其の物が需要供給の關係を支配するのは丁度需要供給の法則が價格を決定するに同じである。世人往々價格は需要供給の關係に依て決定せらるゝ事は知つて居るが、價格が却つて需要供給の關係を支配し兩者の間に互に因果關係の存在することを知らないものがある、是れ一を知つて未だ二を知らないものと言はざるを得ない。

要するに價格は需要、供給の調和に依て決定せられ第一法則として左の如き關係を生ずる。

一、需要増加するか又は供給減少すれば價格は騰貴す。

次に又價格の増減は需要供給の増減を起し、第二法則として左の如き關係を生ずる。

- 一、價格騰貴すれば需要減少するか又は供給増加す。
- 二、價格下落すれば需要増加するか又は供給減少す。

第一法則は事前における作用であつて、第二法則は事後に起る作用である。故に前後相關聯して因果の關係を爲し互に矯制の作用を行ふのである。之を總稱して「價格循環の法則」と謂ふのである。併し實際上に於ては此の法則は必ずしも完全に行はれるものではない。

第三節 需要供給の法則適用の範圍

凡そ財貨の價格は需要供給の調和に依て定まるものであるが其の如何なる點に於て需要供給相平均するやは財貨の種類に依て必ずしも同一でない。従つて需要、供給の一般法則の作用を解するには貨物を左の三種に大別して該法則適用の範圍を研究するを必要とする。

第一、供給に制限ありて生産費を増加するも其の生産額を増加する能はざる貨物

此の種類に屬する貨物は財へば古人の名作たる書論、骨董、刀劍類の如きものを謂ふのであつて、其の價格は全く需要供給の平均を得る事實のみに依て決定せられ、生産費は殆んど關係のないものである。即ち其の物の價格は如何に高價であつても之を得やうと欲する需要者に依て決定せらるるものである。

第二、生産費を増加することなくして無限に供給を増加し得べき貨物

此の種類に屬するものは主に工業品であつて其の價格は固より需要供給に依て定まり生産費殊に最低生産費と殆んど符合するも

のである。若し一旦其の價格が生産費よりも遂に大であるならば生産者は資本及勞力を増加して供給の増加を來すであらう。之に反して若し其の價格が生産費以下に下るときは之が生産者中損失に堪へられないで生産額を減少し又は其の生産を停止する者を生ずるであらう。さうなると自然に供給の減少を來して價格は再び上騰するに至るであらう。斯くの如く其の物の價格は常に高低上下することあるを免れないが之が歸着點は大體其の生産費に在りと言はねばならぬ。而して社會の進歩發達は勞働分配を盛ならしめ器具、機械又は製造方法の發明、改良を促して生産費の減少を來すから工業品の價格は一般に低落するの傾向を有するものである。

第三、生産費を増加すれば供給を増加し得べき貨物

此の種類に屬するものは主に農産物、礦物等で其の價格は工業品のやうに生産費の最低なものが之を定むる標準とならないで却て生産費の最多なるもの即ち最高生産費が其の價格を定むるものである。何となれば農産物の價格の如きは餘りに下落するときには瘦地を耕作する農民は農業に従事するの不利なるが爲に遂に其の業を廢止するに至るからである。但し此の原則は種々な事情に依て妨げられ其の實現を見ることは容易でない。さうして其の事情といふのは農業上の改良、諸種の發明、發見、制度の改善交通機關の發達等の如きものを謂ふのである。農業上の改良とは例へば農具の改良、肥料の發見、種子の選擇等であつて之が爲に生産費を減少し得るから需要が増加するも生産物の價格は騰貴することなくして供給を満足することが出来るのである。又交通機關の發達は汽車、汽船、自動車等の運搬具の進歩であつて之が爲に生産費を減少し需要を増加するも物價を騰貴せしめないで供給を満足せしめることが出来る。以上の如き種々抑制の原因はあるが大體に於て農産物の價格は次第に騰貴する傾向があるものであると言ひ得るのである。

第三章 貨幣

第一節 貨幣の起原

古代未開の時代に於ては人々皆物と物との直接交換に依て其の需要供給を満足せしめたのである。



併し此の實物交換には左の如き不便があるのである。

- 一、交換者雙方の間に需要供給の投合を得ることが困難なること
- 二、價格の尺度即ち交換の比例を定むることが困難であること
- 三、實物には分割することが不可能なるものがあること
- 四、有價物貸借の標準を缺く爲に契約履行等に困難を生ずること

是等の不便を避くる爲めに自然に何人も所望する所のものを以て一般交易の媒介物と爲すやうになつた。此の媒介物は直ちに之を消費の目的に供することは出来ないが、之と他物と交換して其の目的を達することを得るのである。斯の如き一般媒介物は即ち貨幣の起源である。故に貨幣として使用せられたものには種々な貨物がある。例へば古代に於ては獸皮、鳥毛、牛馬、穀物、製造品又は銅鐵の如きものが貨幣として使用せられたが、現今に於ては貴金屬及賤金屬を貨幣として使用するやうになつたのである。(貨幣及紙幣に關する詳細なる事項は拙著最近貨幣論參照)

### 第二節 貨幣の職分及定義

貨幣は如何なる職分を盡すものであるかと言ふに其の職分を分て四とする。

#### 第一、貨幣は交易の媒介物である。

諸種の貨物を見るに人の之を所望する程度は一樣でない。其の中に於て交易の媒介物として最適當なるものが貨幣である。だから交易の媒介物であることは明であると言はねばならぬ。

#### 第二、貨幣は價格の尺度である。

貨物の價格は貨幣との交換比例に依て定まるものであるから貨幣は貨物の價格を定むる尺度である。貨幣は恰も分數の加減に於ける同分母の如く諸種の貨物の價格を貨幣に對し價格に換算して其の比較對照を容易ならしむるものである。若し斯の如き尺度がなく事々物々互に之を比較するならば其の煩雜は非常なものである。

#### 第三、貨幣は價格の本位である。

貨物の交換は自ら貸借の關係を伴ふのである。然るに貨物の價格は常に變動するものであるから他人から貨物を借入る、時の價格と之を返済する時の價格との間には大差を生ずることがある。故に價格の變動少なきものを價格の本位と定めて之を貸借上に使用するときには極めて便利なるものである。而して貨幣は價格の變動が他物に比較して最少ないものであるから價格の本位として貸借上に使用し最便利なるものである。

#### 第四、貨幣は價格の貯藏である。

人が財産を貯藏し又は之を携帯して旅行し若は他人に送付しやうとするには成るべく其の容積が小で重量も軽く而も其の價格の大なるものを必要とする。然るに貨幣は最良く其の目的に適合するものである。

以上説明した所に従つて貨幣の定義を下せば左の通りである。

貨幣とは一般に人の尊重する所のものであつて交易の媒介、價格の尺度、本位及貯藏を爲す所の貨物を謂ふのである。而して現文明國の貨幣としては此の外尙ほ國家の法令が法貨として公認するに依て其の性質を全うするものである。

### 第三節 貨幣の性質

凡そ或財貨が貨幣として用ひられるに必要な性質を擧ぐれば左の如きものである。

- 一、一般社會に尊重せられること。(一般通用性)

- 二、適當の價格を有すること。(有用性)
- 三、携帶、運搬、貯藏に便なること。(恰形性)
- 四、品質鞏固にして毀滅し難きこと。(不損性)
- 五、容易に分割することを得、且分割の爲に價格を減損せざること。(可分性)
- 六、價格の變動少きこと。(不動性)
- 七、物質の一樣なること。(一樣性)
- 八、認識し易きこと。(可認性)

以上述べた諸種の性質を比較的にも最も能く具備するものは金銀である。故に今日の經濟社會に於ては金銀殊に金を本位貨幣として採用するやうになつたのである。

金銀の貨幣があつて茲に始めて人類社會の經濟交通を容易ならしめ、且つ人類の勞力を節約することが出来るのである。故に此の點から觀察すれば貨幣は單に交易の媒介價格の尺度、本位並貯藏たるのみでなく生産を助成する一種の道具であるといふことが出来るのである。既に一種の道具たる以上は貨幣も亦一種の資本であつて之を一個人より見れば流動資本である。何となれば一個人として一度之を使用するときは再び之を同一の目的に使用することを得ないからである。

#### 第四節 本位貨幣及補助貨幣

凡そ貨幣には本位貨幣 (Standard money) 及補助貨幣 (Subsidiary money) の二種がある。

本位貨幣とは「其の貨幣としての價格は其の貨幣が含有する地金の價格を代表し、貨幣中の標準と

なるべきものであつて法律上無制限に支拂を爲すことを得べき法貨 (Legal Tender) を謂ひ、補助貨幣とは其の貨幣としての價格は其の貨幣の含有する地金の價格より遙に大なるものであつて、一定の金額までは法律の力に依り額面通りの價格を以て流通せしむる所の有限的法貨を謂ふのである。例へば我國の二十圓、十圓及五圓金貨の如きは本位貨幣であつて支拂上無制限に之を使用することが出来るが、五十錢及二十錢の銀貨、十錢及五錢の白銅貨並一錢及五厘の青銅貨の如きは補助貨幣であつて銀貨は十圓、白銅貨は五圓、青銅貨は一圓を以て法定支拂制限とする。但し茲に注意すべきことは補助貨幣は債務者が一定の金額以上は支拂ふを得ないのでなく債權者に於て一定の金額以上の補助貨幣は之が受領を拒むことを得るに過ぎないことである。

補助貨幣は一定の金額を限り法貨たるの資格を有するものであつて其の制限金額は如何に之を定むべきや、若し其の制限金額が高きに失すれば勢ひ補助貨幣の流通額を増加し、延て本位貨幣の使用範圍を侵蝕し、貨幣制度の基礎を薄弱にする俁れがあり又其の制限金額が低きに失すれば勢ひ補助貨幣の使用範圍を狭少ならしめ日常の取引に不便を感ずるに至るであらう。蓋し補助貨幣發行の目的は其の國人民の日常の小取引の便に供せんとするに外ならないのであるから、其の制限金額の大小如何は其の國人民の生活程度及經濟發達の狀況等を標準として適當に之を決定しなければならぬ。

#### 第五節 貨幣流通の法則

貨幣の流通を支配すべき法則は之を分て習慣の勢力及「グレシアン」法則 (Greshams Law) の二つとする。

習慣の勢力は實に恐るべきものであつて、古今東西の貨幣史を見るに政府が權力を以て新貨を流通せしめ舊貨の流通を禁止せしめやうとしても、人民の利己心と習慣の勢力とは能く是れ等の法令及刑罰に對抗するのであつて其の例證は尠くないのである。是れ多數の人民は貨幣の理論を詳知せず、唯從來使用して來た貨幣を以て完全なるものであるとして満足するから縦令良好の貨幣であつても新奇なものは之が授受に不便を來すことがあるからである。故に政府が新貨を鑄造するに當つては往々舊來の形狀及年月等を使用することがある。

次に一般人民中には良貨と惡貨とを甄別するの知識又は熟練を有する者が少いけれども、夫の兩替商、鋳職の如きは極めて精密に其の善惡を識別することが出来るから、良貨と惡貨とが共に市場に存在するときは彼等は良貨を取て之を鎔解し、又は削り取り、若くは海外に輸出して自分の利益を謀るであらう。從て市場には遂に惡貨のみ流通し、經濟上種々不良な影響を及ぼすに至るのである。之に關する法則は有名なる「グレシアン」法則であつて即ち左の通りである。

「凡そ良貨と惡貨とは共に相竝で市場に流通すること能はず、惡貨は常に良貨を市場より驅逐するものなり」此の法則は今より凡そ三百餘年前英人グレシアン氏の唱へ出したものであつて今日でも其の眞理たるを失はず尙ほ一般に是認せられて居るのである。而して此の法則は一見頗る條理に反する

やうに見える。何となれば人は百般の貨物に付善を選びて惡を捨つるは利己主義の當に然らしむる所であるからである。併し貨幣が他の貨物と異なる點のあることを知るならば、直に此の法則の行はるゝのは毫も不思議でないことが分るであらう。即ち貨幣は食物、衣服等の如く直接に我々の欲望を満足せしめるものではなく、主として支拂の用に供せられるものであるから、外形が同じであれば世人は精密に其の品質重量を檢查しないで授受するものである。併し兩替商、鋳職などに至つては仔細に其の差異を探究して重量、品質の同一でない貨幣で同一の法定價格を以て通用するものがあるときは品質、重量の勝れたるものを選択、蒐集し或は之を輸出するから良貨は遂に其の跡を收め、單り惡貨のみが市場に流通するに至るのである。

元來貨幣は完全な機械で精巧に製造せられるものではあるが尙ほ造幣上品質及重量の上に多少の差異を生ずることは免れ難い。而して其の差異は或程度迄は法律上公認せられるものである、之を貨幣の公差と謂ふのである。又貨幣は或程度迄は流通上磨滅するも貨幣としての通用力を公許せられる。此の限度を稱して貨幣の通用最輕量目と謂ふのである。而して善良な貨幣を社會に流通せしめて經濟市場の圓滑を期せんとするならば、是れ等の公差及通用最輕量目に對して常に充分な注意を拂ひ、グレシアン法則の支配を受けない様に努めなければならぬ。

### 第六節 貨幣の本位

貨幣の本位とは賣買取引の用に供せらるべき交易媒介の標準として國家が認むる所のものであつて之を以てすれば法律上如何に巨額の支拂をも一時に爲し得るものである。

貨幣論中最も必要なものは貨幣の本位問題である。而して貨幣本位の制度には種々なものがある。其の主なるものを説明すれば次の通りである。

第一、單本位制 (Monometallism)

單本位制とは一種の貨幣のみを以て本位貨幣と爲し、他の貨幣は之を補助貨幣として其の通用を許すものを謂ふのである。而して單本位制には金單本位制及銀單本位制の二つがある。

金單本位制とは金貨のみを以て本位貨幣とし、他のものを總て補助貨幣と爲す制度であつて明治三十年以來の本邦及一八一六年以來の英國は此の制度を採用して居るのである。

銀單本位制とは銀貨のみを以て本位貨幣とし、他のものを補助貨幣と爲す制度であつて現今此の制度を採用するものは極めて稀である。支那の如きは其の一例として見る事が出来る。

第二、複本位制 (Bimetallism)

複本位制とは二種若は二種以上の貨幣を以て本位貨幣とし法律上何程巨額の取引に於ても之を以て支拂を爲し得る制度である。此の制度を採用したもの、中最も著名なものは羅甸同盟諸國(即ち伊、佛、白、瑞、希)及南米共和國等である。

今單本位制及複本位制は何れを以て可とするや、其の利害得失を按じて見るに、凡そ交易の媒介と

Bimetallism

ち

して用ひられる貨幣は自然に高價なものとなり、各國は一般に金を用ひ、漸次金貨本位の制度を採用するやうになるのは實に時勢の然らしむる所であつて、社會の進化上當然の結果である。但し金貨本位が一般に行はれるならば銀の價格は現今よりも尙一層低落し、本位貨幣の價格は非常に騰貴して物價は著しく下落し、商工業は自ら萎靡すべきことを唱へ、列國協同して金銀の比價を定めて複本位制を採用するのが可であると唱ふる者がある。併し複本位の制度は其の根柢に於て誤謬がある。元來物の標準なるものは一あつて二あるべからざるものである。若し其の標準にして大小、長短、輕重等の別があるならば到底之に依つて事物の大小、長短、輕重等を定むることは不可能である。貨幣の本位は即ち價格の標準であつて其の單一でなければならぬことは明かなことである。又若し複本位制を採用すれば金銀孰れか一方が多量に生産せられて其の供給他方に超過するときは、金融市場は或時は金貨のみとなり、又或時は銀貨のみとなつて其の變化が常に極まりなく名は複本位であつて實は代替本位(交代本位)即ち金銀が交替して本位として行はれることとなり、法律上本位として選ばれた兩金屬中の低價なものが實際の本位となりて市場に流通し、其の高價なものは市場に跡を絶つに至るであらう。又複本位制は常に高價品を廉價に賣出し、廉價品を高價に買入れ、金銀價格の變動がある毎に莫大な損失を蒙る者を生ずるのは自然の勢の免るゝことは出来ない。

要するに今日世界諸國は複本位制の不利なるを悟つて殆んど之を採用するものはなく、彼の複本位を以て有名であつた羅甸同盟諸國の如きも實驗上其の不利に鑑み銀貨は之を補助貨地位に落して、本

位銀貨の鑄造を停止して、實際上單本位制度を採用するに至つたのである。故に現今に於ける貨幣制度としては金單本位制を以て最良のものと言はねばならぬ。而して金單本位制を主張する主なる學者はシユヴァリエー、マツカロツクミル、ロツシエル、ナツセ氏等で複本位制を主張する主なる學者はセイド、ウオーカー、ワグナー、ニコルソン氏などである。

## 第四章 紙幣

### 第一節 紙幣の起源及性質

元來正貨なるものは其の容量が大きくて運搬其の他の取扱に不便であるから、巨額の取引又は旅行携帶等に甚しく困難を感ずることがある。そこで昔から紙幣の發明があつて正貨の代用を爲さしめる譯である。

蓋し紙幣(Paper money)は正貨を支拂ふ約束の下に正貨の如く自由に流通するものである。併し紙幣は正貨と異なり其れ自身には何等の價值を有しない。唯正貨の代表貨として流通するものであるから、信用が行はるゝでなければ紙幣も亦行はるゝものではない。而して發行紙幣の分量を定むるのには全く法律の規定に依るものであつて、一人が自由に之を定めることは出來ないのである。紙幣は要求次第何時でも正貨を支拂ふ約束で他の手形のやうに利子を附することなく、又單に一國內だけに行

はれ外國との取引に使用することが出來ないといふ點などが爲替手形、約束手形等と異なつてゐるのである。

### 第二節 紙幣の種類並利害

紙幣は兌換義務の有無に從て兌換紙幣及不換紙幣の二種と爲すことを得る。紙幣の發行者が紙幣に對して兌換の義務即ち正貨と引換へる義務を負ふものを兌換紙幣(convertible Paper money)といひ此の義務を負はないものを不換紙幣(Inconvertible Paper money)と謂ふのである。

紙幣は又其の發行者の如何に依て政府紙幣及銀行紙幣の二種に區別することが出来る。政府紙幣といふのは政府が直接發行する所のものであつて、銀行紙幣といふのは政府の命令又は認可を受けて銀行から發行するものを謂ふのである。

紙幣が經濟上及財政上重大な職責を盡すことは争ふべからざる事實であつて敢て深く説明する迄もない。今紙幣の有する利益の主なるものを擧ぐれば左の通りである。

一、紙幣は之が計算上に於ても亦貯藏、運搬上に於ても非常な便益を有して居る。例へば商業取引の大なる國に於て一々正貨を以て取引を決済するが如きことは甚だ不便であるが、其の代用として紙幣を用ふれば極めて便利である。

二、紙幣を使用するときは貴金屬を貨幣として使用する必要が減じ、之を他の器具又は裝飾品等に使

用することが出来又正貨の造幣費を節約し、其の流通上の磨滅を防ぐことが出来る。紙幣は以上の如き利益を有すると同時に他方に於ては極めて危険なるものである。何故ならば元來紙幣は實價を持たないから、政府又は銀行が之を發行するに當つて往々濫發に陥ることがある。又奸請の徒は之を偽造、變造するの虞がある。若し斯の如き濫發又は偽造、變造等のことがあるときは紙幣の價格は下落して經濟社會を紊亂することが決して尠くないのである。

第三節 兌換紙幣

兌換紙幣の發行權は正貨の鑄造權と同じく當然國家に屬すべきものである。然し實際上に於ては國家は通常中央銀行から之を發行させる。例へば我國に於て日本銀行の發行する兌換券、又は英國に於て英蘭銀行の發行する兌換券の如きものである。然らば紙幣は如何なる方法で發行すれば安全であるかと言ふに紙幣の發行方法に種々あるが今左に其の概要を述べることにする。元來兌換紙幣發行の方法に二種ある。

第一、自由發行法

第二、制限發行法

が即ちそれである。自由發行法とは兌換券の發行額及正貨の準備額等を全然其の發行銀行の自由に放任して、政府は少しも制肘を加へないものを謂ひ、制限發行法とは政府が法律を以て兌換券の發行

額及正貨準備額等に付き一定の制限を設け其の範圍内に於て之を發行せしむるものを謂ふのである。現今の文明諸國は皆此の制限發行法を採用して居る。制限發行法には左の如き種々なる方法がある。

第一、定額發行法

定額發行法とは兌換券發行の總額を定め、其れ以上は一切兌換券を發行せしめないものを謂ふのである。一八七五年頃迄の米國及現時の佛國等は此の方法を採用して居る。

第二、全額準備法

全額準備法とは發行紙幣と同額の正貨又は地金を準備して何時でも其の引換の請求に應ずることを得べき方法を謂ふのである。

第三、比例準備法

比例準備法とは發行額に對し三分の一又は四分の一以上と言ふが如き一定の比例を有する正貨若し地金を準備して紙幣を發行する方法を謂ふのである。

第四、證券準備法

證券準備法とは正貨を準備と爲さず、公債證書、社債券、株券又は手形の類を準備として紙幣を發行する方法を謂ふので、更に之を分て(一)無限證券準備法即ち發行紙幣の總額に制限を設けないもの及び(二)定限證券準備法即ち發行紙幣の總額に制限を設け其れ以上は必ず正貨を準備せしむるものとの二種がある。

第五、制限屈伸法

制限屈伸法とは、正貨又は地金を準備（正貨準備）として、紙幣の發行を許し、尙或高迄は確實なる商業手形又は公債證書の類を準備（保證準備）として、紙幣の發行を認め、尙又市場の恐慌若は非常の困難に遭遇し大に紙幣の需要を増加した時には證券準備の制限を越えて紙幣の發行を許し（制限外發行）其の超過發行の高に對しては相當の發行税を賦課して其の増發を防ぐ方法を謂ふのである。但し此の制限外發行なるものは非常の場合に應ずる最後の手段であつて之が適用を苟もすべからざるは言を俟たない。故に此の方法は第一には平常は紙幣の發行額に制限があるから濫發の憂がなく又相當の準備を有するから正貨の引換に苦むこともない、第二には金融逼迫、市場恐慌を來すの虞があるときには一定の發行税を政府に納めて紙幣を發行し之を救済することを得るの二大利益を有するのである従て此の方法は現今各國に於て最も廣く行はるゝ最良の發行方法である。

第四節 不換紙幣

元來不換紙幣の發行には（一）政府が財政困難の際に當て其の財源を作る場合及び（二）大銀行等が營業上の失敗又は商業上の恐慌に依て破産せんとする場合に其の救済方法として前に發行した紙幣の兌換を停止して之を不換紙幣と爲す場合との二つがある。併し不換紙幣は左に掲ぐるが如き種々なる弊害を伴ふ爲に正貨の如く良貨たることは出來ないのである。

第一、不換紙幣は濫發の虞がある。

不換紙幣と雖も若し其の發行高を適當に制限すれば強て排斥すべきものではないが、元來不換紙幣は兌換の義務のないものであるから金融市場逼迫の際には動もすれば其の發行者が當然拂ふべき注意を缺き、又周圍の狀況に抵抗するの自信がなく不知不識の間に之を濫發するの虞あるを免れない而して若し一朝之を濫發することがあるならば、其の結果は直に物價の騰貴、投機の誘發、通貨需要の増加、金利の上騰、有價證券の價格の減少、輸入の増加、一般取引の澁滞、貸借關係の紊亂、貯蓄の妨害等種々な悪影響を經濟社會に及ぼし遂に之を救済すべからざるに至らしむる弊害があるのである。

第二、不換紙幣は正貨のやうに自然的弾力性を有しない。元來貨幣も亦一種の物品であるから主として需要供給の法則に依て支配せらるゝものである。だから貨幣が多くて其の供給が國內の需要高に超過するときは物價は騰貴して輸入品の増加を來し、貨幣は其の對價として外國に流出し、貨幣の供給減少して其の需要高に接近するに至るのである。之に反して貨幣が少くて國內の需要高に達しない時は物價は下落して輸出品の増加を奨励し、貨幣は其の對價として外國より流入するに至るのである。此の様に貨幣が自然の法則に依て常に其の需要供給の平均を保たうとする傾向を稱して貨幣の弾力性と謂ふのである。ところが紙幣は此の原則に従ふことが出來ない。故に一朝貨幣の需要が起つて不換紙幣を増發したときは其の後金融上の變動に依て貨幣の需要が減少して

も之を收縮して國內の貨幣需要高に適應せしむることは甚だ困難である。茲に於てか物價は騰貴し紙幣の價格は下落し、百弊並び生じて亦收拾すべからずといふ状態に立到るのである。不換紙幣濫發の弊害は極めて大なるものであることは前述の通りであるが、併し國家の大難若は非常の機運に際會した場合には其の經費を支ふることが出來ないで己むを得ず不換紙幣を發行することがある。之を古今の歴史に徴するならば、例へば佛國の大革命、英國の大陸戦争、米國の獨立戦争、佛國の普佛戦争、我國の維新の大業、這次の歐洲大戦争等何れも皆力を不換紙幣の發行に藉らないものはない。然らば則ち不換紙幣は如何なる方法を以て之を發行すべきものであるかと言ふに所謂外國爲替法なるものと、金紙平均法なるものとの兩者を併用するの外他に良法はない。外國爲替法とは爲替相場の高低を見て紙幣を増發するものであつて、即ち内國の金融市場に注意すると同時に常に外國爲替相場に注意し、少しでも外國爲替が逆戻（輸入が輸出より多き場合に起る爲替相場の變動）となるの傾向を生じ、又は現に逆戻となつたときは直に紙幣を引揚げ其の平準に復するを俟て引揚を止め、内外相應じて紙幣價格の下落を防禦する方法を謂ふのである。金紙平均法とは金銀貨と紙幣との交換比例を常に均一ならしめんことを期する方法であつて、紙幣の價格が金銀貨よりも下落したときは紙幣を減少して其の價格を高め、金銀貨と同ならしむるものを謂ふのである。要するに以上の兩法を適當に併用するに於ては不換紙幣を發行しても其の弊害は或程度迄避けることを得るのである。

## 第五章 信用

### 第一節 經濟時代の區分

財貨移轉の状態に從て經濟時代を區分すれば實物經濟時代、貨幣經濟時代及信用經濟時代の三と爲すことが出来る。

**實物經濟時代** 往昔未開時代に在ては交易は單に物々交換に依て行はれた。  
**貨幣經濟時代** 社會の進歩につれ當事者雙方の需要、供給の不投合、價格尺度の不定及實物分割の困難等物々交換では種々の不便があるので貨幣といふ一種の交換媒介物が行はるゝに至つた。  
**信用經濟時代** 更に世運進歩して財貨が増殖し、交通頻繁となるに至つて貨幣すら尙不便を感ずるに至つて遂に信用に依て交換が行はるゝに至つた。

現今世界の文明諸國は多く貨幣經濟時代と信用經濟時代との過度の時代に在るものと言ひ得るのである。

### 第二節 信用の性質及本分

信用(Credit)とは將來に於て約束を守るべしとの他人に對する信認(Confidence)に基くとするの商業上の取引である。故に信用には通常



- 一、甲より乙に財貨を移轉すること。
- 二、乙は之を使用すること。
- 三、乙は期限に至りて甲に之を辨濟すること。

の三つの働がなければならぬ。其の財貨を移轉する人を債權者又は債主と謂ひ、之を受くるものを債務者又は負債主と謂ひ、其の移轉せらるる財貨の總額を債務又は負債と謂ふのである。

世人往々信用を以て直に資本であると論ずる者があるが、是れは唯其の效驗の外形のみを見て深く其の性質の起因を探らない誤に基くものである。信用は財貨を移轉する力であつて決して財貨其の物ではないのである。

元來信用の本分は既に社會に存在する財貨を一方より他方に移轉するに在るのである。例へば甲が一萬圓を所有し之を乙なる企業家に貸與するときは其の一萬圓の資本は唯甲の手を離れて乙の手に移つたといふだけで決して信用に依て其の額を増減するものではない。但し甲が自ら之を生産事業に使用せんよりは寧ろ乙に其の事業に使用せしむる方が利益が大なる場合には甲が之を乙に貸與するときは、縦令其の額を増加しないでも、之が生産力を増加したものであると言ふことが出来る。故に信用は資本其の物ではないが、資本の生産力を増加するものであると言ふことを得るのである。

- 一、資本の増殖盛なること。
- 二、諸種の商業繁榮すること。

- 三、商業取引活潑なること。
- 四、國民道德の程度高きこと。
- 五、法令の完備せること。
- 六、政治上及經濟上の自由あること。

現今信用の最も發達した國は英、米、獨、佛等であつて他の諸國は之に及ばない。

### 第三節 信用の種類

信用は種々な方面から之を分類することが出来る。

#### 第一、債務者を基礎としたる分類

公共的信用 國・府・縣・市・町・村等の所謂公共團體が債務者たる信用であつて例へば國債、府縣債、市町村債の如きもの  
私人的信用 一人又は會社が債務者たる信用であつて、例へば會社の社債、借入金、個人の借金、手形割引の如きもの

#### 第二、信用取引の期間を基礎としたる分類

有期信用 短期信用(主として商業資金に多い)  
無期信用 長期信用(主として農工業資金に多い)

信用の長期なると短期なるとは利子の高低に差がある。即ち長期信用に在ては債權者は其の貸付金を長く他に轉用することが出来ないが、債務者は長く之を利用することが出来るし且其の貸付期間が長きに從て危険が多く、短きに應じて危険が少いからである。

#### 第三、擔保を基礎としたる分類

對人信用(信用貸付の如きもの)  
對物信用(擔保附貸付、荷爲替等の如きもの)

第四、信用の用途を基礎としたる分類

生産的信用 [債務者が信用に依り得たる物件を農業、工業、商業等の所産事業に使用する場合の信用]  
 消費的信用 [債務者が信用に依り得たる物件を多く不生産的に使用する場合の信用]

第四節 信用の利害

利益の主なるもの

- (一) 信用は多數の計算又は遠隔の場合の取引に於て正貨よりも安全便利な支拂方法である。
- (二) 信用は同額の金額貨を代表する。従て信用盛に行はるれば資金は之を正貨以外の用途に利用することが出来る。
- (三) 信用は無資力なる有爲の事業家をして企業に従事し其の才能を發揮せしめ自己並社會の利益を増進せしむる。
- (四) 信用は資本を一層生産的ならしめる。即ち資本は信用に依り無益に資本家の手に停滯する、となく敏活に使用せられ、生産を奨励し、社會の福利を増進せしめる。
- (五) 信用は勤儉貯蓄の美風を奨励する。
- (一) 信用は詐欺奸策の根源となり投機の氣風を奨励する。
- (二) 信用は奢侈の弊風を誘發せしめる。
- (三) 信用は過剰生産を惹起し、恐慌の原因を爲すことがある。
- (四) 信用の利用が餘り容易であるに却て無用の消費を起し、不生産的に資本を使用せしめ資本の性質を失はしめることがある。
- (五) 有産者は通常無産者よりも大なる信用を有するから之に依り一層強大な權力を無産者の上にも及ぼし、貧富の懸隔を益々甚しくし現在既に困難に陥つて居る問題をして愈々困難の域に達せしめる。

弊害の主なるもの

以上の如く信用には利害の相伴ふものあるを免れないが、其の利益は頗る大であるから信用が漸次に發達するのは寔に自然の趨勢であると言はねばならぬ。而して健全に發達して居る信用制度は一國の生産上に至大なる影響を及ぼすものであるが其の發達は急激に之を望むことを得ない、之が發達には凡そ左の如き條件を必要とする。

- 一、資本家の蓄積大に増加し商工業既に隆盛の域に達すること。
- 二、國民の徳義心一般に高いこと。
- 三、法律完備して裁判の執行安固迅速なること。
- 四、政治上及經濟上の自由確立せらるること。

第五節 信用證券

信用證券とは信用から發達進歩して商業社會に於て貨幣の代表物として取引上に使用せられる證券のことを謂ふのであつて、其の主なるものを國家又は地方公共團體の發行せる國債證券(公債證券)又は地方債證券、會社の發行する社債券、株券、貨物代表證券、銀行券、爲替手形、約束手形、小切手及帳消法とする。是等の信用證券を總稱して有價證券と謂ふのである。左に各種の信用證券に就て少しく説明する。

第一、國債證券及地方債證券

國債證券(公債證券)とは國家が發行する負債證券であつて、地方債證券とは府、縣、市、町、村其の他の地方公共團體の發行する負債證券である。是れ等の國債證券又は地方債證券は國家又は地方

公共團體の財政如何、行政官の更迭其他當局者の手腕、市場の變動如何等に依て其の價格に高低を來すものである。併し各種の有價證券中價格の變動の最も少いものは國家の發行する國債證券である。殊に夫の大藏省證券の如きは政府が一財政年度内は於て後日の收入を見込んで一時の支出に應せんが爲に發行するものであるから、其の償還期間が極めて短く、通常三ヶ月以内であつて頗る有利、確實な證券である。

第二、社債券

社債券とは或會社が事業を爲すに當て資金を必要とし單に株金の拂込のみでは不足なる場合、或は株金拂込の困難なるが如き場合に發行する所の信用證券であつて、我商法に於ては社債券に對する利子の支拂は株券の利益配當よりも先にせらるゝから一定の收入を得ることは確實である。

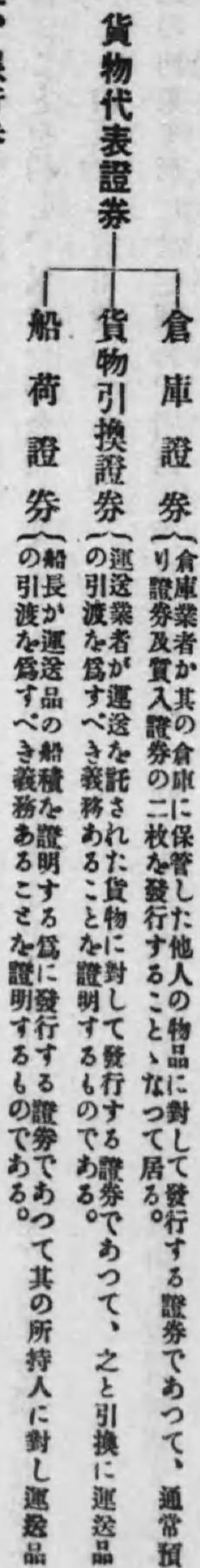
第三、株券

株券とは株式會社に在て株式を證明する證券であつて、株主は所有株式に應じて會社の利益配當を受くる權利を有するのである。但し會社の事業が不成績で利益を擧げ得ないときは株券に對し無配當なことがある。而して株券の價格は會社事業の成績如何、又は市場の變動如何等に依て著しく變動するものである。

第四、貨物代表證券

貨物代表證券とは有形貨物の引渡を請求する債權を證明する所の信用證券であつて、其の證券の移

轉は有形貨物其の物の移轉と同一の效力ありと看做さるゝものである。貨物代表證券は左の三に區分される。



第五、銀行券

銀行券(兌換券)とは通常政府の命令又は認可を受けて中央銀行から發行する所謂兌換紙幣を謂ふのである。兌換紙幣は正貨を代表する一種の信用證券であると見ることが出来る。尙ほ又普通の銀行が預金に對して發行する所の預金手形又は定期預金證書其他のものをも廣く銀行券と稱することがある。

第六、爲替手形

爲替手形 (Bill of Exchange) とは債主が負債主に宛て、支拂を命ずる證書、例へば甲より乙に宛て丙又は其の指圖人(若くは手形持參人)に一定の金額を支拂ふべきことを要求する證書であつて、甲を振出人乙を支拂人、丙を受取人と謂ひ、而して丙が其の手形を乙に呈示して乙が其の支拂を引受くる時は乙を引受人と稱するのである。爲替手形には左の四つの區別がある。

爲替手形

- 一 覽拂(買債主が其の手形を一覽したる後直に支拂ふもの)
- 一 定期拂(一覽後何日目か又は手形の日附後何日目に支拂の義務を生ずるもの)
- 一 指圖人拂(其の手形の表面に指圖したる一定の人に支拂ふもの)
- 一 持參人拂(何人たりとも其の手形を持參したる者に支拂ふもの)

是れ等の爲替手形は皆裏書なる方法に依て自由に賣買轉帳することを得るものであるから實際上に於ては殆んど貨幣と同一の效力を有するものである。

尙ほ又爲替手形には内國爲替手形と外國爲替手形との區別がある。前者は内國商人間に行はれるものであつて、後者は外國商人と内國商人等との間に行はれるものである。(商法第四三四條乃至五二四條)

第七、約束手形

約束手形(Promissory note)とは爲替手形と違ひ負債主から債主に宛て、支拂を爲すことを約束する證書例へば甲より乙に宛て乙又は其の指圖人(若し手形持參人)に一定の金額を支拂ふことを約束する證書であつて、甲を振出人乙を受取人と稱する。故に約束手形は物の買主が其の代價を賣主に支拂ふことを約し、又は一時金員を要するものが入金の間を計り其の期間に至て若干金額を支拂ふべしと約束する信用證券である。

此の約束手形には定期拂、指圖人拂及持參人拂の區別がある。又裏書に依て自由に賣買轉帳することを得ることは敢て爲替手形と異なる所はない。(商法第五二五條乃至五二九條)

第八、小切手

小切手(Check)は其の性質が爲替手形と同じく債主が負債主に宛て、券面記載の金額を支拂ふべきことを命ずる證書であつて、或銀行に當座預金を爲した者が其の預金を引出す時に用ふるものである。而して小切手の形式は皆一覽拂のものであつて、其の内に指圖人拂と持參人拂との區別がある。又裏書に依て自由に賣買轉帳することを得ることは爲替手形と異なる所はない。小切手の所持人が之を呈示して其の支拂を求むべき期間に關しては諸國の法律規定が一樣でないが何れも其の期間が甚だ短かく、我國に於ては日附後十日以内とし、若し其の間に呈示しなければ前者に對する償還請求の權利を失ふものである。故に指圖式の小切手は裏書に依り、持參人拂式の小切手は引渡に依り他人に讓渡することが出来るが、他の手形のやうに長く轉帳流通するものではない。

小切手の表面に二條の平行線を書いて其の線内に單に銀行と記載し又は特定銀行の商號を記載することがある。前者を普通線引小切手(General Crossing)後者を特別線引小切手(Special Crossing)と稱するのである。普通線引の場合に於ては支拂銀行は銀行業を営むものに對してのみ支拂を爲し、特別線引の場合に於ては其の特定銀行以外に支拂をしないものである。かくしなければ持參人拂の小切手は之を窃取し又は拾得したるものが銀行に於て支拂を受くることがないとも限らない、然るに之を線引として銀行業者にだけ支拂することゝすれば斯の如き危険はない譯である(商法第五三〇乃至第五三七條)

總て手形は所謂抽象的債務を生ずるものであつて一度之を發行した以上は之を發行した原因の性質

又は存否如何は敢て問ふ所ではない。而して債務不履行の場合に於ては手形の署名者に對して所謂手形訴訟なるものを提起することが出来るから手形に署名する者は其の責任の甚だ重大なることを知らなければならぬ。而して斯の如き手形上の債務は極めて嚴格なものであるから諸國の法律に手形の形式に重きを措き苟も法定の形式を具備しないものは手形たるの效力のないものとしてゐる、であるから手形を授受する者は之が形式に深く注意しなければならない。

第九、帳消法 「支取」 手形

帳消法とは常に相互に貸借買賣の關係ある者の間に其の取引ある毎に貨幣の授受を爲すことなく單に各自の帳簿に貸方、借方を明記して置いて一週間後、一箇月後又は一箇年後と言ふが如く、一定の期間經過後に於て之を計算し、差引残額の債務のみを支拂ひ若は後期の勘定に繰込むものであつて商人間の取引等には極めて便利な信用の一形式である。

第六章 信用機關

第一節 信用機關の意義及種類

信用機關とは信用の發生並發達を圖る所の機關を謂ふのである。信用機關は其の性質如何に依て左の如く分類することが出来る。

- 一、貨物の寄託等に関する機關……………倉庫
  - 二、金銭的の用に關する機關……………金融機關
  - 三、貯金に關する機關……………公立貯蓄機關郵便貯金機關
- 金銭的信用に關する機關即ち金融機關は更に之を小分して左の三種とする。
- 一、私人間の消費的信用に關する機關……………質屋及貸金業等
  - 二、生産的信用の媒介に關する機關……………銀行及手形交換所
  - 三、小農工商業の信用に關する機關……………産業組合(産業組合に關する事項参照)

第二節 倉庫

倉庫とは他人の貨物の寄託を受け之を保管する場所であつて、之に關する業務を倉庫業と謂ひ、他人の爲に物品を倉庫に保管するを業とするものを倉庫營業者と謂ふのである。(商法第三五七條乃至第三八三條参照)

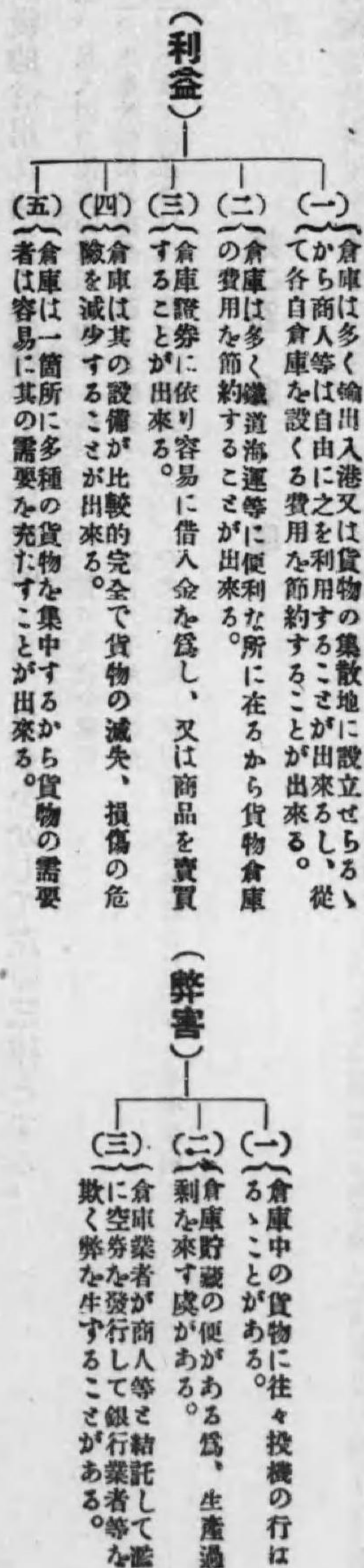
凡そ倉庫業たるに必要な條件として左の三つがある。

- 一、他人の貨物を預かること。
- 二、倉敷料なるものを徴して一の營業たること。
- 三、寄託せらるべき貨物は生産品又は商品なること。

倉庫は之を普通倉庫と保税倉庫の二つに分けられる。普通倉庫といふのは商法の規定に従つて倉敷料を徴して貨物の寄託を受くるものゝことで、保税倉庫といふのは税關に附屬する倉庫であつて輸入手續未済の貨物を藏置、保管する所である(保税倉庫法参照)故に或貨物が此の倉庫に在る間は未だ輸

入せられないものと見做し輸入税を課しない、倉庫を出で、始めて課税せらるゝものである。  
 倉庫業者が其の倉庫に貨物の寄託を受けたときは之を證明するが爲めに證券を發行する。之を倉庫證券と謂ふのである。倉庫證券は之を一枚とする主義と預り證券及質入證券の二枚とする主義がある。我商法は後の主義を採用して居る。但し保税倉庫に於ては一枚の預り證券を發行するだけである。若し倉庫證券に二枚の證券があるときは先づ質入證券を以て他より借入金を爲し又預り證券に裏書して商品を賣却することも出来るし理論上頗る便利なやうである。但し我國の實際上に於ては二枚の證券とも之を貸主に交付して擔保とするのを通例とする。

次に倉庫なる信用機關に伴ふ利害を研究するに大要左の如きものがある。



第三節 質屋業及貸金業

質屋業及貸金業とは通常日用の動産を擔保(質物又は抵當)として金錢の貸付を爲す金融機關を謂ふ

のである。故に質屋業者及貸金業者は多く消費的信用を與へ通常下層社會の人の一時の急を救済するものであつて、銀行とは多少其の趣を異にするのである。銀行は巨額の資金融通を爲すのが普通であるが、質屋業者及貸金業者は自分の資金を以て小額の貸付を爲すのを常とする。從て質屋業及貸金業の如きは巨額の資本が無くとも之を經營することが出来るが、銀行は比較的多額の資本を必要とする之れ即ち質屋等には個人組織のもの多く、銀行には會社殊に株式會社組織のものが多い所以である。銀行は通常社會の一方より資金を預り之を他方に貸付くる信用媒介の機關であるが、質屋業及貸金業に在ては自分の資金を下層社會に貸付くるを常態とする。之れ銀行と性質の違つてゐる要點である。是れ等の關係より質屋業及貸金業の貸付利子歩合は通常銀行の利子歩合に比すれば遙に高率である。而して高率なる利子歩合は自然貧民を苦しめることが甚しいから公設機關として質屋業の經營を主張するものがあるのである。

第四節 銀行の沿革

銀行(Bank)は信用の發達を圖る金融機關中最重要な地位を占むるものであつて、其の始め兩替業から起り來たものである。固より兩替業を取て直に之に銀行の名稱を附するは穩當でない。現今の銀行と古代の銀行とは大に其の業務を異にして居る。第十七世紀の初伊太利に保護預け銀行なるものが起り兩替業及預金事務を取扱つたが、其の後次第に和蘭、獨逸等にも同様の銀行が起るに至つた。

此の種の銀行は數多の商人が相集つて其の所有金を長く銀行の倉に預け置くか、又は之を國庫の用に供し、一方に於ては帳簿を備へ、之に貸借上の權利、義務を明記し、出納を照合して其の平均を得せしむるの方法を以て組織せられたのである。此の保護預け銀行が商業上の關係を有するものは單に其の株主、役員等に止まり、一般社會の人民は一切之に關係を有しない。又此の銀行は其の預金を他の有益な事業に投資することを得なかつたのである。斯の如き不完全な銀行から漸次進歩發達して貸付銀行を生じ、資金の需要増加するに従つて銀行券及債券を發行する所の銀行をも生じ、遂に今日のやうな諸種の銀行を見るに至つたのである。(銀行及手形交換所に關する詳細な事項は拙著最近銀行論參照)

第五節 銀行の意義並効能

銀行とは債權者(又は貨幣の供給者)と債務者(又は貨幣の需要者)との間に立て、自己の計算に於て信用取引の媒介を業とするものを謂ふのである。従て銀行たるに必要な條件を擧ぐれば左の通りである。

- 一、債權者と債務者との間に立つこと
- 二、信用取引の媒介を爲すこと
- 三、自己の計算に於てすること
- 四、營業とすること

我銀行條例(明治二十三年八月法律第七二號)は銀行業務の範圍を具體的に列舉し

「公に開きたる店舗に於て營業として證券の割引を爲し又は爲替事業を爲し若は諸預り貸付を併せ爲すものは何等の名稱を用ふるに拘らず總て銀行と爲す」

と規定して居る。茲に證券の割引、爲替事業、諸預り貸付等を併せ爲すと言ふは畢竟信用取引の媒介を爲すと言ふに同じである。即ち銀行は資本を餘裕ある所に取て之を不足なる所に移し、貸借を媒介し、資本の融通を圖り、財貨の運轉生産の發達を幫助して、其の義務に對して支拂ふ利子と、其の權利に對して取得する利子との差異を以て營業所得と爲す所の一の信用機關である。従て銀行は資本を有する一私人が其の借主を求むるの勞を省き、又資本を要する者が其の貸主を求むるの勞を省くの効用があるのである。

以上の如く銀行は信用取引を媒介するものであるから社會上諸種の効能を現はすものである。今其の主なるものを列舉すれば左の通りである。

- 一、民間に散在する小資本を集めて之を生産的に使用し、資本の効用を増加すること。
- 二、銀行は貨幣の安全なる寄託所なること。
- 三、勤儉、貯蓄の美風を奨励すること。
- 四、資本の運轉を迅速ならしめ農工商等の事業を發達せしめること。
- 五、多額の金錢受授に際し大に手数と危険とを減少せしめること。
- 六、爲替の便法に依り金錢上の貸借關係を圓滑にすること。
- 七、商業社會の道德を増進すること。

## 第六節 銀行の資金

銀行の資金は株主より募集する株金(即ち資本金)預け主の預金及若し其の銀行が紙幣發行又は債券發行の特権を有するときは其の發行紙幣又は發行債券より成立するものである。而して銀行は常に此の資金を運轉して利潤を得、預け主には利子を支拂ひ、株主には利益の配當を爲し、尙ほ營業費其の他の諸雜費を支拂ふて餘裕あるやうに努めなければならぬ。若し此の注意を怠るならば銀行は決して成立し得べきものではないのである。

凡そ銀行は預金を取扱ふものであるから其の預金に對し常に其の引出要求に應ずる丈の準備を有せなければならぬ、又紙幣發行の特権を有して紙幣を發行するには其の引換要求に應ずる丈の準備がなければならぬ、斯様に銀行に備へ置くべき現金を稱して銀行準備金と謂ふのである。而して此の準備金は餘り多きに失してもいけない、又餘り少くてもよくないのである。銀行の經驗上引出時期と預入時期とを斟酌して臨機應變に伸縮すべきものである。

資本金は銀行設立の當初に於て相當の額を醗集しなければならぬ。而して此の資本金なるものは銀行の他の預金と同様に貸付、割引其の他に運用せらるゝのである。株式會社組織の銀行では株式を發行し其の株金の拂込に依て資本金を形成するものである。其の金額は銀行の種類に依て違ふが何れも政府の認可を経たものでなければならぬ。

凡そ世人が銀行に預金を爲す場合を観るに先づ預金者の方面に於ける利益としては左の如きものがある。

- 一、現金を自ら保管するときは盜難、火災等に罹る危険があるばかりでなく、授受の際少からぬ費用と手数を免れないから之を銀行に預入れ自己に代つて支拂を爲さしむること。
- 二、世上一般の景氣及自己の業務の状況等に依て一時運用の途なき資金を銀行に預入れ利殖を圖り得ること。
- 三、資本の金額が小で單獨に使用するの途のないもの又は金額は相當であつても所有者自ら生産的に使用することが出来ないとき之を預入して利殖すること。
- 四、銀行に預金するときは自己の信用を高め商業上の取引關係に少からぬ便利を得ること。

又預金は銀行に取て極めて利益あるものである。何となれば銀行は其の預金を自由に運轉して預け主に對し支拂ふべき利子よりも多額の利子を取ることが出来る。即ち借方と貸方との間に所謂利鞘を取得ることを得るからである。

預金の種類は大要四種ある。即ち當座預金、定期預金、貯蓄預金及保護預金である。當座預金とは預け主の要求次第何時でも支拂ふべき義務ある預金のこと、之に普通當座預金と特別小口當座預金との區別がある。此の預金は自由に運轉することの出来ない性質のものであるから理論上に於ては利息を附する要はない譯であるが、實際上に於ては多數の銀行は之に低率の利息を附する。定期預金とは三箇月、六箇月又は一年と言ふが如く一定の期間を定めて預かり其の時期の到來する迄は銀行は自由により其の預金を貸付、割引等の有利の業務に運用することを得べきものである。從て此の預金には理論上又實際上比較的高率の利息を附するものである。貯蓄預金とは貯蓄の目的を以て預かる零碎な預



金である。保護預金とは銀行が唯之を金庫に貯蔵して保管するの義務を負ふものを謂ふのである。此の預金は銀行に於て之を運用することが出来ないものであるから銀行は却て預け主から一定の手数料を取るのを通例とする。但し此の預金は不可抗力以外の火災、盗難等に因て紛失した場合には銀行は之が責を負はなければならぬ。

次に紙幣發行又は債券發行は元來總ての銀行の固有の業務ではない。紙幣發行は國家の特權に屬する。但し或銀行は國家の許可を得て紙幣發行の事を掌るものである。例へば日本銀行の紙幣發行及英蘭銀行の紙幣發行等の如きものである。而して此の紙幣發行は必ずしも發行額だけの正貨準備を必要としないのであるから銀行に取ては莫大な利益があるのである。又債券發行は或特種銀行が資金の調達を爲す爲に法律の規定に基いて行ふ所の一業務である。例へば勸業銀行、興業銀行、農工銀行等の債券發行の如きものである。

### 第七節 銀行業務の種類

銀行の業務は之を大別して二つとする。

第一、受動的業務(受動的又は借方業務)即ち他人より信用を受くる業務。

第二、授動的業務(能動的又は貸方業務)即ち他人に信用を與ふる業務。

彼の爲替に至ては受動的業務たると同時に又能動的業務たる性質を有するものであつて、代金取立、保護預り、有價證券の發行業務、金銀及公債證書等の購入、有價證券の受託賣買、手形の引受、信託

業務又は兩替業務等の如きは銀行附隨の業務又は副業とも稱すべきもので、銀行本來の業務ではないのである。

受動的業務中最必要なものは預金、紙幣發行及債券發行である。是れ既に前節に於て述べたから茲に再述する必要はない。能動的業務中最も必要なものは手形割引と貸付の二つである。

手形の割引(Discount)は銀行の能動的業務中最必要なものである。割引とは手形の支拂期日前に於て手形賣買の當時に於て適用すべき利率に基き其の手形の支拂期日迄の利息を算定して、手形面の金額から之を控除した残額を以て其の手形の價格と爲して之を買入れることを謂ふのである。而して其の控除すべき利息を割引料と謂ひ、買入れた手形を割引手形と謂ふのである。今之を理論上から言ふならば何人でも苟も之に適應すべき資金を有するときは手形を割引して割引請求人の爲に資金を融通することが出来る譯であるが、實際上割引の事業は之を銀行業務の一としなければならぬ。何となれば割引に要する資金は極めて多額であつて、且手形義務者の信用の厚薄を識別するといふことは實に困難なことであつて、到底個人の企て及ぶべきことでないからである。

手形の割引は銀行に取ては利息だけ引去つた現金を運轉して手形の額面丈の利息を得るから非常に利益ある業務である。又他方に於て手形の割引は其の割引請求人にも大なる利益を與ふるものである何となれば其の請求人は之に依て比較的低利の現金を調達して他の有利なる事業に従事することを得るからである。

貸付(Loan)も亦銀行の能動的業務の一つであつて之を分て普通貸付、保証貸付、當座貸越、コール、ローン、及信用貸付の五種とする。

普通貸付とは銀行が債務者より抵當物擔保を取て貸付を爲し、若し債務者が期限に至て辨済を爲さない時は其の抵當物を賣却して、其の代金を債務の辨済に充當するものを謂ふのである。而して其の抵當物は之を選択するに當て慎重な注意を拂はなければならぬ。凡そ良好なる抵當物は

(一)容易に賣却し得ること

(二)價格の變動少きこと

(三)保存の容易なること

の三條件を具備しなければならぬ。現今一般に行はるゝ抵當物は大藏省證券、國債證券、地方債券、社債券、株券其の他船荷證券、鐵道貨物引換證券、倉庫證券、商品又は土地建物等の不動産である。中でも大藏省證券を以て最良な抵當物とする。何となれば大藏省證券は其確實なること普通の公債證券に譲らなればかりでなく其の償還期日は初より確定し通常短期で、且期限内でも元金の必要があれ自由之を賣却することが出来るからである。次に國庫證券に至ては其の確實なことは殆んど之に及ぶものはないが、元金の償邊が通常長期であつて且之を豫期することが困難な場合がある。但し元金の必要がある場合には何時でも容易に賣却することが出来るから是れは亦良好な抵當物たるを失はない。又社債券、株券も確實な銀行又は會社の債券株券であるときは敢て國債證券に譲ることなく確

實なる擔保品たることを得るものである。

保証貸付とは銀行が債務者に確實な保證人を立てさせ之に金錢を貸付くるを謂ふのである。此の貸付は有爲の青年等の立身出世を援助するの利益がある。例へば茲に大工の徒弟があつて自ら獨立の事業を經營し得るの技能を有するに拘らず世人は未だ其の技能を知らない爲に得意を作ることが出来ず又其の事業に必要な器具を具へ、材料を購入する資金に缺乏を感ずることがある。斯の如き場合に其の師匠又は兄弟子等が保證人となつて其の徒弟を紹介し銀行から貸付を請ひ、銀行が其の保證人に満足して本人の性質技能を信じ之に信用を拂ふことがある。斯くして其の青年は出世の階級を得て速に有爲の精巧勞力者となることが出来るであらう。

當座貸越(Overdraft)とは銀行に當座預金を有する人が豫め銀行の許諾を得て擔保品を差入れ、一定の期間内協定された金額に達する迄は恰も當座預金に對すると同様小切手を振出し得るものを謂ふのである。

「コール、ローン」通知貸付又は要求拂貸付(Call Loan)は銀行が何時でも返還を請求し、又は債務者償還を申出で得る約束を以て有價證券を擔保とし、若は無擔保で資金の貸付を爲すことを謂ふのである。

次に信用貸付とは擔保品を徵せず、又保證人も立てさせず、單に債務者の人物を信用して資金の貸付を爲すを謂ふのである。此の貸付は銀行の最も慎むべき所である。何となれば商業上の變動は之を

豫知することが困難であつて今日數百萬圓を有する資産家も明日は路頭に迷ふが如く零落することがないとは限らない、且又一旦銀行で信用貸付の途を開くときは其の貸付を請求する者が續出し動もすれば銀行の破綻を招く虞があるからである。

銀行業務の重要なものは上述の通りであるが、併し是れ等の業務は一銀行で悉く之を行ふものではない。銀行の性質に應じてそれ／＼選擇する所がなければならぬ。要するに一方に於て短期の受働的業務を營む銀行は他方に於て短期の能働的業務を營むべきものであり、長期間運用し得べき資金を有する銀行にして始めて長期の貸付を行ふべきものである。

第八節 銀行の種類

銀行は原則として或一定の種類信用業務に限りて之を經營し他の業務に従事しない方がよろしいのである。例へば銀行業務と保險業務とを兼營するが如きは危険が伴ふので政府は之を許可しないのである。

銀行は其の營む所の性質に依て幾多の分類を爲すことが出来る。

第一、資金收受の方法に基づく分類

- (一) 預金銀行……(主として預金の吸收に依て經營資金を調達するもの)
- (二) 發行銀行(銀行券發行銀行)……(銀行券を發行して貸出資金を得るもの)
- (三) 債券銀行……(主として債券の發行に依り資金を調達するもの)

第二、資金運用の方法に基づく分類

- (一) 商業銀行……(主として商工業者に對し短期の信用を授け受けるもの)
- (二) 貯蓄銀行……(債券發行に依り資金を調達し、貸付を爲し、又は株券債券等を引受け主として工業資金の融通を圖るもの)
- (三) 不動産銀行……(債券發行の方法に依り資金を調達し、主として不動産を擔保として長期の資金を融通するもの)

第三、企業の形態に基づく分類

- (一) 個人銀行……(個人が單獨に出資經營するもの)
- (二) 會社組織銀行……(多數の個人が資本又は勞力を提供して經營するもので、合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社の四種に分れる)

第四、職分上に基づく分類

- (一) 普通銀行……(普通の銀行業務を營まん爲に設立せらるるもの)
  - (二) 特別銀行(特殊又は特權銀行)……(特別の職分を盡さん爲に、特別の權利又は目的を有し特別法に依て設立せらるるもの)
- 中央銀行……(全國金融界の中樞に立ち特別の職分を有するもの)
  - 市中銀行……(大都會に存在し金融界の大綱に關與するもの)
  - 地方銀行……(地方に存在して比較的狭い範圍の金融に關係するもの)

第五、金融界上に於ける地位に基づく分類

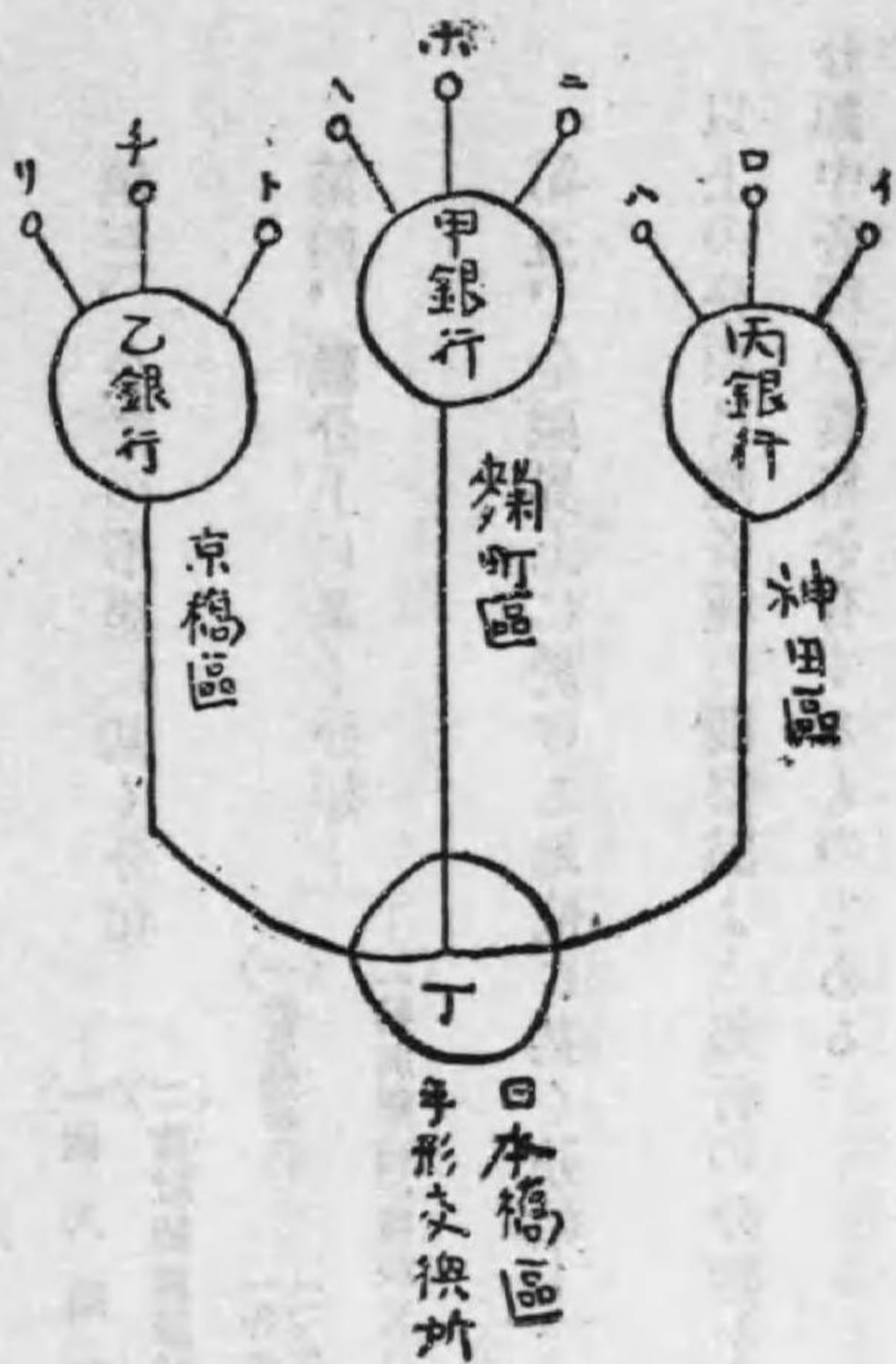
以上の分類は唯各種の觀察點より銀行の分類を爲したものであつて、或銀行を取て之を見れば以上分類中各種の資格を有するものである。

今我國の銀行制度の現状を見るに日本銀行を中央銀行とし諸銀行の柱石となつて全國の金融を調節し、其の周圍に幾多の普通銀行及勸業、興業、拓殖、農工、正金、貯蓄銀行等の特別銀行があつて金融市場の需要に應じて居る。而して是れ等の諸銀行は何れも皆銀行條例其他特殊の法令に依て支配せられ、各々其の條規を逸することなく經營せられつゝあるのである。

第九節 手形交換所

手形交換所とは手形の交換に依て勞力を節約する一の金融機關である。蓋し銀行に宛て、振出した小切手なるものは裏書に依て自由に轉帳して遂には其の銀行の手に歸するものである。銀行は割引其

他の方法に依て多くの手形を授受することがあるから各銀行の間に之を差引勘定するが爲に一の共通機關を設け、日々其の手代又は番頭を派遣して相互の債權、債務を相殺し、現金の授受を節約するものである。此の共通機關が即ち手形交換所(Clearing House)である。



手形交換所は現金の使用を節約し財貨の流通を迅速輕便ならしむるものであるから金融市場に向て莫大な効益を與ふるものである。

現今我國に於ては東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋、廣島、門司、金澤、函館、小樽、札幌、臺北、福岡、熊本、旭川等に各一個所の手形交換所があつて其の取引高は毎年數百億圓の巨額に達する。

今手形交換所の組織を圖解すれば右圖の通りである。

圖中「イ」「ロ」「ハ」は神田の丙銀行の華主「ニ」「ホ」「ヘ」は麹町區の甲銀行の華主「ト」「チ」「リ」は京橋區の乙銀行の華主であると假定し「イ」より「リ」に送金を要するときは「イ」は丙銀行に宛て、小切手を振出し之を「リ」に送り「リ」は之を乙銀行に持參して現金を受取るか又は預金とする。又「チ」より「ロ」に送金しやうとするときは「チ」は銀行宛の小切手を「ロ」に送り「ロ」は丙銀行に行つて現金を受取るか又は預金とする。茲に於て乙、丙銀行の間に互に貸借の關係を生ずるのである。次に「ロ」より「ニ」に小切手で送金し「ホ」より「ロ」に送金し「チ」より「ヘ」に送り「ニ」より「ト」に送る種々な取引が生ずるときには甲、乙、丙の三銀行間には互に貸借關係が発生するに至る譯である。換言すれば甲銀行は乙、丙銀行の爲に其の小切手を支拂ひ、乙銀行は甲、丙銀行の爲、丙銀行は甲、乙銀行の爲、其の小切手を支拂ふ必要を生ずるに至るであらう。從て甲、乙、丙の三銀行は互に送金の上計算するの勞を省き中央地點の丁なる手形交換所に集合して相互の債權、債務を交換計算するを便利とする。是れ即ち手形交換所の發生する所以である。而して斯の如き機關は經濟社會に大なる便宜を與へ、時勢の進歩と共に其の數を増加し、其の交換高も亦從て次第に増加するのである。

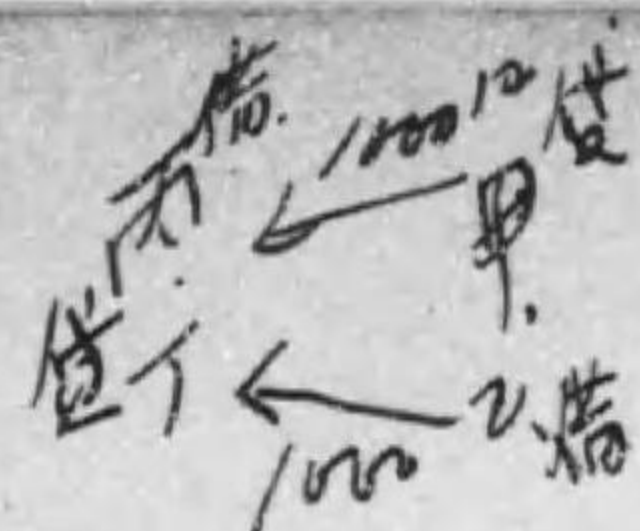
### 第七章 爲替

#### 第一節 爲替の性質及種類

爲替とは他人の有する現金受取の権利を買受け自己の支拂に供するものを謂ひ、其の目的とする所は遠隔なる地方に現金を輸送するに際して手数及危険を除き又運賃荷造料若は保険料等の諸費を省略するに外ならないのである。

爲替には内國爲替及外國爲替の區別がある。但し此の兩者の間には性質上の差異があるのではない。唯其の關係が國內關係なると國際關係なるとの差があるだけである。例へば甲、乙は東京の商人丙、丁は大阪又は倫敦の商人であると假定し、甲は丙に千圓の物品を輸送し之と同時に乙は丁に千圓の支拂を爲すべき義務があるとすれば乙は必ずしも丁に現金を輸送するには及ばない甲が丙に宛てた爲替

手形を買受け、之を丁に輸送して自分の支拂義務を免れ、丁は丙から現金を受取り、それで甲、乙、丙、丁間の貸借關係を結了することとなり、東京と大阪又は倫敦との間に一錢の現金も輸送せずに巨額の取引を決済することが出来るのである。故に爲替は極めて便利、且つ有益なものであることは言ふ迄もない。但し普通の商人は自分の入用だけの手形の所持人を見出して之を買取るとは極めて困難であるから手形仲買人又は銀行の如きものが媒介者となつて、斯る手形の賣買に従事するのである



(爲替に関する詳細な事項は拙著最近銀行論第四編爲替参照)

#### 第二節 爲替相場の變動

爲替手形も亦他の貨物と同じやうに需要、供給の法則に依て支配せられ、其の相場に變動を來すべきものである。即ち若し手形の需要が供給に超過すれば其の相場は騰貴するのである。例へば横濱に於て倫敦宛の爲替手形が千萬圓(即ち倫敦より受取るべき金額)あつて之を需要する金額(即ち倫敦で支拂ふべき負債)二千萬圓あるとすれば手形の價格は騰貴して額面百圓の手形が實際百圓以上で賣買せらるゝことがある。之を逆戻の爲替又は(不利の爲替)と謂ふのである。之に反して手形の供給が需要に超過すれば其の手形の價格は下落するのである。例へば横濱に於て倫敦宛の爲替手形二千萬圓あつて之を需要する金額が千萬圓である場合には手形の價格は下落して額面百圓のものは實際百圓以下に賣買せらるゝやうになる、之を順適の爲替(利の爲替又は順爲替)と謂ふのである。

次に又手形の需要、供給が相平均すれば手形も亦平常の價格を保持すべきものである。例へば上述の例に於て双方共に千萬圓であるとすれば額面百圓の手形は實際百圓で賣買せらるゝであらう。之を平準の爲替と謂ふのである。

併し爲替は元來現金輸送の實費を省かんが爲に發明せられたものであるから手形の價格は如何に需要供給の關係に依て支配せらるゝとは言へ、理論上普通の場合に於ては現金輸送の勞費以外に上下す

べきものではない。

但し實際上に於ては爲替相場は現金輸送以外に上下することが多い。今其の理由の主なるものを擧ぐれば左の通りである。

第一、手形期限の長短

手形の期限が愈々長ければ其の価格は愈々廉價である。是れは手形が支拂地に到達するも直に其の支拂を受くることが出来ない、若し期限中に現金を得ようとするれば勢ひ其の期間の割引を受けなければならぬからである。

第二、手形振出地と支拂地との利子歩合の差異

手形支拂地の利子歩合が低いときは割引の不利を受くることが少いから、其の手形は振出地に於て高價に賣買することが出来るが、之に反して支拂地の利子歩合が高ければ割引の不利を蒙ることが多く、従て其の手形は振出地に於て廉價ならざるを得ないのである。

第三、金銀價格の變動

銀を以て金手形を買ひ、又は金を以て銀手形を買ふが如き場合には縦令外國貿易其の物より來る變動は大ならずとするも金銀價格の變動が爲替に及ぼす影響は決して尠くないのである。

第四、貨幣の形況

一國の貨幣が甚しく磨損して其の價格が下落するときは爲替は其の影響を受けて下落するものである。

る。

第五、商況又は戦争等の爲に生ずる運送上の危険

元來戰時に於ては現金の輸送は途中に於て掠奪せられる虞があるから便利なものではない。従て手形の價格は騰貴することがある。又手形を以て集金するものは回送上の危険を慮り却て外國宛手形を廉價に賣却することがある。又商業取引の對手國に於て商況不穩を呈する場合には其の國に宛てた手形は高價となり、又安價となることがある。其の高價となるのは之に依て利益を得ようとする思惑を爲すことがあるからである。又安價となるは危険を恐れて手形の賣却を急ぐものがある爲である。

第六、金銀の輸出禁止

金銀の輸出禁止は外國宛爲替手形の相場を上騰する強力な原因となることがある。凡そ爲替の逆戻となると外國に於て百圓の支拂を爲すに百圓以上の貨幣を支拂はねばならぬことがある。又外國から百圓の支拂を受くるに實際は百圓以下で満足しなければならぬことがあつて其の不利なことは言ふ迄もない。従て爲替の逆戻となるのは成るべく之を避けなければならぬ。今爲替の逆戻となる原因を尋ねて見るに大要左の如きものがある。

- 一、貨物の輸入が輸出に超過すること。
- 二、外債、外資の利子、其の他旅費、滞在費等總て外國に對する送金多きこと。
- 三、外國へ資本を貸付け又は遺贈、贈與すること。

- 四、利子又は割引歩合低きこと。
- 五、紙幣の發行又は貨幣の増減。
- 六、外國へ償金を拂ひ又は買戻を爲すこと。

### 第三節 爲替計算法

爲替の計算方法に二種ある。即ち受取計算及授與計算である。

元來爲替には不動部及動部の二つの要素がある。前者は終始一定して計算の基礎となるべきものであつて、後者は常に前者に對して差異を生ずるものである。而して受取計算法(又は受取勘定の相場)とは自國の貨幣を基礎即ち不動部とし、之に對して外國の貨幣を動部として受取る方法を謂ふのである。例へば一圓に付英貨二十四片半を受取ることもあり(平準)或は其れ以上(順適)又は以下(逆戻)を受取ることがあるが如きを謂ふのである。是れ等の場合に於ては一圓は常に動かないで英貨の片が圓に對して増減するものである。故に不動部の交換價格が少いときは爲替は下落し、多いときは爲替は騰貴するものである。

授與計算法(又は支拂勘定の相場)とは外國の貨幣を基礎として、之に對して自國の貨幣を授與する方法である。例へば英貨二十四片半に對して一圓を與ふことがあり、或は一圓一錢、若は九十九錢を與ふことがある。此の場合に於ては動部が多ければ爲替は逆戻となり、少なければ順適となるのである。畢竟學術上爲替相場の上下は其の計算の基礎即ち不動部に對して動部の多少を生ずるこ

とを謂ふのである。即ち動部が増加すれば爲替は上騰すると言ひ、動部が減少すれば爲替は下落するものであると言ふことが出来るのである。

## 第八章 商業

### 第一節 商業の性質並種類

商業とは財貨を買入れ、其の性質、形狀等に著しい變更を加へないで再び之を賣却して財貨の價值を増加し其の間に利益を收むるを目的とする純營利事業のことである。此の商業に従事して生産者と消費者との間に立て財貨交易の媒介を爲すことを職業とする者を商人と謂ふのである。而して商業に依て財貨の價值を増加する方法には左の如きものがある。

#### 一、財貨の場所的分配

例へば甲の地方で安い米穀を買入れ、之を乙地に移轉して高價に販賣するが如きもの

#### 二、財貨の時間的分配

例へば出廻り時季の新米を安價に買入れ、後日之を高價に販賣するが如きもの

#### 三、右兩者の併用

次に商業の種類は左の如き見地から種々に區分せられる。

(土地、家屋等の

一、其の性質上より見たる區分

卸賣商業  
小賣商業

二、商品の性質上より見たる區分

不動産商業  
不動産の賣買  
各種の有價證券、商品  
其の他の動産の賣買

三、商業の範圍上より見たる區分

内國商業  
又は生産者より卸賣商、小賣商に若し卸賣商より小賣商に、  
小賣商より消費者に或は又生産者が直接消費者に賣渡す等  
外國貿易(國際間に於ける財貨の交換)

從來内國商業は外國貿易に比して學者間に充分に研究せられなかつたといふ嫌があつたが、内國商業は一國經濟上の利害に關係する所大なるものがあり、又國富増進の手段となるべきものである。或貨物を無用な人又は用途少き人から有用の人若し用途の多い人に移轉するが如きが内國商業であつて其の内國商業の各作用に依て生ずる價值は外國貿易の其れに依て生ずる價值より却て大なることがある。従て内國商業に對しても大なる注意を拂はなければならぬ。而して國家が内國商業に對して採るべき政策は大體自由放任主義なるを可とする。蓋し商人の最希望する所は其の活動が自由であつて資本の使用上毫も檢束を蒙らないことにある。併し商業の種類に依ては多少の制限を加ふべきものがある。例へば藥品、銃器彈藥商の如きは各國共に特別の規則を設け、行商の如きも多少の制限を被むり市場の如きも亦政府の認可を要するものがある。又彼の取引所の如きも英、米等に於ては自由放任主義を採つて居るが、歐洲大陸諸國及我國の如きは之が設立に政府の認可を要し、又常に政府の監督を受けるものである。

次に外國貿易と云ふのは國際間に於ける財貨の交換である。元來外國貿易と内國商業とは其の原理に於ては敢て異なる所はなく、内國に於て分業行はるゝに依て交易又は交換の起るやうに國際間にも亦分業が行はれ貿易關係の起るものである。即ち或國は其の地味、氣候、資本等の關係上其の國情に最適當な財貨を生産し、自國に於て有利に生産することが出來ない財貨を他國から仰いで相互に有無相通じて利益を收めんことを計るものである。故に外國貿易には凡そ左の如き利益がある。

- 一、一國が自國に於て全く生産することが不可能であるか、又は之を生産するに多大の勞費を要する財貨を比較的廉價に外國貿易に依て取得することが出來る、従て世界の各部分より珍奇な財貨を築めて其の需要を満足すること。
- 二、一國をして其の天然の國情に最適當せる財貨の生産にのみ従事せしめ、勞力及資本の效力を増加し、財貨の生産を奨励し得ること。

今外國貿易の起因を尋ぬるに、其の起因たるや甲國に於ける貨物と乙國に於ける貨物との交換比例の差異に在るのである。例へば日本に於ては鐵材、羊毛、機械類の價格が非常に高く茶及生糸は廉價であるに拘らず、英國に於ては鐵材、羊毛、機械類の價格が安く、茶、生糸の價格却て高い場合には兩國に於ける二物の交換比例には自ら差異がある、従て日本は茶、生糸を英國に送り、英國は鐵材、羊毛、機械類を日本に送つて茲に兩國間の貿易が行はるゝに至るのである。而して外國貿易に依る實際貸借關係は主として爲替に依て決済せられ貸借の相平均しない部分は貴金屬の受授に依て仕末せらるゝものである。

商品の輸出入を統計した表を外國貿易表と稱するものである。併し外國貿易表は必ずしも總ての實際貸借關係を精確に現はすものではない。何となれば貿易表は輸出入共に内國の物價で表示してある



から輸出価格は常に輸入価格に比して少額なるが如き観がある。是れは輸出に在ては運賃、保険料其の他商人の口銭等を計算しないからである。尙ほ又國際貸借關係なるものは獨り外國貿易關係のみに依て生ずるものではない、他にもいろいろの原因がある。例へば公債、社債の募集、元利金の支拂、運賃、保険料、口銭等の受拂、公使館、領事館等の經費、外國在留者、旅行者の經費、在外軍艦、軍隊の經費臨時的の贈與、義捐金及償金の受授等の如きものは國際貸借の關係を左右する主なる原因となるのである。

今茲に参考の爲最近に於ける本邦外國貿易の趨勢を觀るに左表に示す如く歐洲戰爭以前に於ては毎年輸入超過を繼續しつゝあつたが、戰時非常な勢を以て輸出超過の好況を呈し大正四年以來數年間は巨額な輸出超過を示し、大正四年乃至大正七年に至る四箇年間の出超合計額十四億六百餘萬圓を算したのであるが、戰後忽ち反動期に入つて輸出貿易が著しく不振に陥り、再び輸入超過の現狀を呈して大正八年乃至大正十二年末に至る五箇年で入超額既に十六億一千三百餘萬圓に達し戰時中に得たところの出超額の全部を吐き出して尙ほ二億七百餘萬圓の輸入超過額を算することゝなつた、それが爲外國爲替相場其他には頗る不利なる影響を及ぼしつゝあるの現況である。併し輸入超過必ずしも憂ふべきではなく、其の輸入品目の如何に依て判斷しなければならぬ。若し夫れが原料品、機械類の如き所謂生産手段の輸入ならば一國産業の發達上寧ろ歓迎すべきものであるが、奢侈品、消耗品の如き所謂不生産手段の輸入に至ては甚だ好ましくない現象である。而して戰後に於ける本邦輸入超過の

現象は動もすれば後者の品目の輸入額が頗る多い觀があるのは國民の大に警戒すべき所である。

我國に於ける輸出入品の主なるものを擧ぐれば輸出品に在ては生糸、綿織物、絹織物、陶磁器、銅石炭、燐寸、茶等を主なるものとし、輸入品に在ては棉花、鐵類、機械類、肥料、羊毛、砂糖、小麥豆類、米、毛織物等が主要なものである。

年次	戰前戰後本邦外國貿易の趨勢 (百萬圓以下)		輸入超過額	輸出超過額
	輸入額	輸出額		
大正元年	六一八	五二六	九二二	
同 二年	七二九	六三二	九六	
同 三年	五九五	五九一	四	一七五
同 四年	五三二	七〇八		三七一
同 五年	七五六	一一二七		五六七
同 六年	一、〇三四	一、六〇二		二九三
同 七年	一、六〇八	一、九六二		
同 八年	二、一七三	二、〇九八	七四	
同 九年	二、三三六	一、九四八	三八七	
同 十年	一、六一三	一、二五二	三六一	
同 十一年	一、八八九	一、六三二	二五二	
同 十二年	一、九八七	一、四四七	五三八	

備考 一、大戰は大正三年七月末(一九一四年)に始まり大正八年六月末(一九一九年)平和條約調印せられたり  
二、本表は金融事項参考書其他に依り大體を調査せるものなり

第二節 保護貿易主義及自由貿易主義

外國貿易に關しては古來より保護貿易主義及自由貿易主義の二つがあつて、學者の主張が一轍に出でず屢々論議せらるゝ所である。保護貿易主義とは國家が外國貿易に干渉して外國品の競争を防ぎ、内國の生産者を保護獎勵する主義であつて、自由貿易主義とは國家が貿易上の抑制を解いて全く之を各人の自由に委ね、自由に外國と貿易を営ましむる主義を謂ふのである。

從來學者が保護貿易主義を主張せる理由の主なるものを擧ぐれば左の通りである。

- 第一 保護貿易主義は國家的觀念を増進するものである。即ち内國商業は國內の人心を集攬せしめ從て國と謂ふ觀念を發達せしむる傾向があるが外國貿易は人心を離散せしめ國家の組織を破壊せしむる傾向がある。
  - 第二 保護貿易は國內に種々なる産業を振興獎勵せしむる自由貿易に依るときは自國內に於て生産し難いものは悉皆之を外國に仰ぎ、從て其の國の獨立を失ひ生産上非常な障害を蒙むるのであるが、保護貿易に依るときは之に反して種々なる産業を振興せしむることが出来る。
  - 第三 保護貿易は軍事上の目的に最適當し、國家の獨立を維持するに便である。若し自由貿易に依るときは其の國情に最適當した二三の貨物を生産するに止まり他は皆之を外國に仰ぐのであるから一朝外國と戦端を開き其の輸入杜絶するときは非常な困難に陥ることがあるであらう。然るに保護貿易に依るときは諸種の貨物を國內に於て生産するから斯の如き場合に際して政
  - 第四 保護貿易は内國商業を盛大ならしめ、從て農業にも大なる利益を與ふるものである。
- 之に對して自由貿易主義を主張するものゝ主なる論旨を擧ぐれば左の通りである。

- 第一、自由貿易は貿易の目的を達するに最便利である。保護貿易は國家の觀念を養成する上に最適當であると主張する者があるけれども自由貿易と雖亦決して國家の觀念と相反すべきものではない。又保護貿易と同じく國內に於ける種々なる産業を振興せしむることが出来るのである。且又國內に於ける各種産業の振興は國際的交通の盛なる今日に於ては必ずしも重要なことではない。

- 第二、保護貿易は積極的に弊害を醸すことがあるが自由貿易には左様なことはない。若し保護貿易の主義に基き保護關稅の徵收を始むるときは其の租稅は一般の産業に影響する傾向がある。且又生産者に兎角依頼心を起さしめ、容易に之を廢止することが出来ない状態に陥ることがある。然るに若し之を自由に放任すれば總ての産業は自から最も利益ある方向に進むことが出来るのである。加之保護貿易は外國品の競争を杜絶するから動もすれば專賣を獎勵するの弊があり、一般の消費者をして高價な貨物を購はしめ、多數の人民に高稅を負擔せしむるの弊害あるに反して自由貿易に在ては斯様な弊害はない。
- 第三、自由貿易は國際的分業の趣旨に合致するものである。凡そ分業は各人をして其の長する所に従ひ其の能力に應じて生産事業に従事せしむるものであるが、國際間に分業に於ても亦同様である。若し外國貿易を自由ならしむれば國際分業は圓滑に行はれ、各國は其の氣候、風土、習慣等の自然的條件又は人為的條件に從つて最有利な産業に従事し、自國に於て生産することを得ないか又は多額の生産費を要するものは他國より廉價に輸入することが出来るのである。

以上論ずるが如く兩主義共に一利一害があつて絶對的に其の是非善惡を論斷することは出来ない。要するに全く其の國の經濟状態を考察して適當に之を決するの外はない。惟ふに一國は全く他國に依頼して其の生存を維持することは出来ない、從て保護貿易論者の主張する産業獎勵の目的及軍事上の目的等は全く之を打消すことを得ない。併し自由貿易は保護貿易に比較すれば大なる利益を有するから一般の原則として自由貿易主義を採り例外として保護貿易主義を採ることが最得策であると信ずる即ち國家が其の形勢上自由貿易では到底目的を達し利益を收むることが出来ない場合に限り始めて保護貿易主義を採用すべきものである。從て自由貿易と保護貿易とは全く其の國々の事情に應じて之が

得失を判定するの外ないものと言はざるを得ない。而して現今自由貿易主義に則れるものは英國のみであつて、他の諸國は大抵保護貿易主義を採用する傾向があるのである。

第三節 市場

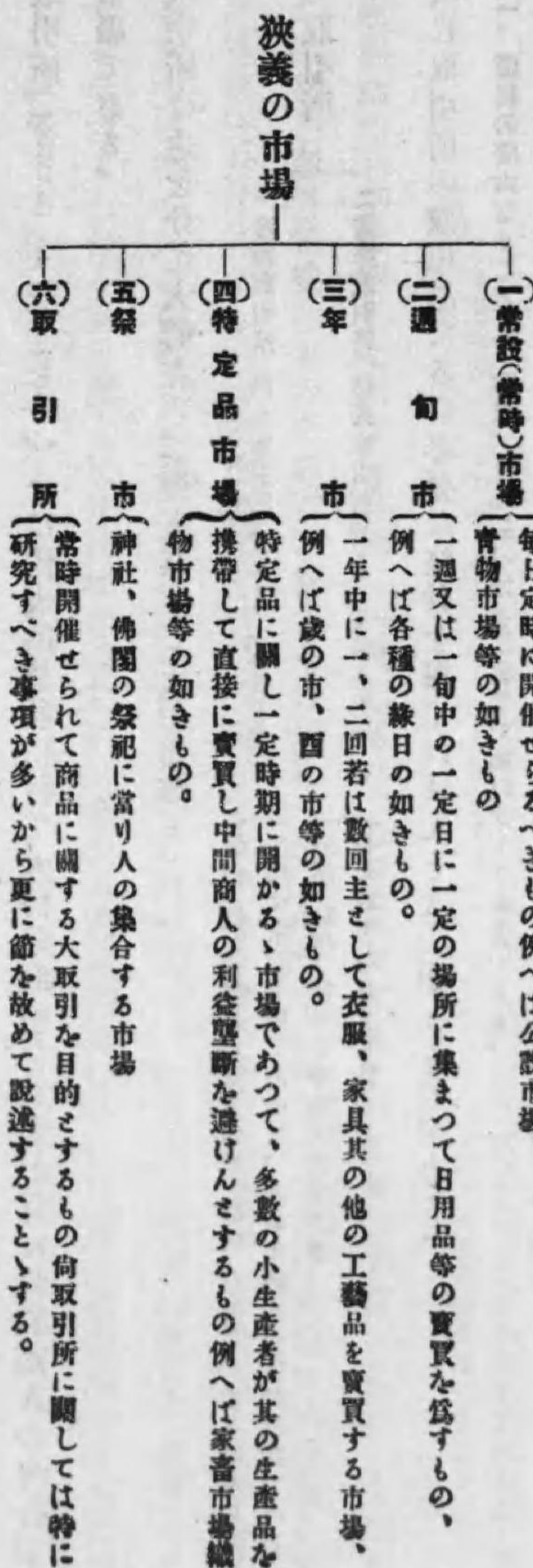
市場(Market) に廣狹の二義がある。廣義に於ける市場といふのは一定の經濟範圍内に於ける需要供給關係の總稱であつて頗る抽象的な漠然とした市場である。其の經濟範圍の廣狹に依て地方市場、一國市場及世界市場(國際市場)の區別を爲し、又其の範圍の内國たる外國たるに依て内地市場(内地市場)と外國市場(海外市場)との區別を爲し、其の他金融市場又は流通市場と謂ふが如き抽象的無形的稱呼を用ふるのである。

次に狹義に於ける市場とは販賣者及購買者が一般又は特殊の商品を賣買せん爲に定期若は臨時に集合する一定の場所及設備を謂ふのである。従て市場は商品に關する需要者と供給者との集合する場所であると謂ふことが出来るのである。

元來此の市場といふものは特殊の原因に基いて多數の人が集合する所に成立したのである。夫々貨物の到着場或は宗教上の靈地等は多數の人を誘致する關係上自然に市場を形成したものである。中世の所謂都市經濟時代に及んで多數の市場は成立し、市場は都市を發達せしめ、都市は又市場の發達を促し、其の間互に因果の關係を持つて居つたのである。而して市場の根柢は權利の安固保護に在るの

で、初めは神佛に依り保護せられ、後には國家の保護を受くるやうになつたのである。又市場は其の初め自由の制度であつたが後市場開設權は國權の一部と看做さるゝに及んで、市場の開設は國王の許可を要することとなり、市場權は財政上の收入の一手段に供せらるゝやうになつたのである。近世に至ては政府の許可を要するのであるが交通、通信の發達に伴つて市場の必要が多少緩和せらるゝものがあるとは云へ、尙ほ種々な形式に於て發達しつゝあるのである。

狹義の市場は其の開催の時期及目的等に從て左の數種と爲すことが出来る。



### 第四節 取引所

取引所(Bourse or Exchange)とは代表的貨物に付て大口の取引を爲すが爲に特殊商人の會合する常設市場である。

取引所は之を分て大體左の二種と爲すことが出来る。

- 取引所
  - (一) 産物取引所(商品取引所 Produce Exchange)
    - 穀物、棉花、棉糸、羊毛、砂糖、酒精、石油等の如き商品の取引
    - を爲す常設市場であつて、就中米穀取引所が最盛である
  - (二) 證券取引所(株式取引所 Stock Exchange)
    - 公債、社債、株券等の如き有價證券
    - の大取引を爲す常設市場

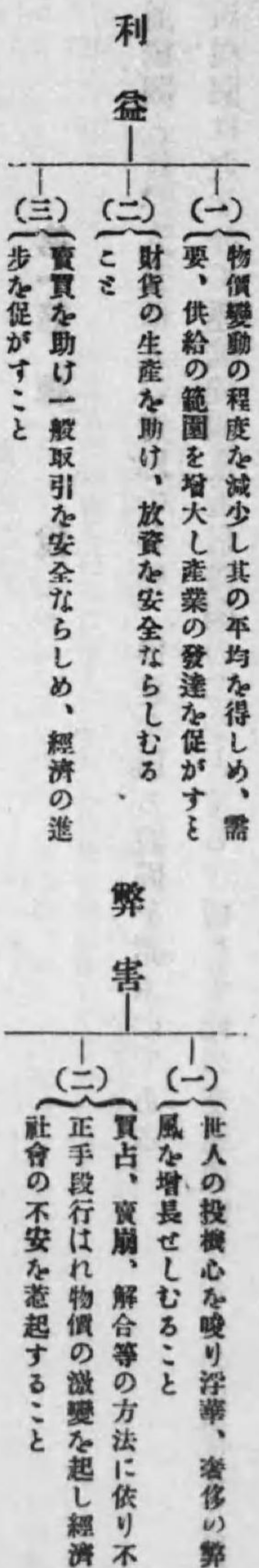
次に取引所の取引品たるに必要な條件を擧ぐれば凡そ次の如きものがある。

- 一、需要の廣大なること……書籍、骨製品の如きは需要が狭いから不適當である。
- 二、容易に變質しないこと……魚鳥肉、果實、野菜等の如き容易に變質するものは不適當である。
- 三、品質の一定せること……土地、家屋等の如き各種の事情に依つて値打の甚だしく異なるものは不適當である。

次に取引所に於ける賣買は一定の時期を定めて商品の受渡を約するものであつて、法律は豫め其の時期に關し制限を設け、我國では賣買契約の當日より三箇月以内とし、其の時期の如何に依て更に之を次の三種に分つて居る。

- イ、當月初(當切)……即ち其の月の末日に受渡を爲すことを約するもの。
- ロ、二月初(中切)……即ち翌月の末日に受渡を爲すことを約するもの。
- ハ、三月初(先物)……即ち翌々月の末日に受渡を爲すことを約するもの。

次に取引所の組織を見るに取引所は土地、商業の情況及賣買取引すべき物件の種類に依り之を會員組織又は株式會社組織と爲すことが出来る(取引所法第六條)取引所に於て定められた値段は之を公定相場と稱して今日世の中で比較的正確な相場と看做されつゝあるのである。更に進んで取引所なるもの、經濟上に及ぼす利害を見るに、其の主なるものは左の通りである。



取引所の利害に關しては世論容易に一致しない。之に反對するものは其の弊害を誇張して取引所を以て經濟上有害無益なものであると爲すものがあるが、今や取引所なるものは交通經濟組織の發達と共に經濟社會に於ける一つの重要な信用機關となり、益々其の勢力を増加しつゝあるのであるから假令多少の弊害があつても容易に之を廢止することは出来ない、唯實際の事情に照して成るべく其の弊害を少からしむる策を講じなければならぬ。今後本邦經濟界に於ける重大問題の一は正に取引所政策たるべきは敢て疑を容れない所である。

次に取引所の取締に關して政府の採るべき態度に三つの主義がある。一は放任主義で英國が之を採用し、二は干渉主義で歐洲大陸諸國が之を採用して居る。三は折衷主義で自由に放任もしないが、又

濫に干渉もせず其の中庸を歩むの主義である。何れの主義も皆一利一害あるを免れないが、商業道德發達の程度が未だ高くない我國に於ては取引所の經濟社會に及ぼす弊害の頗る多いものがある點より見たならば勢ひ政府は之に適度の干渉を加へざるを得ない。そこで我政府は取引所法（明治二十六年三月法律第五號、三十二年三月法律第五八號大正三年三月法律第三三號、大正十一年四月法律第六〇號）を以て取引所の免許、組織、役員の解職、營業停止又は禁止、解散、検査、監督等に關する詳細な規定を設けて之が取締を爲しつゝあるのである。

### 第九章 交通機關

#### 第一節 總 說

交通機關とは、人又は人の意思の移轉、傳達を圖る設備を謂ふのである。

交通機關は之を分て運輸機關及通信機關の二つとする。而して此の交通機關なるものは種々な目的に使用せられるが、經濟上特に財貨の交易を行ふ爲に用ひられることが最も大である。即ち財貨の交易は交通機關の進歩發達を待て始めて廣く、正確に、迅速に、安全に且頻繁に行はれるものである。今交通機關の完全であることから生ずる利益の主なるものを擧ぐれば左の通りである。

- (一) 各種の知識普及せられ文化の進歩發達を促がすこと

#### 第一、一般的利益

- (一) 道德の程度高められ風俗上に好影響を及ぼすこと
- (二) 國家に取て其の一般行政上及軍事上の目的を達するに便宜を興へ總て人類社會の有形無形の福利を増進すること

#### 第二、特別的利益

- (一) 貨物の消費者は運賃の減少と運送時間の短縮とに依り容易に得ることの出来ない貨物の供給を外國から仰ぎ得ること
- (二) 貨物の販路が擴大せらるゝ結果として生産者は多く生産し、從て生産費を減少し物價を低廉ならしめ得ること
- (三) 經濟社會全體に取ては分業を擴張せしめ、一般社會は比較的少ない勞力と資本とを以て同量の貨物を得るに至ること、又貨物の價格をして範圍の擴大せらるゝ市場を通じて其の平均を得せしめ之が變動を極めて少からしめ、加ふるに國際的分業、富の分配等にも莫大な利益を興ふること

次に交通機關の完全となるに從て生ずる弊害の主なるものを擧ぐれば左の通りである。

- (一) 人民は新知識を得新快樂を貪り正業を怠るに至ること
- (二) 大都會の人口増加して、それが爲に社會上、經濟上種々困難なる状態を惹起する傾向あること

#### 第二節 運輸機關

運輸機關とは人類又は財貨の運輸を目的とするものであつて運輸線路（陸路、水路、鐵道等の如きもの）運搬具（車馬、船舶、汽車、自動車等）又動力の三要素より成り立て居るのである。例へば道路と荷車と牛馬とが結合して道路運輸機關を爲し、鐵道と列車及蒸氣力とが結合して鐵道運輸機關を

爲し、又運河と船舶と蒸汽力又は人力とが相結合して運河機關を爲すが如きものである。但し是れ等諸要素の結合したものを略稱して道路、鐵道、運河と謂ふのである。而して運輸機關は時勢の推移に連れて次第に進歩するものであるけれども、一種の運輸機關が全く他を排斥して運輸を獨占するものではなく、互に相助け合つて其の效用を全うするものである。

運輸線路中鐵道は近世の經濟社會に至大の影響を及ぼしたものであつて千八百三十年始めて英國に敷設せられ、爾來諸國に傳播して陸上に於ける重要な運輸機關となるに至つたのである。

今鐵道の長所を擧ぐれば大要左の通りである。

- 一、迅速なること。
- 二、規則正しきこと。
- 三、廉價の運搬を爲し得ること。
- 四、安全確實なること。

次に是れ等の運輸機關に對し國家の執るべき政策を考究して見るならば

- 第一、普通の道路中本道は國家専ら之が築造維持を負擔し、支道は府、縣、市、町、村等の負擔に委し、道路の使用は何人に對しても無料たるべきこと。
- 第二、水路に在ては必要な場合には運河を開鑿し、築港を經營し、燈臺を設備する等國家自ら之を爲さなければならぬ。又之に使用する船舶は私人をして隨意に製造して自由に航行せしむるのを通則とするけれども、必要な場合に於ては相當の保護獎勵を加ふる必要がある。例へば航海獎勵法、航路補助法、造船獎勵法等の如きが是れである。
- 第三、鐵道に對しては諸國其の制度を異にして居て、或は全國の鐵道を私人の經營に放任するものがあり。或は國家自ら之が敷設經營

を爲すものがある。或は半ば國有に屬し、半ば私設に係るものがある。又或は國有にして之を私人の經營に委するものと、私有であつて國家か之を經營するものとがある。斯様にいろいろな制度が行はれるのは、各國に於ける歴史上の原因、政治上の動機若し國民の性質等に基くものであつて一概に之が利害を斷言することは出来ないけれども、概して鐵道なるものは全く之を私人の利己心のみに放任すべきものではない、少くも國家の相當な監督を必要とする。何となれば鐵道の敷設は土地の強制的收用を必要とし従て土地の所有權を侵害することがある。又鐵道は實際上自由競争を許さないものであつて所謂自然的獨占の性質を有するものであるからである。

鐵道は之を國有とすべきか、將又私有とすべきかといふ議論は昔から頗る喧ましいのである。今其の國有論者の論據とするところを擧ぐれば凡そ左の通りである。

### 第一、社會上の理由

- 一、元來鐵道は自然獨占の性質を具ふるものであるから公共的性質を帯び初から國家が之を獨占すべきものである。然るに之を民業に放任すれば當に一人をして暴利を壟斷せしむるの虞があるのみでなく、場合に依ては強て競争線を設けて二重に土地資本、勞力を消費するの愚に陥り、其れが爲、料金を低廉にすることは出来ず若し強て之を求むれば勢ひ激烈な競争となり其の結果雙方共永く競争を續けることが出来ないで、遂には合併となり、合同なり、買収となり、結局一個人の獨占業となつてしまふのである。
- 二、鐵道敷設を全然一人の企業に放任するときは單に利益の打算のみに注目して乗客及貨物の多い地方には鐵道を早く敷設するが、然らざる地方は棄て、一向顧みないやうになる。然るに國家が自ら之を敷設するときは斯の如き不權衡を來すことが少い。
- 三、國有鐵道は社會の公益を主眼とし必ずしも収益の多きを欲しないから貸金も自然低廉にすることが出来、且設備の完全と改良とを期することが出来る。
- 四、鐵道の敷設を一人の企業に委するときは其の敷設に緩急あるを免れない。即ち金利低落して企業熱が盛な時には鐵道は大に延長せらるゝけれども、經濟界の不景氣な時には事業の中絶するが如き事があるのは諸國の實例に徴して明である。

### 第二、政治上の理由

鐵道の國有は政治及軍事上の利害より見て其の私有を許さざるの事情がある。

第三、**財政上の理由**。近事各國共に歳入増加の必要があるに當て鐵道を國有させば有力なる財源を得るばかりでなく、租税の様

様に強微の性質を帯びないといふ勝れた點があるのである。

第四、**技術上の理由**。一國交通機關の完全を期するには技術上に於ても鐵道は之を國有と爲すの必要がある。

- 次に鐵道私有論者の論據とする所を擧ぐれば凡そ左の通りである。
- 一、私有鐵道は國有に比して競争が盛であるから營業上改良の實を上ぐる事が多い譯である。
- 二、民業は官業に比して資金の融通が容易であるから線路其の他を迅速に延長又は修繕する事が出来易い。
- 三、個人は官吏に比して利害の觀念が鋭敏であるから經費を節約し事務の敏活を計ることが出来易い。

之を要するに鐵道の經營に關しては國有、私有の兩議論が相半し、其の是非曲直は一概に斷言することは出来ない、宜しく其の國の狀勢と場合とに鑑み適當の措置を取らねばならぬ。併し大體に於ては追々國有鐵道が多くなる傾向がある。

鐵道國有の場合に於て能く其の所期の利益を收めやうとするには大要左の如き條件に注意を拂はなければならぬ。

- 一、忠實にして有爲なる多數の官吏を要し、殊に永く其の職に止まり充分に經驗を積んだ人を採用しなければならぬ。
- 二、政府の財政が鞏固でなければならぬ。鐵道を國有と爲すも社會の公益を犠牲として財政補足の用に供するが如きに至ては却て弊害あるものと言はなければならぬ。
- 三、政府が鞏固であつて議會の爲に容易に動かされないことを要する。何となれば種々の利益を代表する議員の爲に左右せらるゝが如きことがあるやうでは、政府は決して統一的計畫を遂行することは出来ないからである。

若し以上の如き條件を具備しないならば鐵道の國有も果して其の利益を收め得るや否や大に疑無きを得ない。

假令私設鐵道であつても政府の監督が充分に行はれ許可すべき線路を豫定して競争を防止し、資金の如きも政府の認可を要するものとなして之を制限し、又初より収益の多い地方と其の少ない地方とを連結して鐵道の敷設を許可することゝすれば、鐵道が一地方のみに偏するが如き弊害は自然に消滅せしめ得る譯である。

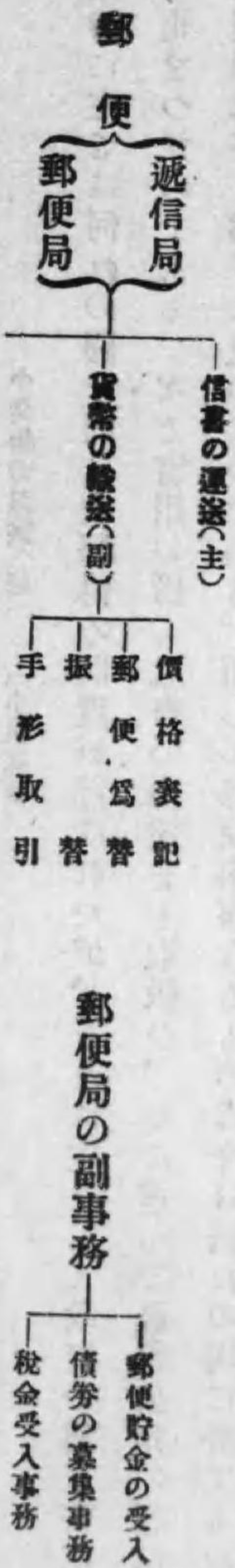
今試に各國の鐵道政策を觀るに英國並に其の系統に屬する國は多く民有主義を採り、歐洲大陸（即ち白、獨、澳、匈、露、伊）米國並に日本は國有主義を採用し、佛國の如きは半官、半民の主義に則るの狀況である。

第三節 通信機關

通信機關とは通信を傳達する機關であつて。其の主なるものは郵便、電信及電話である。

第一、郵便

郵便とは信書の運送を謂ひ、之を取扱ふ官署を遞信局又は郵便局とする。今此の二官署の取扱ふ事務を表示すれば大體左の通りである。



〔小荷物の運送(副)……(小包郵便)〕

往時に在ては何れの國を問はず驛傳の制度が行はれたが、それは主として政府の爲に書信を傳達するに止まつたのである。次で官用の傍ら私書の傳達をも取扱ひ、更に進んで社會公衆の書信傳達を以て郵便の本務と爲すに至つたのである。而して郵便事務なるものは今日孰れの國に於ても政府の經營する所である。若し郵便を私人の經營に委せんか、鐵道と同じく都鄙を通じて公平に事務が行はれざるの弊を生じ又多數の私人競争の結果は自然獨占的の事業と爲るに至る虞あるが故に國家に於て統一的制度を設け遠近の區別なく全國同一の低廉な料金を以て信書を迅速且正確に傳達するを便利とするに至つたのである。そればかりでなく信書の秘密は之を政府に委任するのが最も安全であるからである。又郵便事業は其の組織が簡單で單純劃一の方法を以て之を經營することが出来るので敢て之を私人に委ねる必要はないのである。従て郵便事務は之を結合統一することが比較的容易であるので、遂に夫の萬國郵便同盟の如きものも生るゝに至つた譯である。

### 第二、電信

電信とは電力を以て人の思想を傳達する機關である。而して此の電信事業を官營と爲すべき理由は郵便事業と同じである。且電信事務は之れを郵便事務と結合することが容易であつて既に郵便を以て官營と爲す以上は電信を之に附屬せしむるのが甚だ便利である。従て電信も亦諸國殆ど皆之を政府の事業として經營して居る有様である。

### 第三、電話

電話は其の發明以來日向淺いけれども、今や盛に諸國に行はれ重要な一の通信機關となり、殊に近來遠距離の電話が行はるゝに及んで電信と競争するやうになつた。而して此の事業も亦獨占の性質を有するものであるから郵便、電信等と同様之を國家の經營に任かせるのが最も適當である。



## 第四編 分配論

### 第一章 總論

#### 第一節 分配の意義

財貨の分配(Distribution)とは生産物又其の價格が、其の生産に與つて力ある者即ち生産の爲に勞力を施し、又は土地資本を供して協力した者の間に如何に配當せらるゝかの關係を謂ふのであつて、分配は生産と極めて密接な關係がある。實際上に在ては、生産に屬する現象と分配に屬する現象との識別は甚だ困難なことが多いが經濟學上から見れば之を區別して論ずる必要がある。

凡て經濟が單獨經濟の域を脱して勞働の分配が行はるゝに従ひ一物の生産にも關係する人が多くなり原料の獲得より生産の結了に至る迄には資本、土地又は勞力を提供するものなどが多數に現はれて來るので是れ等の人に對する報酬は結局生産の結果から之を支拂うの外はない。此の勞働者の賃金の如きものは生産の結果の生ずるを俟たずに貨幣で支拂はるのであるが之は企業家が一時立替へて置くのであつて企業家は生産の結了を待つて其の立替の返償を受けるものである。

財貨の分配と云ふことは社會上最も重大なる事柄であつて其の分配の宜しきを得ないときは種々な

弊害の起ることあるを免れない。而して一國の進歩に適應する爲には分配は如何に行はるればよいかと云ふに、貧富の懸隔の甚しきは素より弊害の多いこと言ふを俟たぬ所であるが、さりとて各人の所得及財産が全く相平均するの必しも宜しくない。要するに分配の方法は、中産者即ち多少の資産は有りながら尙勞働に従事しなければ相當の生活が出来ず、又勤儉に依て其の境遇を改善し得る様な人の多數なることが最も理想とすべきものと思はる。

### 第二節 財貨分配諸要素の關係

財貨の生産に關與し其の結果に就て分配を受くべき者及其の收得すべき所得の種類は次の通りである。

地主——地代(土地所得)

資本家——利息(資本所得)

勞働者——勞銀(賃銀、勞働所得)

企業家——利潤(企業所得)

茲に注意すべきことは此の四種の所得なるものは必ずしも別個の人に分屬せず又各種の所得は更に分派して他種の所得を生ずることがあると云ふことである。

次に所得と謂ふものは、一定の期間(通常一箇年)内に於て新に生産者の所有に歸し、之を全く使用

するも、土地資本又は勞力の如き生産要素其の物を害し生産者の經濟的地位を損することのない一定の財額を謂ふのである。更に言ひ換ゆれば所得とは通常生産者の得る所單に一時的に止まらず再三再四繰返さるゝものである。従て夫の一時的又は豫期せずして臨時的に入り來るものは所謂收入であつて所得とは言へないのである、而して所得は總て生産に與る者の同心協力に依つて生ずるもので生産の目的とする所は畢竟所得を得て之を消費の用に供し以て人類の欲望を満足するに在るのである。

所得は其の所得主の現在並將來の幸福を増進する基となるものである。従て社會に於ける財貨の分配如何、各人所得の大小如何は常に各人の生活程度を決定し、貧富の懸隔を起し又或は各社會階級間の軋轢を起すに至ることがある。夫の世上に八ヶ間數い勞働問題及社會問題等の淵源も多くは財貨分配の問題に在る、それ故に財貨分配の問題は經濟學上最も大切なる問題の一であつて如何にせば其の分配の公平を期し得べきかは大に研究を要する事柄である。

所得を分配するに當つては其の生産に協力せる者相互間の利害の衝突は全く免るべからざる現象である。現在の社會組織は私有財産制度であるが故に利己心と自由競争とは經濟的活動の動機となつて各種階級間の利害は互に衝突することを免れないが出來得る限り各種の方策を講じて之を調和すると云ふ以外に根本的に解決する道は殆んど無いのである。

### 第三節 分配の方法に關する主義

現今の社會制度は固より經濟進化の歴史よりして生じた必然的の產物であるが其の下に於て諸種の經濟現象殊に生産の結果の分配の一事が正義に依り圓滿に行はれて居るであらうかと問はゞ誰しも斷然肯定し得る者はあるまい。賢愚強弱を分たざる自由競争は富者をして愈々富ましめ貧者をして益々窮境に陥らしめ無制限なる私有財産制は動もすれば社會に無益有害の奢侈濫費の風を生せしめ、財産の相續制度は富豪の子孫をして拱手遊惰に流れしむるものあり一方全精力を竭して終日劇務に従ひつゝあるものは纔に其の日の糊口にも差支あるが如き悲境を脱することを得ない有様である。見去り見來れば分配の諸問題は有産者(地主又は資本家)と無産者(主として勞働者)の間の分配の問題に歸着する。諸問題に對する解答を與へんとする學說主義は固より多種多様であるが之を大別すれば左の三種となる。

### 第一、樂天主義(Optimism 自由分配主義)

此の主義は有産者無産者との利害が究局に於て衝突することを認めず、今日の制度の儘にても經濟の發達に伴ひ、貧富を問はず其の狀態改善せられ遂に黃金時代に達し得べしと爲す說である。此の說は各人の間に生來賢愚強弱の差あることを看過し且つ經濟力の發達が人口の増加に伴はざるの事實を無視するの說で結局現在の不公平を放任し其の増長に委するものである。

### 第二、厭世主義(Pessimism 強制分配主義)

此の主義は廣義の所謂社會主義者の唱ふる所であつて、有産者と無産者の利害の衝突は現社會制度の下に於ては決して除去又は緩和し得べきものにあらざるを救済するには現在社會制度を破壊して新主義に則り社會を建設する外なしとするものである。斯の如きは夫の自由競争と私有財産制度なる刺戟に重大なる制限を加ふること、なり終に勞務に腐り難苦を打破するの元氣を銷盡して社會は總て凡庸なる人物の生活に終始することとなり偉人英雄等は皆無となり終には人類一般の退化なる現象を生ずること

いなる。

### 第三、折衷主義

此主義は極端なる前二主義を折衷し國家の助力を以て現在の社會組織を矯正し無産者に對する分配の公平を招徠せんとするもので所謂社會改良主義と稱するものである。此の主義は一方には個人を尊重し同時に社會の幸福をも考慮したる穩健なる說であるが其の所謂社會改良の方法並程度に至ては明確を期し難く總て折衷主義なるものに共通なる不徹底と無氣力との譏を免れない。

分配の方法に就き此等の主義の何れを探るを問はず先問題となるべきは所謂公正なる分配とは如何なる分配を指すかの點である。是に就いても諸說紛々として定まらぬが大要次の三種に分つことが出来る。

#### 第一 全くの平等を以て公正なりとする説

#### 第二 各個人の必要に應じて分配することが公正なりとする説

#### 第三 各個人の社會に及ぼしたる功績勤務に應じて分配することが公正なりとする説

要するに今日の社會組織を以て經濟上の弊竇の禍根と爲す説は歐米に於て旺盛を極めて居るが我國に於ては未だ甚しきを見ぬ。是れ一方には本邦の經濟狀態が未だ彼の如く發達して居らないことにも職由するが他方には我國古來の淳風美俗があつて雇主と被傭者との關係が歐米の如く酷薄でないこと云ふことも與つて大に力がある。此の仁義温情を旨とする邦人の美點を培養發達するに努め一方國家自ら時代に順應する社會政策を實行して行けば庶幾くは禍亂を未然に防ぎ社會の圓滿なる發達を期することが出來やう。

翻て方今文明諸國の分配制度を考察すれば原則として私有財産制度を認め自由競争を許し一方に工場法労働保険、労働組合、累進的相續税所得税等の制度を以て其の間の弊害を軽減せんことに努めて居るのである。

### 第四節 所得の種類

所得は種々の觀察點から之を分類することが出来る。

#### 第一 經濟上の關係に基づく分類

- 一、總所得……生産の結果から生じた所得の全部
- 二、純所得……總所得から生産に要したる費用全部を控除したるもの
- 三、自由所得……純所得の内から生活に必要缺くべからざる費用を控除したるもの

#### 第二、所得發生の起因に基づく分類

- 一、財産所得……地代利子の如く財産の利用から生じ概して確實永久的なるもの
- 二、勤勞所得……俸給、賃銀の如く勤勞の結果から生じ概して不確實且一時的なるもの

#### 第三、所得の效果如何に基づく分類

- 一、名義所得……單に名義上に於ける所得
- 二、實質所得……實質上に於ける所得

#### 第四、所得の形式上に基づく分類

- 一、實物所得……實物より成る所得
- 二、貨幣所得……貨幣より成る所得

#### 第五、所得取得者の經濟的活動に基づく分類

- 一、原生所得(原始所得又は第一次所得)直接又は間接に生産に参加する者の受ける所得であつて其の内
  - 甲、直接原生所得……生産の結果中から企業家の取得するもの
  - 乙、間接原生所得……生産の結果中から資本家労働者地主の取得するもの
- 二、派生所得(第二次所得)契約、法令、強制又は任意の給付により他人の經濟活動より生ずる所得。例へば醫師僧侶等の謝儀、傭婢の給料、官公吏の俸給、寄附金等の如きもの

#### (一) 地代(Rent)

### 第六所得取得者の經濟的社會階級に基づく分類

- 一、勞賃(又は賃銀 Wages)
- 二、利子(又は利息 Interest)
- 三、利潤(Profit)

此の最後の分類は經濟上最重要なる關係あるものであるから章を改めて詳述することにする。

## 第二章 地代

### 第一節 地代の觀念及起因

地代とは土地が與へられたる天賦の性質を利用して生ずる所得、即ち土地の生産力の使用に對し地主の取得する報酬である。天賦の性質とは人力を借らずして全く原始的に存在する性質であつて即ち地味、位置及含蓄物を指すのである。換言すれば地代とは土地に勞力資本を投じて生産したる結果の中から其の生産に必要な諸雜費を控除したるものを謂ふのである。生産に必要な諸雜費の内には種子、肥料、灌漑、道路、堤防等の費用、器具、機械の損料、之に投下したる資本の利子及労働者の賃銀等を含むものである。

地代を生ずるに至つた起因を尋ぬるに往昔人口稀薄で耕作し得べき土地が有り餘つて居た頃は生産の結果は全部耕作者に歸し固より地代を生ずる餘地はなかつた。併し人口が次第に増加して土地の不足を感ずるに至り始めて地主と小作人との關係を生じ茲に地代なるもの、發生を見るに到つたのであ

元來其の位置及地味の優れた土地は位置不便又は地味劣等の土地に比して同一の費用の下により多量の收穫を齎らす道理である。故に土地の需要が盛になつて劣等なる土地をも耕作する必要を生じて來ると其の最劣等の土地に必要な生産の費用が收穫物の價格を決定することになり優等なる土地は生産費用以上の剩餘所得を生ずるに到り茲に地代を形成するものである。故に地代とは現に耕作せらるゝ最劣等地(即ち耕境 Margin of Cultivation)の收穫と他の優等なる土地の收穫の差異であると言ふことが出来る。

第二節 地代の高低を決定する原因

地代の高低は次の二原因に依て定まる。

第一、其の土地の生産力と地位の便否。

第二、其の土地の收穫と最劣等耕作地の收穫の差異。

茲に生産力と謂ふは其の收穫から其の生産に必要な費用を控除したもので、必ずしも其の土地の豊饒の程度とは一致しない。例へば一反歩に二石の收穫があつても一石五斗に當る費用を要する土地の生産力は一石五斗の收穫に止つても五斗分の費用を要する土地の生産力よりは低いわけである。次に地位の便利なると否とは地代に大關係を有するものである。地位が便利なれば地代高く不便な

れば地代は低い。此の二つの原因は理論上の地代決定の標準であるが實際に於ては競争又は習慣の影響で個々の場合には少からず差異を生ずることがある。

地代論を大成したのは英國の經濟學者リカード氏 (Ricards) であつて其の學説は大體に於て今日も正當と認められて居る。

第三節 地代の種類

地代には次の四種類がある。

一、田畑としての地代……地味の善惡と地位の便否に依て定まる。

二、敷地又は宅地としての地代……位置の便否と云ふことが最も重要な決定要素である。

三、鑛區としての地代……此の二者の場合には其の市場に對する位置の便否と其の包蔵する鑛物

四、漁場としての地代……又は漁獲物の量及價値の大小が地代を決定する。

第四節 地代に關する諸原則

第一、地代と農産物の價格との關係

地代は農産物の價格の決定に影響を及ぼすものではない。農産物の價格は總て最劣等の耕作地(耕境)に於ける生産費に依て決定せられるものである。然るに耕境に元來地代と云ふものがないので

あるから地代は農産物の生産費從つて價格の計算には入らないのである。

農産物の價格の變動は地代の變動を來すものである。若し農産物の需要増加して其の價格が騰貴すれば耕境は更に劣等なる土地に移ることとなり従來の耕境には地代を生じ他の優等地の地代は之に伴うて騰貴することゝなるのである。

## 第二、地代と地價との關係

地代は地價の決定には大なる影響を及ぼすものである。地價なるものゝ生ずるは畢竟土地に地代あるが爲で例へば三十圓の利息を生ずるには年五分の利率で六百圓の資金を要する勘定であるから年三十圓の地代を生ずる土地は約六百圓の資金と同價格となるわけである。之が地價の理論的算出法であるが實際に於ては必ずしも之と一致するものではなく、同一の地代を生ずる二個の土地の地價は必ずしも同一ではない。

## 第三、社會の財及人口増加と地代との關係

社會の財の増加は土地の需要を増し人口の増加は農産物の需要を増し共に地代の騰貴を來すものである。併し是れにも多少の例外がある、例へば交通機關發達の爲市外の土地の競争を受けて市内の地代が下落し又は農事改良の結果收穫の増加を生じ爲に劣等地の耕作を必要とせざるに到り地代の騰貴を防ぐ等の場合もある。

## 第四、農具の改良及農産物の輸入と地代との關係

農具の改良及農産物の輸入は共に農産物の價格を低落せしめ延いて地代騰貴の傾向を抑制するものである。

## 第五、土地に投じたる資本と地代との關係

土地に資本を投じて其の肥沃の度を増加した場合に此の土地の使用に對して支拂はるゝ對價も地代と稱し得べきものか否かと云ふことは大に研究を要する問題であるが、併し人爲的に肥沃なる土地と天然に肥沃なる土地とは生産に對する效果に於ては異なる所なく其の使用に對する對價は全く同一原因によつて決定せらるゝものである。故に此の場合にも之を地代と稱すべきものであつて又地代には常に土地改良に投じた資本の報酬をも含むものと言ひ得るのである。

# 第三章 賃 銀

## 第一節 賃銀の觀念

賃銀(勞銀 Wage)とは、廣く人の精神上又は肉體上の勤勞に對する總ての報酬を謂ふのである。其の勤勞の種類に従ひ、例へば官公吏には俸給、企業家には報酬、雇人には賃錢又は給料と云ふやうに種々なる名稱がある。此の中で官吏の俸給には、國法上特別の性質が與へられてあるが、原則としては普通労働者の賃銀と同じ様な經濟上の法則に依つて支配せられるもので、之を賃銀の以外に置くべ

きものではない。

以上の定義は廣義の賃銀に當符まるのであるが、狹義で賃銀と言ふ場合には多くは労働者が其の労働に對して收得する報酬を謂ふのである。往時に在ては雇傭關係が恰も主従關係であつて被傭者の地位は極めて低く全く身體の自由迄も拘束せられて居たのであるが、今日では其の關係は自由契約に依りて定まり法律上では對等の關係に在るが、經濟上では今でも被傭者は雇主に對して弱者の地位に立つて居るのである。而して賃銀なるものは、物品の價格と同じく、需要、供給の關係に依りて支配せられ被傭者の數多く雇主の數少なきときは賃銀は自ら低廉となり、之に反する場合は賃銀は自ら騰貴するものである。斯る賃銀は多數人民の唯一の所得を爲すものであるから、賃銀に關する理論は、經濟上殊に重要なものである。

## 第二節 賃銀の種類

### 第一、報酬として支拂ふ物品に關する種類

雇主が労働の報酬として支拂ふ物品の種類に關し物品拂法、(即ち労働者が其の衣食住に要する現品を以て支拂ふもの、實物賃銀 Natural Wages) と貨幣拂法、(即ち貨幣を支拂ふもの貨幣賃銀 Money Wages) との區別がある。現今諸文明國では、概ね諸種の法令を以て、物品拂法は弊害あるものとして之を除外して居るが、實際上には尙ほ賃銀の一部分を現品を以て支拂ふことの止まぬのは、吾

人の日常見る所である。或は日給労働者に食物を給し、又小作労働者に穀物を與へ、僕婢に衣食住の一部を給する如きものである。貨幣賃銀には又次の二種類がある。

#### 一、名義上の賃銀(Nominal Wages) 労働者が賃銀として收得すべき貨幣の高

#### 二、實質上の賃銀(Real Wages) 收得せる貨幣を以て購入し得べき財貨の高に見積れる賃銀

前者は貨幣の額面價格で表はされた賃銀で、後者は貨幣の購買力で表はされた賃銀である。從て物價に變動無き限りは名義上の賃銀と實質上の賃銀との間に變化はないが、若し物價が變動するときには名義上の賃銀は同一でも實質上の賃銀は大に變化するものである。即ち物價が下落すれば實質上の賃銀は増加し賃銀引上と同一の効果があり、又之に反して物價が騰貴すれば賃銀引下と同一の影響を蒙るのである。今日多くの賃銀引上の要求は物價騰貴に基く實質上の賃銀の減少を痛感せる多數労働者の正當なる要求に出づるものが多いのである。

### 第二、報酬支拂の方法に關する區分

雇主が労働の報酬を支拂ふに時間拂法(時間賃銀 Time Wages) 即ち一日幾何又は一月或は一年幾何と云ふ様に労働者の働く時間に應じて賃金を計算して支拂ふものと、出來高拂法(簡數拂法、仕事高拂法、工程賃銀又は簡數賃金 Piece Wages) 即ち製作品の出來上つた數量に應じて賃金を計算し之を支拂ふものとの區別があり、共に現行採用せられて居る。

今此の二種の支拂方法の得失を比較して見ると、

先づ時間拂の長所の主なるものは、

- 一、賃銀額の計算が簡明瞭で雙方の誤解を招く虞が少ないこと。
- 二、企業家は容易に生産費を豫算し労働者は容易に其の収入を知り得ること。
- 三、労働者が仕事に念を入れるから品質の精良を費ふべき仕事には適當であること。

又其の短所の主なるものは、

- 一、雇主と被働者との利害相反するので被働者は成るべく労働せずして多くの賃銀を得んと欲し、雇主は成るべく賃銀を少くして多くの労働を得んとして不都合な結果を生じ、遂に技術と報酬とを一致せしめ難いので自然労働者を怠慢ならしむること。
- 二、以上の弊害を防ぐためには勢ひ監督者を増加する必要を生ずること。
- 三、雇主が労働者の不熱心を覺悟する關係上其の賃銀額が常に低廉に過ぎる傾向を生ずること。

次に出来高拂賃銀の利害得失は全く時間拂賃銀の反對であるから自ら之を類推することが出来るであらう。生産品の量の増加と質の低下、労働の不規則労働者の健康障害等は免れ難き傾向である。尙ほ此の方法は仕事の性質又は雇主の労働者に對する關係等種々なる點より實行の困難を來すこと少くない。

此の外に出来得るだけ利益の分配の公平を期する方法として利益分配法 (Profit Sharing System) がある。

此の方法を細分して賞與法 (Premium System) 利益配當法 (Bonus System) 及株式分有法 (Tantime System) の三とすることが出来る。

賞與法とは利益の割合に應じて雇主が特に一定の時期を定め労働者の勤勉に對し、例へば品質の優

良なるものを作つたもの、出勤日數又は勤続年限の長いもの、又は機械對し一定の賃銀の外に賞與金を與へる方法である。

利益配當法とは利益の歩合に應じ労働者をして雇主と同じく利益の株式分有法とは雇主が少金額の株式を發行して之を労働者に所有せ業の株主たる資格を附與する方法である。

是れ等は賃銀支拂方法として極めて有効なる方法ではあるが現今の社難を伴ふものである。

右の外賃銀の支拂方法には滑準法 (Sliding Scale) なるものがある、滑準法

により生産品の標準價格と標準賃金とを定めて置いて、若し生産品の價格が賃銀も之に應じて上り生産品の價格が其の標準以下に下れば賃銀も之に従つてである。英米の製鐵業炭坑業等には往々採用せられて居るが他には未だ普及、此の滑準法には次の様な短所がある。

- 一、不景氣の場合物價の暴落に伴ふ賃銀の下落も一定の程度を定て置かれれば通常無産者たる労働者が堪へる虞あること。
- 二、賃銀支拂の度に變動常なき物價に準じて賃銀を計算する類に堪へ難きこと。

凡そ賃銀支拂方法及決定方法の適否は經濟上極めて重要な問題であつて其の方法で労働に對する報酬の比例を適度に定むることが出来れば労働者は勤勉誠實となり労働の



賃銀の高低を決定する原因

地夏の地の上夏はどろり  
夏は八用もた  
一五八

第三節 賃銀の高低を決定する原因  
雇主は大に利益し生産の結果増加して國民經濟も間接に裨益を受け又労働者の方面より  
より精神作用の苦痛を減じ嗜好を生じ労働者の熟練を増し従つて又賃銀の増加する結  
の職を樂しむやうになるのである。人類が各自其の職とす。所に嗜好を有すべきは  
つて賃銀支拂の方法も成るべく斯る結果に導く様努むべきものである。

### 第三節 賃銀の高低を決定する原因

賃銀の高低を決定する原因は種々あるが大體

- 第一、一般的原因即ち一般に労働者の全體に亘つて賃銀の高低を決する原
  - 第二、簡別的原因即ち各種職業の異なるに従つて特有なる原因
- の二つに分つことが出来る。

#### 第一、一般的原因

賃銀は物價と同じく需要供給の關係に依つて支配せられるもので、  
が、労働の需要供給の高は左の如き原因に依つて定めらる。

#### 労働の需要高を決定する原因

- 一、雇主の労働に認むる價値の多少。
- 二、雇主の支拂能力の大小。
- 三、雇主の競争の有無強弱。
- 一、労働者の賃銀に認むる價値の多少

#### 労働の供給の高を決定する原因

- 二、労働の生産費の大小。
- 三、労働者の競争の有無強弱。
- 四、悪疫の流行及外國への移住。

以上の原因に依り労働の需要供給の高が定まれば其の比較によつて賃銀の高が自ら定まることは一  
般の物價と敢て異なる所はない。尙ほ労働の供給高を決定する原因中労働の生産費に就いて一言せ  
んに賃銀も亦他の物と同じく長い期間には其の生産費と相平均して其の以下には低落しないのが原  
則である。茲に労働の生産費と云ふのは労働者の生計を維持する最低費用を云ふのではなく其の國  
民の發達の程度に適應して労働者並其の家族の生活を維持するに必要な費用を謂ふのであつて大  
凡次の諸要素を包含する。

- 一、其の國民の文明の程度及自己の地位に適應して労働者及其の家族維持に必要な生計費
- 二、不意の事變即ち疾病災厄等に當て労働者及其の家族を維持するに必要な費用
- 三、労働者が曾て其の修業に費したる資本の償却
- 四、自己の過失に依らずして職を失ひたる場合の生活維持費等

併しながら實際上に在ては、労働者は常に經濟上弱者の地位に在るので資本家の勢力に壓倒せら  
賃銀は僅に労働者の最低生計を償ふに止るばかりである。是れ即ち労働問題の社會に喧しくなつて  
居る所以である。而して労働者の生計費は氣候の寒暖、地味の良否、文明の程度、生活の状態、勞  
働の種類等種々なる原因で差異を生じ古今萬國を通じて一定の標準を見出すことは出来ない。  
以上は現今の交通經濟組織の下に於て賃銀の高低を決定すべき理論的原因であるが其の外に賃銀の

高低は人情風俗、習慣又は情誼の如き非經濟的原因に依り左右せられることが多いものである。之は傭主と被傭者の間が往々主従關係の如く見られて來たからであるが近時は漸く其の様な傾向は勢力を失ひ、賃銀は主として労働の需要供給に依つて定まることになつたのである。

## 第二、簡別的原因

職業の性質異なれば労働の生産費に差異を來し従つて賃銀に高低の差を生ずるは賭易き道理である今少しく其の原因を詳に述べれば大略左の通りである。

- 一、職業の性質の快、不快職業には困難なるものもあり容易なるものもある、清潔なるものも不清潔なるものもあり、又榮譽すべきもの然らざるものがある。其の中困難不潔又は不榮譽的な職業は然らざるものより幾分多額の報酬を受くべきものである。但し實際上は必ずしも理論通りには行かぬ。
- 二、職業の難易及費用の多少、例へば人夫土方の賃銀は大工左官の賃銀より低く、美術家の賃銀は大工左官の賃銀より一層高い様なものである。
- 三、職業の間斷不間斷
- 四、職業に信用を要する程度多少
- 五、職業の成功の見込の有無、靴師の弟子となつて靴師の業に成功する見込は確實に近いが、法律を學んで法律家として成功する見込は甚だ薄い。故に法學者の報酬は靴工の賃銀よりは高い様なものである。

若し賃銀の決定を自然の儘に放任するときは次の様な事情の爲に屢々公正を失する虞あるのみならず甚しいときは労働者が奴隷に近いやうな窮狀に陥る様なことさへある。賃銀の問題が労働問題として又社會問題として重要な所以は實に此の點にある。

一、通常労働者は貧困で、其の日の収入を以て其の日の生活を維持せざるべからざる窮境にあるので

賃金に對する欲望は常に強烈であること。

二、勞力の供給は數が定まつて居て、労働者の方に於ても自由に増減することが出来ない所以其の供給が常に需要に超過する傾向のあること。

三、此の爲に屢々勞力過剰の事は起つても労働者は通常家族の關係、生活の状態、交通の不便等に制せられて需要を追ふて去ることが出来ない所以需要と供給とは不調和となること。

四、以上述べたやうな事情がある上に、今日の資本主義の状態では雇主と労働者との勢力の懸隔が甚しくその結果労働契約は表面自由契約と稱せられるけれどもその内實は労働者の自由の利かない不自由契約となり終つてゐること。

五、勞力是一種の財に違ひないけれども労働者自身の身體から切り離せるものではないから、その勞力を賣買する契約が不自由なものであればその結果は當然労働者の心身を不自由なものにして終ふこと。

上に述べる様な種々の事情に對して其の救濟方法を研究して見れば大體左の二者となる様である。

- 一、自助法……即ち労働者が團結してその勢力で自らを救濟する方法。
- 二、他助法……即ち國家の保護干渉により工場法等を制定して労働者を保護する方法。

## 第四節 賃銀の鐵則

生産費は賃銀を決定する標準であると云ふ理由から英國のリカード氏は之を更に敷衍して一種の地代説を唱へ。社會主義者は其の所説を非難して賃銀鐵則と呼んでゐる。

賃銀の鐵則 (Iron Law of Wages) と言ふのは「労働者を現在の状態に甘んせしめ、更にその地位を改善することの出来ないやうに労働者を拘束せんとする一つの法則」である。此の法則は全く事實に反し且つ理論上甚だ不當の説ではあるけれども一應其の説の大體を茲に述べておかう。

今リカード氏の賃銀論の要旨を見るに

「賃銀即ち勞力の代價は他の物品と同様に永久には其の生産費の大小に依つて決定せられるものである。實際の賃銀は労働の需要供給の關係に依つて此の生産費の標準點を上下するものである。賃銀が生産費と等しくて労働者を維持するに必要な額のみであるときは之を労働の自然價格と謂ひ、需要供給の關係に依つて決定せられる賃銀を労働の市場價格と謂ふ。労働の需要が増加すれば賃銀は高くなり労働の供給が増加すれば賃銀は安くなる而して市場價格は假令自然價格と違つてゐても矢張り常に自然價格を中心として之と一致する傾向を持つてゐるのである。何となれば若し市場價格が自然價格に超過するときは賃銀は生産費を超過するから労働者の生活状態が良くなり結婚出生の數が増加し従つて人口の増加を來し延いて労働の供給が増加することとなり遂に賃銀が低落して生産費即ち自然價格に接近し來り、時には反動的に却て自然價格以下に下落することもある。又之に反して市場價格が自然價格より安いときには賃銀は生産費を償ふに足りないからその爲に労働者の生計が困難になり死亡數が増加し又結婚出生の數が減少し従つて労働の供給が減少して來るから遂に賃銀は増加して生産費と一致するに至るものである。」

今説明の便宜上此の説を分析して賃銀論の要旨を抽出して見れば

第一、高き賃銀は人口の増加を來し人口の増加即ち労働の増加は賃銀の低落を來す。

第二、低き賃銀は人口の減少を來し人口の減少即ち労働供給の減少は賃銀の上騰を來す。

右の第一の點は労働の供給が増加する場合に、需要は絶對的に増加しないといふ前提の下に論じられてゐる。併し乍ら供給と需要とは同時に増加することがある。即ち企業的精神の進歩發達、資本の増加。生産組織の改良、貨物の需要増加等の爲め労働の需要も増加することがある。又假令労働者の生計が良好になつたとしても必しも結婚出生の數を増すものではない。例へば(一)生計の程度を高めるだけで人口は少しも増加しないことがある(二)謹慎克己自重等の徳義を養成して貯蓄をなし土地を買ひ労働者の階級から脱し中等社會の地位に進んで其の家族を維持することとなり其の子孫は地主となりて労働者とはならず従て労働の供給を増加しないこともある。故にリカード氏の論斷は直に賛成することが出来ないのである。

第二の點に就ては實際に之れと反對の事實が歴然と存在する。賃銀が低く労働者の生活困難となる時は労働者は却て謹慎又は未來の考慮を失ひ濫に結婚して人口の増加を來すことがある。例へば愛蘭に於ては其の人民の常食は馬鈴薯であるが飢饉ある度毎にその人口は却て増加したと云ふことである又俚諺にも「貧乏人の子澤山」といふこともある。畢竟するに賃銀が生活費より少ないときは労働の供給は増加することがある、リカード氏は生産費を労働者生計の最低度と限つてゐるけれども労働者も社會の經濟又文化の進歩と共に其の生計費を高めるものである。若し果してリカード氏の所説の如くであるならば労働者は其の地位を改善し其の幸福を増進することは未來永劫全く出來ない譯である。是れ即ち氏の所説が労働者を束縛する鐵則であると言はれる所以である。而して此の法則中には多少の眞理は含まれて居るけれども到底吾人は之に賛成することは出來ないのである。

之を要するにリカード氏の賃銀鐵則なるものは經濟上の法則ではなくして唯單に過去の歴史に二三斯様な事實があつたと云ふに過ぎないので労働者の生計即ち勞力の生産費は勞力の供給といふ點から有力な賃銀決定の一原因であるに違ひないけれども賃銀は單に之ればかりで決定して動かないものであるといふのは極端な妄斷であると言はねばならない。

## 第五節 賃銀基金説

賃銀基金説(Wages Fund Theory)は英人マルサス氏始めて之を唱導しミル氏又最も詳細に説明した

がミル氏は其の同僚ソートンシ氏等の激烈なる攻撃に遭ひ晩年に至つて遂にその説を改めた。而して現在の經濟學者は大抵其の誤謬を認めて之を主張してゐる者は甚だ少い。從て實際上左程必要のない説ではあるが古くから普く經濟學者の論評してゐる問題であるから茲に大略其の説明と之に對する批評を試みやう。

賃銀基金説がどういふものであるかといふことを最明瞭に説明した人はウオーカー氏である。今其の説く所を見るに

「或國或時代に於ては經濟上の勢力によつて賃銀支拂の爲め財貨の一定額が取つて置かれる。固より賃銀支拂の爲に使用せらるる財貨の部分と其の國の財貨の總額との比例は時に依り國に依つて一様ではない。其の比例は主として工業の狀況、人民の習慣等に依つて變動するものである。併し或る時代に於ける賃銀基金は全くその國の資本總額に依つて定めらるる外はない。資本總額が多ければ賃銀基金も亦從つて多く、資本總額が少なければ賃銀基金も亦從つて少ないのである。故に賃銀基金は時の異なるに從ひ多少の差異を生ずるものではあるが一定時に於ては確定不動のもので其の額は法律輿論又は企業家の同情若し労働者の運動に依つて増加する事は出來ないものである。此の様に確定不動の賃銀基金は自由競争に依つて労働者の間に賃銀として分配せられるものであるから若し或一人が多額の賃銀を得るときは他の者は勢ひ少額の賃銀で満足しなければならぬか又は解雇の悲運に遭はねばならない。従つて各労働者の受くる賃銀の平均額は此の賃銀基金と労働者の數との間に存在する比例即

ち資本と人口との關係に依つて決定せられる。即ち賃銀基金が一定してゐるものと看做せば労働者の數が多ければ賃銀は少なくなり労働者の數が少ければ賃銀は多くなる。故に労働者一人の賃銀は賃銀基金を労働者の數で除した商である。」と。此の説に依れば、賃銀は必ず或國或時代に存在する確定資本額から支拂はれるべきものであると論じてゐるけれども賃銀が果して資本の中から支拂はれるものであるや否やは頗る疑問である。元來一國の人口中労働に依つて衣食してゆかうとする者及一國の資本中賃銀に充當せられる金額といふものは四六時中一分一秒も一定してゐるものではない。一國の資本中賃銀に充當せられる金額が賃銀を決定するものではなくて却て賃銀額の大小如何が一國の資本中賃銀に充當せらるゝ金額を決定するものである。又一國の人口中労働に依つて衣食しやうとする人数が賃銀額を決定するのではなくて却て賃銀額の大小如何が一國の人口中労働に依つて衣食しやうと欲する人数を決定するのである。故に賃銀決定以前に早くも賃銀を決定する所の賃銀基金の額及労働者の數が一定して動かないと看做すことは全く本末顛倒の議論である。若し斯様なものがあるとしたならば雇主は其の期間内に於ては一定してゐる賃銀基金は是非とも支拂はなければならず、不要な労働者をも雇入れなければならぬ。又労働者はその期間内は已に一定せる人数は是非とも労働に従事しなければならぬ。従つて不本意乍らも是非雇はれなければならぬこととなる。世に斯様な理窟のあらう筈はない。固より一定の國一定の時には常に賃銀の一定額及労働者の一定數があるではあらう。併し乍ら之は已に決定せる賃銀の合計及労働者の合計であつて、更に次に決定せらるゝ賃銀の合

計並労働者の合計ではないのである。又夫の英國の如く多額の資本の蓄積してゐる國では賃銀は實際資本中から支拂はれることもあらうが之は實際の便宜上資本を以て前拂するに過ぎないので之を理論上から言へば賃銀は生産物の結果中から支拂はるべきものである。現に米國の或地方に於ては労働者に賃銀を悉く前拂せず唯其の衣食住に必要な金額を賃銀の一部として前拂し残部は生産物を賣却して後に支拂ふ習慣もある。是れ即ち賃銀の性質を明示したものと云ひ得る。元來企業家が労働者に對して賃銀を支拂ふ理由は唯其の労働の結果即ち生産物が賣却せられて自分が利益を得るからである換言すれば企業家は未來の生産を見込んで労働を買ひその前金として労働者に賃銀を支拂ふのである又生産物は消費者が之を買ひ求め而して消費者が之を買ひ得るのは自分に所得があるからである。故に消費者の所得が多ければ生産物の價格も騰貴し従つて賃銀も高くなる筈である。之に依て見れば賃銀は一國資本の總額に依つて決定せられるのではなくて一國の所得總額に依つて決定せられるものであると言ふことが出来る。然るに一國の所得總額と云ふものは到底之を知ることが出来ないから縱令労働者の數が明かであつても尙賃銀額を知ることが出来ない。況んや一國の労働者の數が分らない場合は到底賃銀を明かにすることは出来ないのである。

要するに或國或時代の賃銀總額は決して確定不動のものではない。唯其の時代に支拂はれた總ての賃銀を計算しなければ之を知ることが出来ない。故に賃銀額は常に變動して止まぬものである。

次に又賃銀は企業家が僅少な報酬を以て満足するか又は生産物の價格が騰貴する見込のあるときは

自ら上騰するであらう。何となれば賃銀と云ふものは資本中から支拂はるゝものではなく生産物の價格の中から支拂はれるものであるからである。又一國に於ける流動資本多く其の上人の労働に依つて生産せられた物品が多く消費せられるときは自ら賃銀基金は大きいこともあり得るけれども之に反し固定資本額多く且器械力に依つて生産せられた物品が専ら消費せられるときは労働の需要が少いから賃銀は自然と低落すべきものである。兎に角一國の賃銀基金なるものが確定不動であると稱するとは出来ない。故に古來から盛に唱へられた賃銀基金説も到底賛成することは出来ない。今日の經濟學者中此の説を主張するもの極めて少ないのも當然である。

## 第六節 一般に賃銀を決定する眞原因

一般に賃銀の割合を決定する原因が二つある。即ち

一、其の國に於ける生産の總額

二、其の生産額が分配せられる状態

之である而して生産總額の大小は其の國の自然の富源、法律制度及國民の熟練、知識發明力等總て財貨の生産に影響すべき諸種の原因に従ひ、又生産額の分配せられる状態は主として雇傭を求める労働者の數と之に投下せんとする資本の分量との間の比較に依つて定まるものである。賃銀は貯蓄して資本中より支拂はれるものではなくて労働が資本と共同して生産した結果の分前中から支拂はれるも

のである。故に此の説は之を生産分前説とも名づけることが出来る。而して此の分前の多少は第一には労働者の生産し得る財貨の分量に従ひ第二には労働者が雇主に對して爲す掛引の巧拙に従ふものである。而して此の分配を支配するものは主として自由競争であるけれども法律又は習慣等も少からぬ影響を及ぼすものである。

賃銀増加と労働能力との關係に付ては從來二箇の學説がある。即ち

一、高き賃銀は常に必ず高き勞力なりとの説

二、高き賃銀は必ずしも高き勞力にあらずとの説

の二である。惟ふに勞力の廉不廉は賃銀の高低に依つて決するのではなく労働能率の大小に依つて決するもので而も労働能率の大小は労働者の身心の健不健に依つて決し労働者の身心の健不健は労働者の收入の多少に依つて決し労働者の收入の多少は賃銀の高低に依つて決する。斯くて賃銀の高低は労働能率の大小を決するから高き賃銀は常に必ずしも高き勞力ではなくて却て安い勞力であることもある。例へば一日の賃銀一圓を要求する職工五人の成績が一日の賃銀一圓五十錢の職工三人の成績に等しいならば前者は一人當りの賃銀は低廉であるけれども其の労働は却て不廉であるのである。

## 第四章 利息

## 第一節 利息の觀念及要素

利息又は利子 (Interest) とは資本の使用に對して支拂はれる所の報酬即ち資本所得である。故に利息は資本に對する報酬であつて貨幣に對する報酬許りではない資本とは決して貨幣許りを云ふのではない。世人往々資本と貨幣とを混同する者があり又利息と金利とを混同するものがある。之れは何れも誤である。茲に所謂利息とは金利許りでなく廣く流動資本及固定資本の使用に對する報酬である。夫の貸金の利息 (金利) の如きものは茲に所謂利息の一形式であるに過ぎない。然し現今の經濟社會では各種の財産は大抵皆貨幣を以て計算せられるから總ての利息も亦大抵貨幣で計算せられるものである。

次に一定期間 (通常一箇年又は一箇月) に得る所の利息の資本に對する割合を百分率で示すときは之を利子歩合又は利率 (Rate of Interest) と言ふ。例へば何割何分何厘には百分の何と云ふが如きである。

今利息を構成する要素を尋ねて見るに

## 一、元本喪失の保険料

## 二、資本の使用料

の二つがある。元來生産の爲に資本を投下するときは第一に之れを失ふ危険がある、従て利息は其の保険料の性質を持つてゐる。故に信用確實な場合に於ては元本を失ふ危険が少ないから利息は自ら安いのである。又第二には資本の使用に對して純粹の借料を支拂はねばならない。以上の二箇の要素は實際上では判然之を區別することは不能であるが理論上では尙此の二要素が含まれてゐることを忘れてはならない。而して若し資本家が同時に企業家であるときには利息は企業家の利潤の中に包含せらるゝものである。

## 第二節 利息の起因

利息の起因に關しては古來から幾多の學説がある。今其の主なるものを舉げて見れば

## 第一、奪利説

## 第二、勞力説

## 第三、生産力説

## 第四、時差説

## 第五、制欲説

の五者である。之を順次略述しやう。

## 第一、奪利説

此の説はマルクス・ロードベルタス氏等の所謂社會主義者の主張する所で利息は資本家が労働者の利益を掠奪して其の結果發生するものであると説いてゐる。今其の主張の理由とする所を見るに元來生産の要素なるものは土地資本及勞力の三者でなくて獨り勞力のみである。従て生産の結果は獨り労働者の收得すべきものである。然るに私有財産制度の存在する爲め資本家は労働者を壓迫して其の勞力の結果の生産物の大部分を横奪し之を利息と唱へ殘餘の一小部分を賃銀として労働者に與ふるに過ぎない。故に利息は其の實労働者の所得を資本家が掠奪するに依つて生ずる不正の結晶であると論じてゐる。この議論の正否は結局資本は生産の要素なりや否やに係つてゐるのであるが既に述べた通り資本は土地勞力と共に生産の一要素であることは明かであるから無論此の説は肯綮に當らないのである。

## 第二、勞力説

此の説はジエムス・ミル・マツカロツク・ワグナー・シエーフル氏等の唱ふる所で資本は勞力の結果として得られたものであるから利息は其の勞力の報酬であると説いてゐる。併し此の説は資本の起因と利息の起因とを混同してゐる非難を免れない。

## 第三、生産力説

此の説はロツシエル・クラーク氏等の唱ふる所で凡そ資本に利息を生ずるは資本が常に生産力を有

し生産上に有用であるからであつて生産を行ふに當つて資本を投下すれば之を投下しない場合よりも多くの收獲を得るのは勿論其の投下資本が大なれば大なるに従つて收獲量も多いのである。斯くて資本は生産を可能ならしめ有利ならしめ其の結果はそれに要した資本を償ふて餘あるから資本は生産力を有すと云ひ得られ利息は全く此の生産力に發し此の剩餘より成るものであると云ふ。併し乍ら此の説は何故に生産の剩餘は直に利息となるかの理由を明かにしてゐない。且又其の剩餘は生産以後に生じ利息は生産以前に定まるものである。

又同一の資本は同一の生産力を有するから常に同一の利息を生ずるものであるとも斷定することは出来ない。要するに生産力説も未だ利息の起因を説明するに足らない。

## 第四、時差説

此の説はシエルヌスシー、ベーム・バワーク氏等の唱ふる所で財貨を分つて現在財（直に消費し得べき地位に在る財貨）及未來財（後日に非ざれば消費し得ない地位に在る財貨）の二者とし、現在財に認める價值は大で未來財に認める價值は小であるからその間の時間の差が多ければそれに従て其の價値の差も大であり其の價値の差異は即ち未來財たる資本の利息であると説明してゐる。然し實際上に在ては未來財が現在財よりも却て價值大なる場合も多く此の説も未だ不十分である。

## 第五、制欲説

此の説はセニオル、バステアー氏等の唱ふる所で凡そ資本は財貨貯蓄の結果に過ぎないものである



から之を貯蓄しないで直に消費したならば快樂を得らるゝ筈である。然るに此の眼前の欲念を制して自ら資本を將來の生産の用に供し若は他人に之を使用せしめる爲に資本消費の機會を犠牲に供するものである。従て利息はかゝる犠牲に對する當然の報酬であるに外ならないと説いてゐる。諸說中利息の起因を説明するには此の制欲説を以て最も當を得たものと言ひ得るのである。

第三節 利息の種類

利息は其の觀察點の異なるに従つて種々に之を分類することが出来る。

第一、資本使用の状況に基づく分類

利息は資本使用の状況に基いて左の二種に分類することが出来る。

一、原生利息 即ち自ら資本を運用する結果生ずる利息。

二、副生利息 即ち他人に資本の使用を委ねた結果生ずる利息

副生利息は更に之を分つて

甲 貸付利息 即ち流動資本の使用權を他人に許して得る報酬

乙 貸貸利息 即ち固定資本の使用權を他人に許して得る報酬

の二種となし貸付利息は尙細分して貸物利息即ち消耗品の貸付より生ずる利息及貸金利息(金利)即ち貨幣の貸付より生ずる利息とする事が出来る。又貸金利息は之れが發生原因の如何に依つて契約

利子(自由契約に基く利息)及法定利息(法律の規定に基く利息民法第四〇四條第四一九條商法第二七五條第二七六條)に小分し得る。

第二、利息の實質の範圍に基づく分類。

次に利息はその實質の範圍上から分類して。

一、總利息(廣義の利息)

二、純利息(狹義の利息)

の二種と爲し得るのである。

總利息とは元來喪失の保険料及資本の使用料と言ふが如き種々の要素を包含するものであつて純利息とは元本喪失の保険料を控除した純粹に資本の使用に對する報酬のみを言ふのである。

之に依て見れば總利息は常に必ず純利息を包含してその範圍は廣いけれども純利息は之れに反し其の範圍は大いに狭いものである。

第四節 利息發生の沿革及利息制限法の利害

古代及中世の諸國に於ては資本を貸與して利息を取ること禁じてゐた。同々敎國でも亦耶蘇敎國でも皆利息を取るの一種の不正事であると看做してゐた。夫の希臘の有名な哲學者プラトーン、アリストートル氏の如きは「利息を徵收するは盜賊又は殺人に均しい罪惡である」と論じた。かくの如き

説は今日から見れば固より謬見であるとは明かであるが何故古人がかやうな觀念を抱いたかを尋ねて見るに、

一、古人は資本を以て金銀即ち貨幣と同一視し金銀は決してそれ自身利息即ち金利を生み出すことは出来ない然るに資本家が其の金銀に對して利息を取るは甚だ不正である。  
 二、利息を徴收する爲に債務者は其の利息を支拂ひ得ないで遂に債權者の奴隸とならなければならぬいやうな弊害を伴ふから資本家の利息を徴收するは最大惡事である。

との理由に基いてゐるやうである。中古に於ても亦斯様な説が行はれたこともある。然し社會が漸次進歩し人民の經濟思想が發達すると共に、資本使用の報酬として利息を取るは當然の理窟であると考へるやうになつた。元來資本は前にも述べたやうに勞力と貯蓄との結果であるから資本家たる者は其の資本を貸付けて其の結果自分が資本使用の機會を失ふ犠牲に對する報酬として相當の利息を徴收するのは固より正當と言はなければならぬ。又自分で生産に従事してゐる場合には生産の結果は資本と勞力との協力に依て出來上るものであるから資本使用に對する報酬として相當の利息の生ずるのは寔に當然の結果であると言はなければならぬ。

今日でも尙公安維持の爲に利息制限法を設くる國が無いではない。然し乍らこのやうな事は寧ろ害許りあつて實利のないものである。

元來利息の歩合といふものは資本の需要供給の自然的關係から定まるべきものであつて國家が法律

を以て此の自然的關係を拘束しても到底充分に其の效果を見る事が出來ないのは明かである。加之却て之が爲めに債權者及び債務者に不便を與へる事が多い。今日の高利貸社會では此の法制があるから却て「天引」と唱へて金銭を貸付ける以前に元金中より利息を控除しておくやうな奸手段が行はれることもある。

之を要するに利息制限法の如きものは寧ろ何等の實益なき許りでなく却て種々の弊害を惹き起すものである歐洲諸國では已に前世紀の中葉以來次第に此の種の法制を廢止し今日尙之を存してゐるものは僅々二三小國に過ぎない。例へば英國は一八五四年丁抹は一八五五年西班牙和蘭諾威は一八五七年白耳義埃地利獨逸は一八六五年乃至六七年に之を廢止してゐるのである。然るに我邦では今尙此の法制(明治十年九月布告第六十六利息制限法改正三十二)を現存し、契約上の利息は元金百圓未満は一箇年に一割五分(明治六年六月法律第一一號大正八年四月法律第五九號)は早晩廢止せられなければならないものと思ふ。而して縱令此の法制は之を廢止しても一方に於ては廉恥心の乏しき高利貸社會の如きものは充分に之を監督し民衆に對して苛酷な處置をさせないやうな制度を探り又一方には國家は宜しく金融機關の改善を計つて以て民衆に容易に低利の資金を與へる手段を講じなければならぬ。

凡そ利息は制限を被らない場合には大體資本の需要供給關係に依て定まるものであるが斯くして定まつた利息は常に必ずしも正當な利息と云ふ事は出來ない場合がある。蓋し貸主は多く強者の地位に

立ち借主は多く弱者の地位に在るから契約利息は必ずしも公正なる利息でないから暴利を取締る必要はあるけれども利息制限法の如き實際の効果のない死法は之を廢棄し萬一法外な暴利を貪る者があれば之を民法第九十條の規定に照し公の秩序若は善良なる風俗に反するものとして無効と解釋するか又は裁判官に於て不當の利息と認むるときは之を減額し得るやうな規定を設けて相當取締の道を講ずるがよい。常に一定の利率を法定して制限するといふのは寧ろ膠柱の誹を免がれない。

### 第五節 利息決定の原因

利息の高低を決定する原因は之を分つて三とする。

- 一、資本の需要及供給の關係。
- 二、法制及商慣習。
- 三、資本の分配を受くべき生産物の大小。

資本が豊富で之を使用する生産事業の振はないときは利息は自ら低廉である。之に反して資本が少額であつて而も之を使用する生産事業が盛なる場合には利息は自ら上騰するものである。このやうに利息の高低は資本の多少に依るものであつて必ずしも通貨の多少に依るものではない。而して利息の割合は多くは年分を以て表示するが我邦では日歩を用ふる場合が少くない。其の孰れを是とするかは事々物々に從て之を決定すべきものである。

次に其の國に於ける法制及商慣習は資本の需要供給に依て決せられる利息の一般通則を制限するところがある。前述の利息制限法の如き又は民法が法定利子を年五分とし（民法第四百四條）商法が法定利子を年六分（商法第二百七十六條）と規定してゐる如きは其の一例である。又利息は實際資本より支拂はれるものではなくて生産の結果中から支拂はれるものであるから生産額が多くなるときは利息の額も亦多く、生産額が僅少なときは利息の額も亦従つて少額であらねばならぬ。

利息は資本の需要供給如何に依て左右せられることは前述の通りである。而して資本の需要供給なるものは果して何によつて決定せられるかといふに先づ資本の需要高を決定する原因としては大凡左の如きものがある。

- 一、借手の資本に認むる價值の多少——借手が資本に價值を認めなければ需要は起らない。價值が少ければ需要少く價值が多ければ需要も亦従つて多い。
- 二、借手の支拂能力の大小——資本に對する需要は先づ資本を欲することの他に借入れた資本を償還し得る能力の大小に依て異なるものである。
- 三、借手の競争の有無強弱——借手間の競争の有無強弱は人口の多寡企業心の大小國富の程度交通の便否及市場の盛衰等に依て決定せられる。

次に資本の供給の高を決定する原因の主なるものは左の通りである。

- 一、貸手の資本に認むる價值の多少——貸手の資本に認むる價值が多くなれば供給少く僅少であ

れば自ら供給が多い。

二、放資の安危——放資が安全であれば資本の供給増加し危険であれば供給は減少する。而して其の放資の安危を決定するものは借手の信用の大小擔保の有無期限の長短事業の性質法制の完否等である。

三、貸手の競争の有無強弱——貸手間の競争の有無強弱は資本の供給高に大關係がある。而して貸手の競争の有無強弱を左右するものは人口の多寡國富の程度交通の便否國民貯蓄心の大小及金融機關の完否等である。

以上のやうにして資本に對する需要供給の關係が定まると茲に利息を生じ若し資本の需要が供給を超過すれば之を金融逼迫と稱へて利息は次第に騰貴し、之に反し其の供給が需要を超過すれば之を金融緩漫と稱へて利息は次第に低落すべきものである。

#### 第六節 利息に関する諸法則

利息に關して攻究すべき諸法則を左に略述しやう。

第一 利息の高低は其の原因の如何を見て考慮すべきものである。世には往々利息の高低を見て他を顧みないで直に杞憂の念を抱くものがある。併し乍ら利息の高低は濫りに之を憂ふべきものではない須らく各場合を考察してその上で可否を判断しなければいけない。若し一國の産業勃興して資本の需要が増加し其の爲に利息の上騰を招く如きは却て人民の貯蓄心を奨励し文明の進歩を促し却て

種々の好結果を來すべきものであつて寧ろ喜ぶべき現象である。併し乍ら資本缺乏の爲又は經濟社會の信用紊亂の爲利息の上騰を來したやうな場合は大いに憂ふべき現象である。又商工業の不振に基き資本の需要減少の爲利息が低廉であることは大いに憂ふべき現象である。日本の場合が多いが資本多く信用充分なるが爲利息が低廉であるのは寧ろ大いに喜ぶべき現象である。日本の如き新開國では利息は自ら高く英佛兩國の如き老成國に於ては利息は自ら低い。之れ新開國では資本の蓄積未だ充分でなく、農工業等種々の新事業が勃興して資本需要の途は頗る多いけれども老成國では資本の供給極めて多く有利なる産業は已に營經せられつゝあるが故に新事業の勃興することは比較的少ないからである。併し乍ら一朝大發明等があつて老成國等に於ても亦資本の需要が増し其の爲に利息の騰貴することがある。例へば蒸汽機關發明當時の如きは老成國に於ても利息は一時騰貴した。然し其の發明後漸く日月を経過して事業が其の緒に就くに至れば利息は又漸次低落するものである。

#### 第二 利息の平均及低落の傾向

利息は文明の進歩するに従つて資本を投下すべき諸種の事業に於て常に其の平準を得やうとする許りでなく經濟交通のある諸國の間に於ても次第に相平均する傾向を有してゐるものである。之れ蓋し交通機關の改善等に依つて資本が彼是相轉輾して需要供給を平均せしむるからである。

又利息は其の國其の時代其場合の資本に對する需要供給の關係に依て定まり一高一低一上一下變動恒なき状態であるけれども之を大體の上から觀察するときには時期を経過するに従つて漸次低落す